

埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック

～ 建築物 ～

令和3年7月
埼玉県



埼玉県マスコット「コバトン」

目次

ガイドブックご利用上の注意

ガイドブックの構成

対象建築物

建築物の整備基準の解説

建築物

1	廊下等	1-1~
2	階段	2-1~
3	傾斜路	3-1~
4	便所	4-1~
5	客室	5-1~
6	敷地内通路	6-1~
7	駐車場等	7-1~
8 - 1	移動等円滑化経路	8-1-1~
8 - 2	エレベーター等	8-2-1~
9	標識	9-1~
10	案内設備	10-1~
11	視覚障害者円滑化経路	11-1~
12	育児用施設	12-1~
13	出入口	13-1~
14	浴室等	14-1~
15	客席	15-1~
16	カウンター等	16-1~
17	休憩設備	17-1~
18	増築等に関する適用範囲	18-1~
19	自動車車庫等を含む建築物の床面積の算定方法	19-1~

小規模建築物

1	小規模建築物	1-1~
---	--------	------

▶▶ ガイドブックご利用上の注意

このガイドブックは埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準を解説しています。
(整備基準は埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則で規定されています。)
ご利用にあたっては下記の事項についてご注意ください。

○法令、条例の名称は紙面の都合上省略しています。

福祉のまちづくり条例：埼玉県福祉のまちづくり条例

バリアフリー法令

法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

令：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

埼玉県バリアフリー条例：

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例

○整備基準の比較としてバリアフリー法令の一部を掲載しております。

- ・ バリアフリー法令の適合確認をするためには利用できません。
- ・ 福祉のまちづくり条例とバリアフリー法令の整備対象箇所が異なる場合があります。
- ・ 福祉のまちづくり条例では、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者）が利用する部分を対象としており、バリアフリー法令の対象と異なる場合があります。
- ・ バリアフリー法令の対象欄に（多数の者の読み替え有り）と記載しているものは、特定建築物の場合に多数の者が利用する箇所に読み替えることを表しています。詳細はバリアフリー法令をご確認ください。

○設計にあたってご配慮ください。

- ・ どのような利用者が利用する施設であるかを想定し、必要に応じて利用される方のニーズを聞き、設計を行ってください。

○ホームページ情報

- ・ このガイドブックはバリアフリー法令の改正等に合わせ随時更新します。ホームページの更新日をご確認いただき、最新のものをご利用ください。
- ・ 随時更新のため、冊子は発行していません。画面上でご確認いただくか、印刷してご利用ください。
- ・ 各問合せに対し回答した結果を参考QAとして掲載しております。

▶▶ ガイドブックの構成

《基本的考え方》

整備の目的を掲載しています。

《整備項目》

- ・対象欄は整備する箇所です。
- ・①以降は整備基準となります。
- ・右欄にバリアフリー法令、埼玉県バリアフリー条例の類似基準を掲載しています。
- ・バリアフリー法令に類似の基準がある場合は下記も参考にしてください。
日本建築行政会議「バリアフリー法逐条解説（建築物）」
国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」
- ・青字は条文やガイドブックに規定がある用語です。

《用語の定義》

- ・条文上規定がある、又はガイドブックで規定した用語を抜粋しています。

《解説》

- ・各整備基準がどのような目的かを解説しています。
- ・解説を参考に、効果のある設計としてください。

《望ましい整備》

- ・利用者によっては整備が望まれるものを掲載しています。
- ・利用者を想定して整備を検討してください。

《解説図》

- ・整備項目等を絵や図、写真を用いて説明しています。
- ・標準的な整備は整備項目を審査するうえで判断の基本となる基準や寸法です。

《凡例》

●バリアフリー法同等基準

バリアフリー法令と同じ整備箇所でも同様の規定をしている基準

★福まち条例独自基準

バリアフリー法令と異なる福祉のまちづくり条例の独自基準

☆福まち条例独自基準（努力義務）

バリアフリー法令と異なる福祉のまちづくり条例独自基準で努力義務を課している基準

◇標準的な整備基準

福祉のまちづくり条例を審査するうえで、判断の基本となる整備内容や寸法等

対象建築物

埼玉県福祉のまちづくり条例の届出対象建築物 と バリアフリー法令及び埼玉県バリアフリー条例の適合対象建築物

(青字は埼玉県バリアフリー条例の規定によるもの)

	用途	埼玉県福祉の まちづくり条例 届出対象規模	バリアフリー法令及び 埼玉県バリアフリー条例 適合対象規模
1	特別支援学校、公立小学校等	0㎡超	0㎡超
	学校（学校教育法第1条）（上記を除く）		0㎡超
	幼保連携型認定こども園		—
	専修学校及び各種学校		—
2	病院又は診療所（患者の収容施設があるもの）	0㎡超	0㎡超
	診療所（患者の収容施設がないもの）	200㎡以上	200㎡以上
3	劇場、映画館又は演芸場	500㎡以上	500㎡以上
	観覧場	0㎡超	0㎡超
4	集会場又は公会堂	0㎡超	0㎡超
5	展示場	0㎡超	200㎡以上
6	卸売市場	500㎡以上	—
	百貨店その他の物品販売業を営む店舗	200㎡以上	200㎡以上
	マーケット		500㎡以上
	コンビニエンスストア（地上階にあるもの）	150㎡以上	150㎡以上
7	ホテル又は旅館	200㎡以上	200㎡以上
8	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用 する官公署	0㎡超	0㎡超
	公共的施設（上記以外）		—
	事務所	500㎡以上	—
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	500㎡以上	—
9	共同住宅又は寄宿舍	1,000㎡以上	2,000㎡以上
	下宿	200㎡以上	—
10	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る）	0㎡超	0㎡超
	保育所（児童福祉法第35条第3項届出又は同条第4項認可）		0㎡超
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（上記以外）		—
11	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	0㎡超	0㎡超

12	体育館（一般公共の用に供されるものに限る）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る）又はボーリング場	500㎡以上	500㎡以上
	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（上記を除く）		500㎡以上
	遊技場		500㎡以上
13	博物館、美術館又は図書館	0㎡超	0㎡超
14	公衆浴場	200㎡以上	200㎡以上
15	飲食店	200㎡以上	200㎡以上
	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	500㎡以上	500㎡以上
16	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	200㎡以上	200㎡以上
	銀行	0㎡超	0㎡超
	金融機関の店舗	0㎡超	200㎡以上
	郵便窓口業務を行う郵便局	0㎡超	0㎡超
	一般電気事業、一般ガス事業又は電気通信事業を営む店舗	0㎡超	200㎡以上
17	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	—	—
18	工場	500㎡以上	—
	火葬場	500㎡以上	—
19	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	—	2,000㎡以上
20	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る）	500㎡以上	500㎡以上
	自動車の停留又は駐車のための施設（上記以外）		—
21	公衆便所	0㎡超	50㎡以上
22	公共用歩廊	—	2,000㎡以上

埼玉県福祉のまちづくり条例の届出対象小規模建築物

	用途	埼玉県福祉のまちづくり条例届出対象規模（車庫等床面積を除く）
イ	診療所（患者の収容施設がないもの）	200㎡未満
	薬局、理髪店又は美容院	
ロ	コンビニエンスストア	150㎡未満
ハ	物品販売業を営む店舗	100㎡以上 200㎡未満
	飲食店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	公衆浴場	

1 廊下等

《基本的考え方》

利用者が迷わず、容易に目的の空間まで到達できるようにするため、屋内の動線計画をわかりやすいものとする、また、安全かつ円滑に利用できるよう、移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められます。

【1】廊下等

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する廊下等（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のもの）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等（多数の者の読み替え有り）
①床面	●令第11条第1号に適合すること	令第11条第1号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
②戸の構造	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	-
	★全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。	-
③点状ブロック等	★階段、段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。 ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・駐車場	令第11条第2号 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 平成18年国交省告示第1497号 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当 ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・駐車場
④突出物等	★突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。	-

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
廊下等	利用者の用に供する廊下その他これに類するもの	—
廊下等の部分	—	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの（その踊場を含む）	階段に代わり、又はこれに併設するもの
点状ブロック等	床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの	同左

《解説》

- ①【床面】雨滴等により濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- ②【戸の構造】自動開閉の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれないよう、戸枠の左右かつ適切な高さに安全装置（安全センサー）を設置する。衝突の危険があるため、透明なガラス戸には目の高さの位置に横棧を設置する、ガラスに色をつける又は模様を入れる等、配慮する。
- ③【点状ブロック等】視覚障害者に対し段差又は傾斜路の存在の警告を行うために、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる点状の突起が設けられたブロック等を設置する。階段、傾斜路のほか、段として高低差がある部分も対象となる。
- ④【突出物等】ベンチ、自動販売機、消火栓ボックス等の設置について、通行の支障とならないよう、設置場所等を確保する。

【2】移動等円滑化経路を構成する廊下等

上記【1】のほか、次の構造とすること。

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する廊下等（共同住宅又は寄宿舍にあつては、共用のもの）のうち、移動等円滑化経路を構成する廊下等	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等のうち、移動等円滑化経路を構成する廊下等（多数の者の読み替え有り）
①幅	●令第18条第2項第3号イに適合すること	令第18条第2項第3号イ 幅は、120cm以上とすること。
②車椅子の 転回ス ペース	●令第18条第2項第3号ロに適合すること	令第18条第2項第3号ロ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
	★廊下等の末端の付近に車椅子が転回することができる場所を設けること。	-
③戸の構造	●令第18条第2項第3号ハに適合すること	令第18条第2項第3号ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-
廊下等	利用者の用に供する廊下その他これに類するもの	-
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「8-1 移動等円滑化経路」で整備する経路）	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（令第18条で整備する経路）

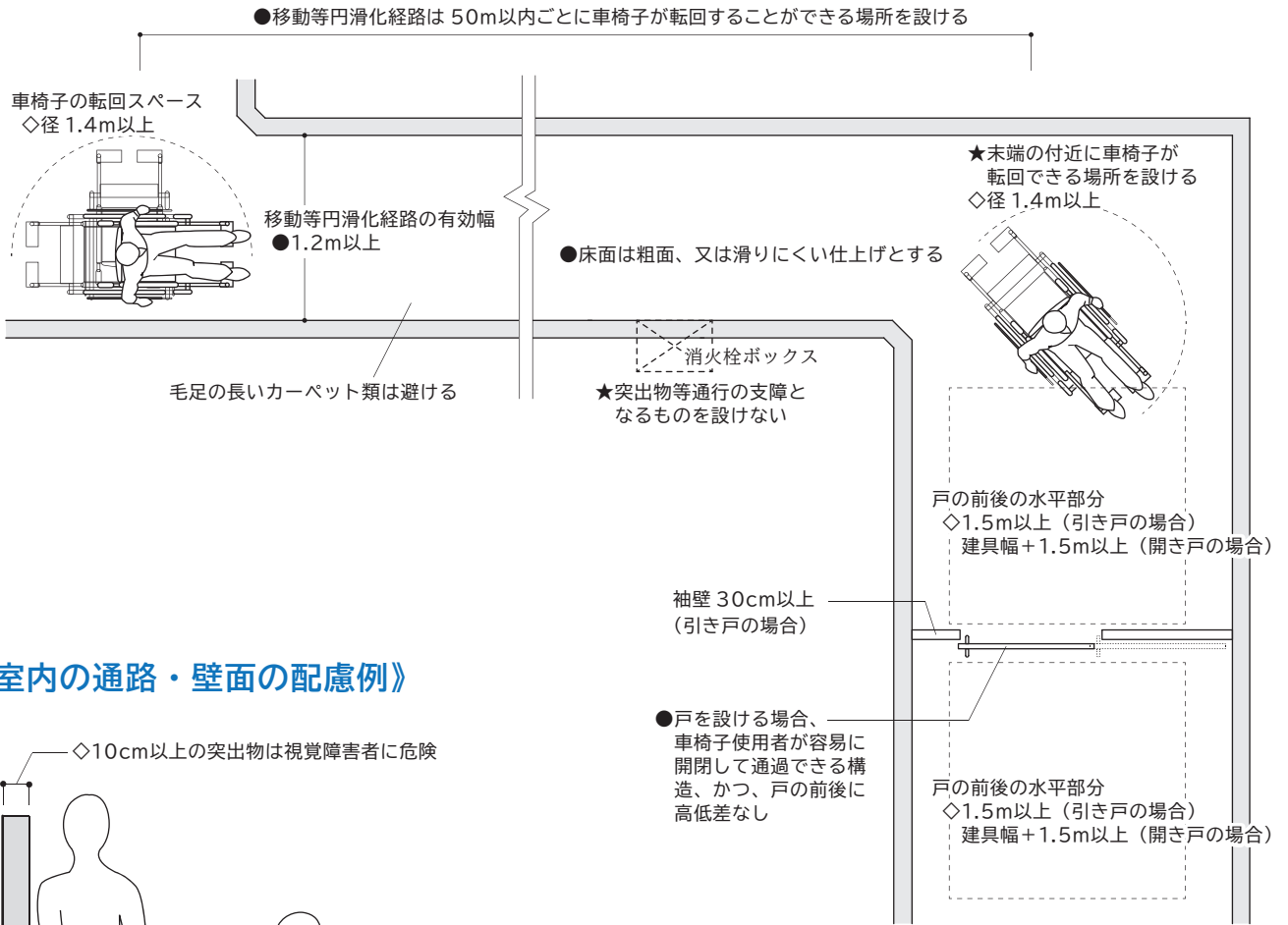
《解説》

- ・①【幅】手すりがある場合は、その内側で計測する。
- ・②【車椅子の転回スペース】車椅子使用者の方向転換に支障がないスペースを確保する。
- ・③【戸の構造】車椅子使用者が座ったまま戸を開閉できるよう、戸の前後に接近スペースを設けたり、開閉しやすいハンドルを設置する等、配慮する。また、車椅子使用者が戸を操作したり、方向転換を行うため、戸の前後には水平部分を設ける。

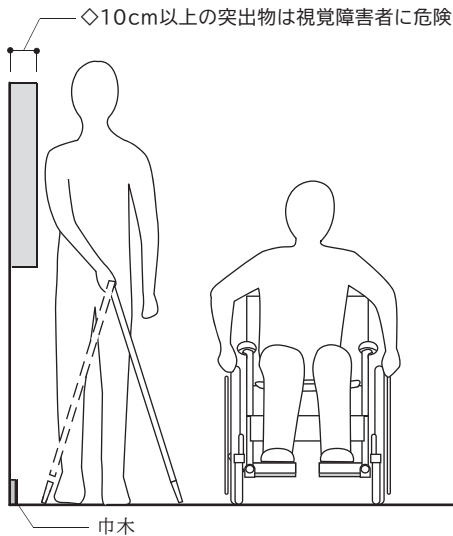
《望ましい整備》

- ・車椅子同士がすれ違えるよう、廊下の有効幅員は180cm以上とする。
- ・専ら高齢者、障害者が利用する建築物では、必要に応じて手すりを設ける。
- ・手すりの端部等には、必要に応じて現在位置等を点字で表示する。
- ・長い廊下や広い空間では、休憩場所等を適宜設置する。
- ・曲がり角は面取りや隅切りをするなど車椅子使用者等の通行に支障のない構造とする。
- ・廊下の曲がり角に鏡を設けるなどにより、衝突防止の配慮をする。

《移動等円滑化経路を構成する廊下等の構造》

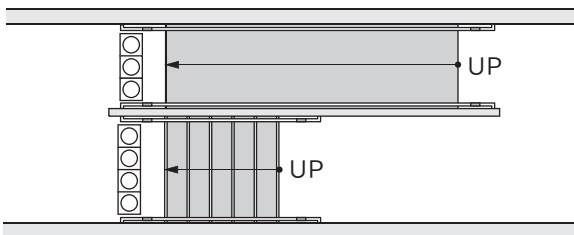


《室内の通路・壁面の配慮例》



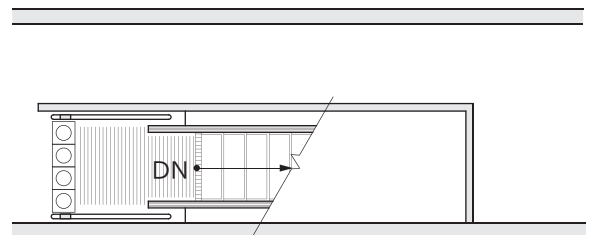
《点状ブロック等敷設の例》

【階段・傾斜路】



★階段・傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には点状ブロック等を敷設する

【段・エスカレーター】



★段の上端に近接する廊下等の部分には点状ブロック等を敷設する

2 階段

《基本的考え方》

階段は利用者の転倒、転落事故等がおきやすい場所です。設計においては、安全確保への配慮が求められます。また、高齢者や障害者等の昇降しやすさへの配慮も求められます。

階段

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する主たる階段（踊場含む。）（共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のもの）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段（多数の者の読み替え有り）
①床面	●令第12条第2号に適合すること	令第12条第2号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
②踏面の識別	●令第12条第3号に適合すること	令第12条第3号 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
③段の構造	●令第12条第4号に適合すること	令第12条第4号 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
④回り階段	★令第12条第6号（ただし書を除く。）に適合すること	令第12条第6号 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。
⑤手すり	●両側に手すりを設けること。	条例第5条 踊場を含み、両側に手すりを設けること。 令第12条第1号 踊場を除き、手すりを設けること。
⑥点状ブロック等	●段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、令第12条第5号ただし書に規定する場合は、この限りでない。	令第12条第5号 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 平成18年国交省告示第1497号 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当 ・ 駐車場 ・ 段がある部分と連続して手すりを設ける

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
点状ブロック等	床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの	同左
踊場の部分	—	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの

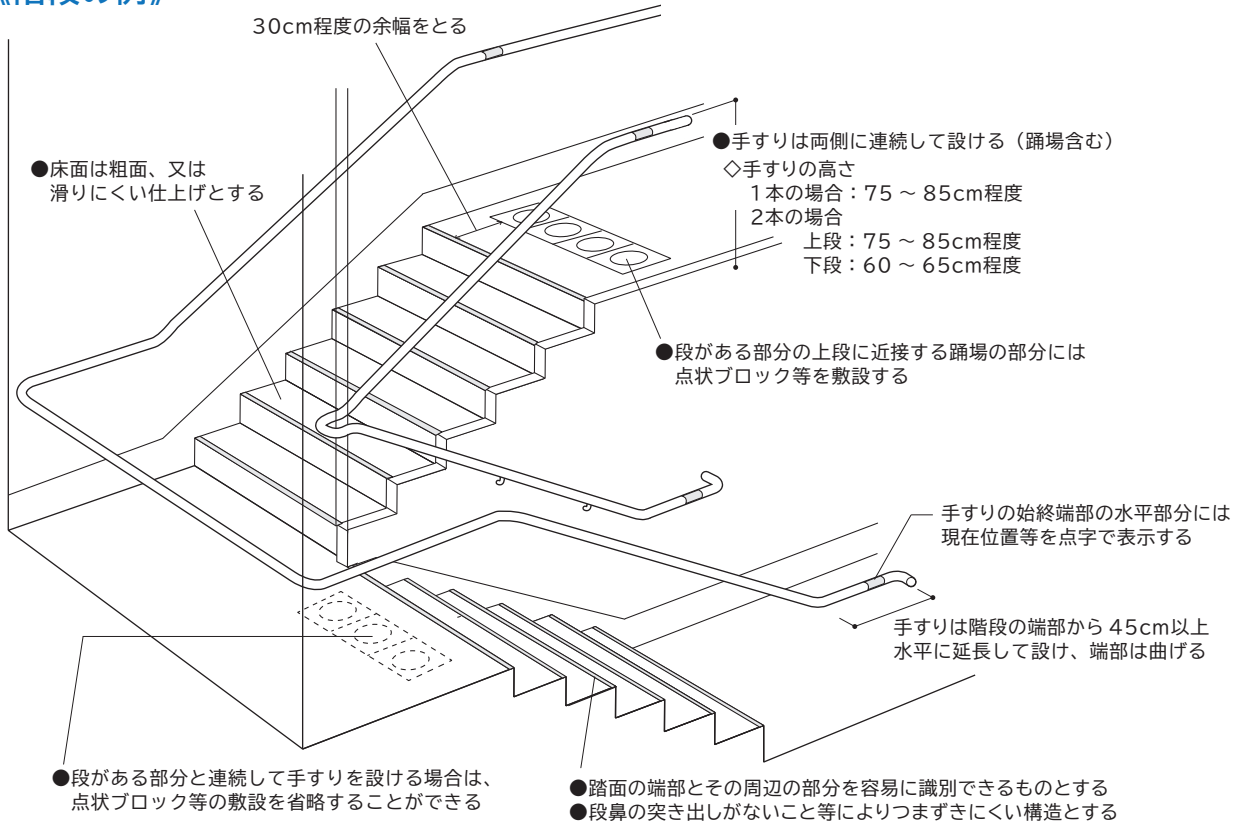
《解説》

- ①【床面】雨滴等で濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- ②【踏面の識別】降りる時には踏み面ばかりが見えるため、段鼻を認知しやすくする。
- ③【段の構造】段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。
- ④【回り階段】回り階段は、踏み面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外したり、昇降動作と回転動作が同時に発生するため危険が生じやすいので避ける。
- ⑤【手すり】手すりは片まひ者の昇降を考慮し、階段（踊場を含む。）の両側に連続して設ける。
- ⑥【点状ブロック等】視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うため、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる点状の突起が設けられたブロック等を設置する。

《望ましい整備》

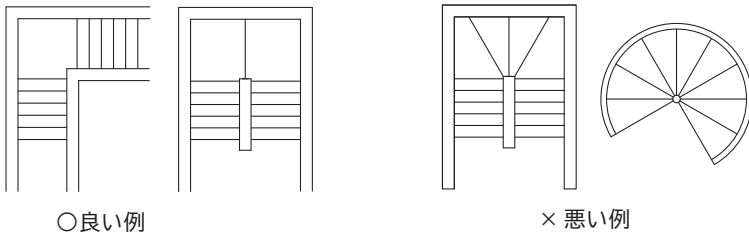
- ・踏面の端部や階段の段鼻等と周囲の部分は明度差 5 度、輝度比 2.0 以上とする。
- ・階段の両側に 5cm 以上の立ち上がりを設ける。
- ・手すりの始末端部の水平部分には現在位置等を点字で表示する。
- ・金属製の段鼻は白杖等が滑るので避ける。
- ・必要に応じて足元灯をつける。
- ・手すりが連続して設けられていても、視覚障害者の利用上支障があると判断される階段では、点状ブロックを設ける。

《階段の例》

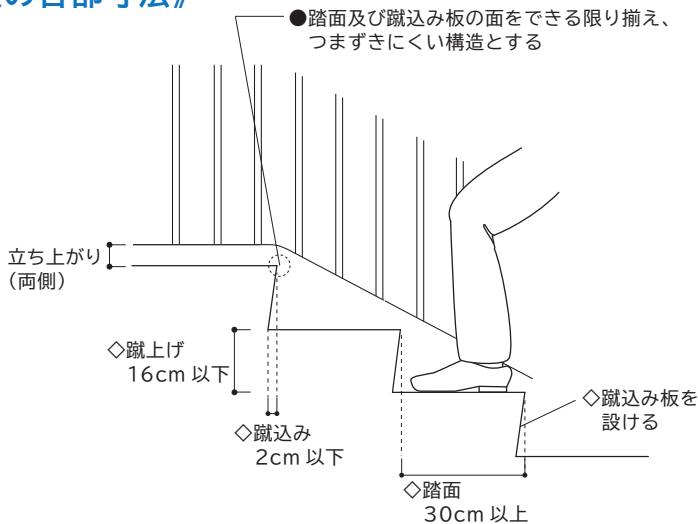


《主たる階段の形状》

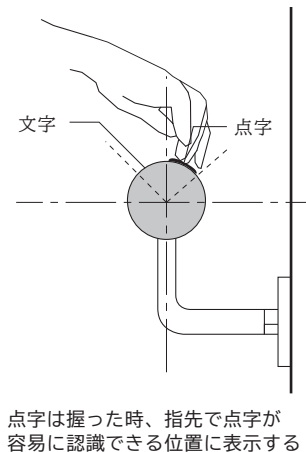
★回り階段（路面の寸法が内側と外側で異なる階段）でないこと



《段の各部寸法》



《手すりの点字表示》



3 傾斜路

《基本的考え方》

傾斜路は階段と同様に転倒等が起こりやすい場所です。利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、また、傾斜をできる限り緩やかにするなど、移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められます。

【1】 傾斜路

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する傾斜路（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のもの）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（多数の者の読み替え有り）
①手すり	●令第13条第1号に適合すること	令第13条第1号 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
②路面	●令第13条第2号に適合すること	令第13条第2号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
③路面の識別	●令第13条第3号に適合すること	令第13条第3号 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
④立ち上がり	★両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。	-
⑤点状ブロック等	●傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、令第13条第4号ただし書に規定する場合は、この限りでない。	令第13条第4号 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 平成18年国交省告示第1497号 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当 ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・駐車場 ・傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの（その踊場を含む）	階段に代わり、又はこれに併設するもの
点状ブロック等	床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの	同左
踊場の部分	—	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの

《解説》

- ①【手すり】昇降の安全性に配慮し、傾斜がある部分（踊場を含む。）には手すりを設置する。
手すりは、施設用途や設置場所等に応じ、適切な配置、形状、寸法とする。
- ②【路面】雨滴等で濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- ③【路面の識別】転倒やつまずき等を防止するため、傾斜路の存在を容易に識別できるものとする。
- ④【立ち上がり】杖等による危険の認知、車椅子のキャスター等の脱輪防止等のため、側壁又は立ち上がりを設ける。
- ⑤【点状ブロック等】視覚障害者に対し傾斜路の存在の警告を行うため、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる点状の突起が設けられたブロック等を設置する。

《望ましい整備》

- ・高さが75cmを超える傾斜路については、高さ75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場を設ける。
- ・手すりを両側に連続して設ける。
- ・手すりの始末端部の水平部分には現在位置等を点字で表示する。

【2】移動等円滑化経路を構成する傾斜路

上記【1】のほか、次の構造とすること。

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する傾斜路（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のもの）のうち、移動等円滑化経路を構成する傾斜路	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路のうち、移動等円滑化経路を構成する傾斜路（多数の者の読み替え有り）
①幅	●令第18条第2項第4号イに適合すること	令第18条第2項第4号イ 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。
②勾配	●令第18条第2項第4号ロに適合すること	令第18条第2項第4号ロ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。
③踊場	●令第18条第2項第4号ハに適合すること	令第18条第2項第4号ハ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「8-1 移動等円滑化経路」で整備する経路）	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（令第18条で整備する経路）
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの（その踊場を含む）	階段に代わり、又はこれに併設するもの

《解説》

- ①【幅】階段や段に代わり、又は併設する傾斜路にあつては、車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう、有効幅員を120cm以上とする。
- ②【勾配】昇降のしやすさに配慮し、できるだけ緩やかな勾配とする。
- ③【踊場】車椅子使用者の通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、踊場を設ける。

《望ましい整備》

- ・屋外の傾斜の勾配は、1/15以下とする。
- ・屋外の傾斜路には屋根を設ける。

4 便所

〈基本的考え方〉

高齢者、障害者等の社会参加や外出の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所を整備することが求められます。また、オストメイト、介助者や乳幼児連れ、子どもなど利用者の特性に合わせ、機能を区分した便所又は便房の整備が必要です。

【1】車椅子対応トイレ

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が 500 m ² 以上の建築物又は専ら高齢者、障害者が利用する建築物で、 利用者 の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舍を除く）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（多数の者の読み替え有り）
設置数	男子用及び女子用の区分がなく利用でき、かつ、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の利用に配慮した便所を 1 以上設けること。	令第 14 条第 1 号 便所内に、車椅子を使用している者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。
空間の確保等	内部は、車椅子利用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。	平成 18 年国交省告示 1496 号 国交大臣が定める構造の便房 ・腰掛便座、手すり等の適切な設置 ・十分な空間の確保
出入口幅	出入口の幅は、80cm 以上とすること。	-
戸の構造	出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	-
	自動的に開閉する構造の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれることのないよう、 利用者 を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	-
段	出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	-
床面	床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	-
洗面器	次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 () 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 () もたれかかったときに耐えうる強固なものとする	-
	() 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする	-

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【設置数】車椅子使用者や、介助を伴う障害者、高齢者等に配慮するため、十分な空間のとれる便所を設ける。異性介助も想定し、男女の性別によらず利用できる位置とする。

【空間設備】便所内には、車椅子使用者が回転できるよう十分な空間を確保する。また、便座への移乗や立ち上がりの補助となる手すりを配置する。

【出入口幅】戸の取っ手の引き残し等を考慮し、車椅子が通行できる、有効な幅を確保する。

【戸の構造】車椅子使用者が座ったまま戸を操作できるよう、開閉しやすい戸とする。

【段】出入口は車椅子の通行や高齢者のつまずきの原因となるため、段を設けない。

【床面】濡れても滑りにくい仕上げとする。

【洗面器】高齢者、障害者等に配慮した洗面器を便所内に設ける。

《望ましい整備》

- ・各階にトイレを設ける場合は、それぞれの階に車椅子対応トイレを設ける。
- ・同一建築物内に複数のトイレを設ける場合は、車椅子対応トイレ、オストメイト設備、ベビーベッド、ベビーチェア等を適宜機能を分けて配置する。
- ・複数の車椅子対応トイレを設ける場合には、正面ないし左右から便器へ移乗する利用者に配慮し、便器や手すりの位置が異なったものを設ける。
- ・施設の用途、規模等を考慮し、大型ベッドを設ける。
- ・非常用呼び出しボタンや聴覚障害対応のフラッシュライトなどの緊急通報装置を便房等に設ける。
- ・便所の案内は点字や音声等を用い視覚障害者へ配慮する。
- ・使用中の表示を分かりやすい位置に設ける。
- ・洗面器にも手すりを設ける。
- ・荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。

【2】準車椅子対応トイレ

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が 2,000 m ² 以上の【1】の対象建築物で、【1】に加えて設ける 利用者 の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舍の住戸を除く）（【1】を2以上設けた場合を除く）	-
	床面積の合計が 500 m ² 未満の建築物で、 利用者 の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舍の住戸を除く）（【1】を1以上設けた場合を除く）	
	共同住宅又は寄宿舍で、 利用者 の用に供する便所（住戸を除く）（【1】を1以上設けた場合を除く）	
設置数	次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。	-
空間の確保等	車椅子使用者の利用可能な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。	-
出入口幅	上記の便房及びその便房のある便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。	-
戸の構造	上記の便房及びその便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	-
段	上記の便房及びその便房のある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	-
洗面器	次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 （ ）車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 （ ）もたれかかったときに耐えうる強固なものとする。こと。 （ ）水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。こと。	-

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【設置数】車椅子使用者が利用できる便所を設ける。

【空間設備】便房は、車椅子使用者が使用できるよう空間を確保する。また、便座への移乗や立ち上がりの補助となる手すりを配置する。

【出入口幅】戸の取っ手の引き残し等を考慮し、車椅子が通行できる、有効な幅を確保する。

【戸の構造】車椅子使用者が座ったまま戸を操作できるよう、開閉しやすい戸とする。

【段】出入口は車椅子の通行や高齢者のつまずきの原因となるため、段を設けない。

【洗面器】高齢者、障害者等に配慮した洗面器を便所内に設ける。

《望ましい整備》

- ・視覚・知的・発達障害者等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助・同伴利用、性的マイノリティの利用に配慮し、男女共用の便房を適宜設置する等、利用者等の実態に即した便所・便房を設置する。（高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 2.7 参考例：男女別及び男女共用トイレに機能分散を推進した場合 参照）
- ・同一敷地内や同一の建築物では便房の配置や設備等を統一する。
- ・使用中の表示を分かりやすい位置に設ける。
- ・洗面器にも手すりを設ける。
- ・荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。

【3】オストメイト対応トイレ

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	<p>下記以外の建築物で、利用者の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舍内の住戸を除く）</p> <p>卸売市場、事務所、映画スタジオ又はテレビスタジオ、共同住宅又は寄宿舍（2,000㎡未満）、工場、火葬場又は公衆便所（50㎡未満）で、利用者の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舍の住戸を除く） （努力規定）</p>	<p>法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 （多数の者の読み替え有り）</p>
設置数	<p>便房にオストメイトの利用に配慮した設備を設けた便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p>	<p>令第14条第2号 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p>

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-
オストメイト	人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者	-

《解説》

【設置数】汚物流し、水栓器具等、オストメイトに配慮した設備を設けた男女共用の便房、又は、便所に男女の区別がある場合はそれぞれ1以上の便房を設ける。

《望ましい整備》

- ・同一建築物内に複数のトイレを設ける場合は、車椅子対応トイレ、オストメイト設備、ベビーベッド、ベビーチェア等を適宜機能を分けて配置する。
- ・視覚・知的・発達障害者等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助・同伴利用、性的マイノリティの利用に配慮し、男女共用の便房を適宜設置する等、利用者等の実態に即した便所・便房を設置する。（高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 2.7 参考例：男女別及び男女共用トイレに機能分散を推進した場合 参照）
- ・水栓はハンドシャワー型で温水機能付とする。
- ・利用者によって汚物流しの高さが調整できるものとする。
- ・衣類の着替え等に配慮し着替え台を設ける。
- ・荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。

【4】男子用小便器

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する便所（男子小便器を設ける場合）（共同住宅及び寄宿舍の住戸を除く）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（男子小便器を設ける場合）（多数の者の読み替え有り）
設置数	1以上に両側に手すりが適切に配置された床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。	令第14条第2項 1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けなければならない。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【設置数】杖使用者等の歩行困難者が不安定な身体を支えながら用を足せるよう、両側手すりや胸あて用の手すりを設けた小便器を設ける。

《望ましい整備》

- ・手すりを設けた小便器は、出入口から最も近い場所に設ける。
- ・小便器の脇には、杖や傘等をたてかけるくぼみ、又はフックを適切な位置に設ける。

【5】乳幼児対応トイレ

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	卸売市場、事務所、共同住宅・寄宿舎、下宿、遊技場、キャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホール等、工場、自動車車庫以外の用途の建築物に設ける 利用者 の用に供する便所 500㎡以上の建築物 500㎡未満の建築物（努力規定）	条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 （多数の者の読み替え有り）
設置数	埼玉県バリアフリー条例第6条各号に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。	条例第6条第1項 1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。
ベビーベッドの設置		条例第6条第1号 便所内に、乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を1以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に当該設備が設けられている場合は、この限りでない。
ベビーチェア設置及び便房の表示		条例第6条第2号 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房の出入口にその旨を表示すること。
乳幼児対応の表示		条例第6条第3号 当該便所の出入口に、前二号（第1号ただし書に該当する場合にあっては、前号）の設備を設けている旨を表示すること。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【設置数】乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する男女共用の便房、又は、便所に男女の区別がある場合はそれぞれ1以上の便房若しくは乳幼児スペースを設ける。

【ベビーベッド】乳幼児のおむつ交換や着替えのために、ベビーベッドを設ける。

【ベビーチェア】乳幼児連れの利用者が乳幼児を座らせておいて利用できるよう、目の届く位置にベビーチェアを設ける。

【案内表示】便所や便房等の入口に設備がある旨の案内表示を設ける。

《望ましい整備》

- ・同一建築物内に複数のトイレを設ける場合は、車椅子対応トイレ、オストメイト設備、ベビーベッド、ベビーチェア等を適宜機能を分けて配置する。
- ・視覚・知的・発達障害者等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助・同伴利用、性的マイノリティの利用に配慮し、男女共用の便房を適宜設置する等、利用者等の実態に即した便所・便房を設置する。（高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準




2. 7 〈参考例：男女別及び男女共用トイレに機能分散を推進した場合〉参照)

- ・ベビーカーとともに入ることのできるゆとりのある広さとする。
- ・荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。
- ・ベビチェアを設置する際は、便房内の各種設備に乳幼児の手や足が届かないよう配慮し、ベビチェアが戸の鍵に近接する場合には、乳幼児の手が届かない位置にも二つ目の鍵を設置する。

《建築物の規模・用途に応じた車椅子対応トイレ、準車椅子対応トイレの配置例》

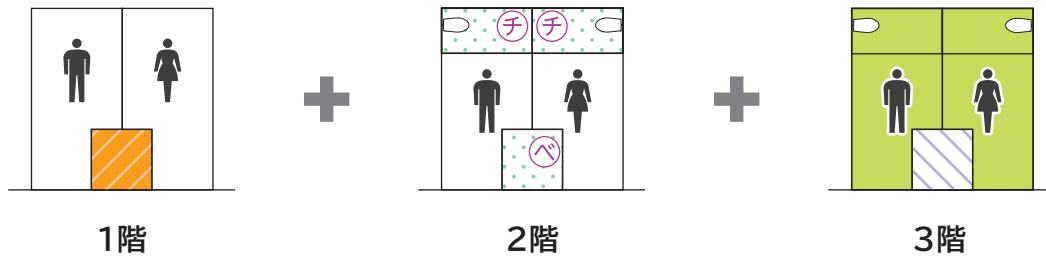
対象	必要なトイレ
<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物（共同住宅及び寄宿舎の住戸を除く） 床面積の合計が2,000㎡以上の専ら高齢者若しくは障害者が利用する建築物 	<p>【1】+【1】 【1】+【2】 【1】+【2】'</p> <p>※ 階やフロアに分散して設けても良い</p>
<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡以上2,000㎡未満の建築物（共同住宅及び寄宿舎の住戸を除く） 専ら高齢者 若しくは障害者が利用する建築物 	<p>【1】</p>
<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡未満の建築物 共同住宅又は寄宿舎（住戸を除く） 	<p>【1】 【2】 【2】'</p>

【凡例】

-  : 車椅子対応トイレ（男女共用）
-  : 準車椅子対応トイレ（男女共用）
-  : 準車椅子対応トイレ（男女別）

《同一建築物内に複数のトイレを設ける場合の各種トイレの配置例》

☆建築物の規模や用途に応じ、車椅子対応トイレ、オストメイト対応トイレ、ベビーベッド、ベビーチェアを階やフロアに適宜分散して配置する。



【凡例】



：オストメイト対応トイレ



：ベビーチェア等



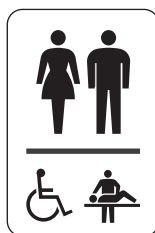
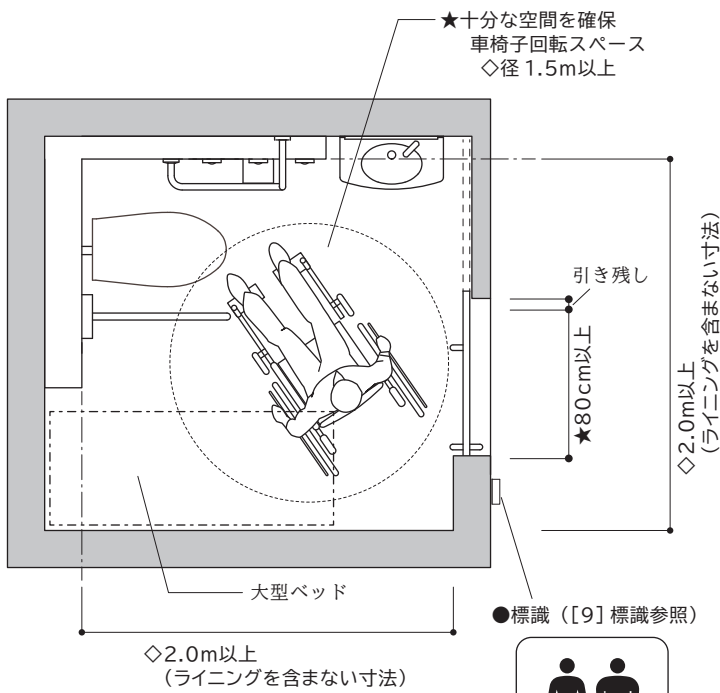
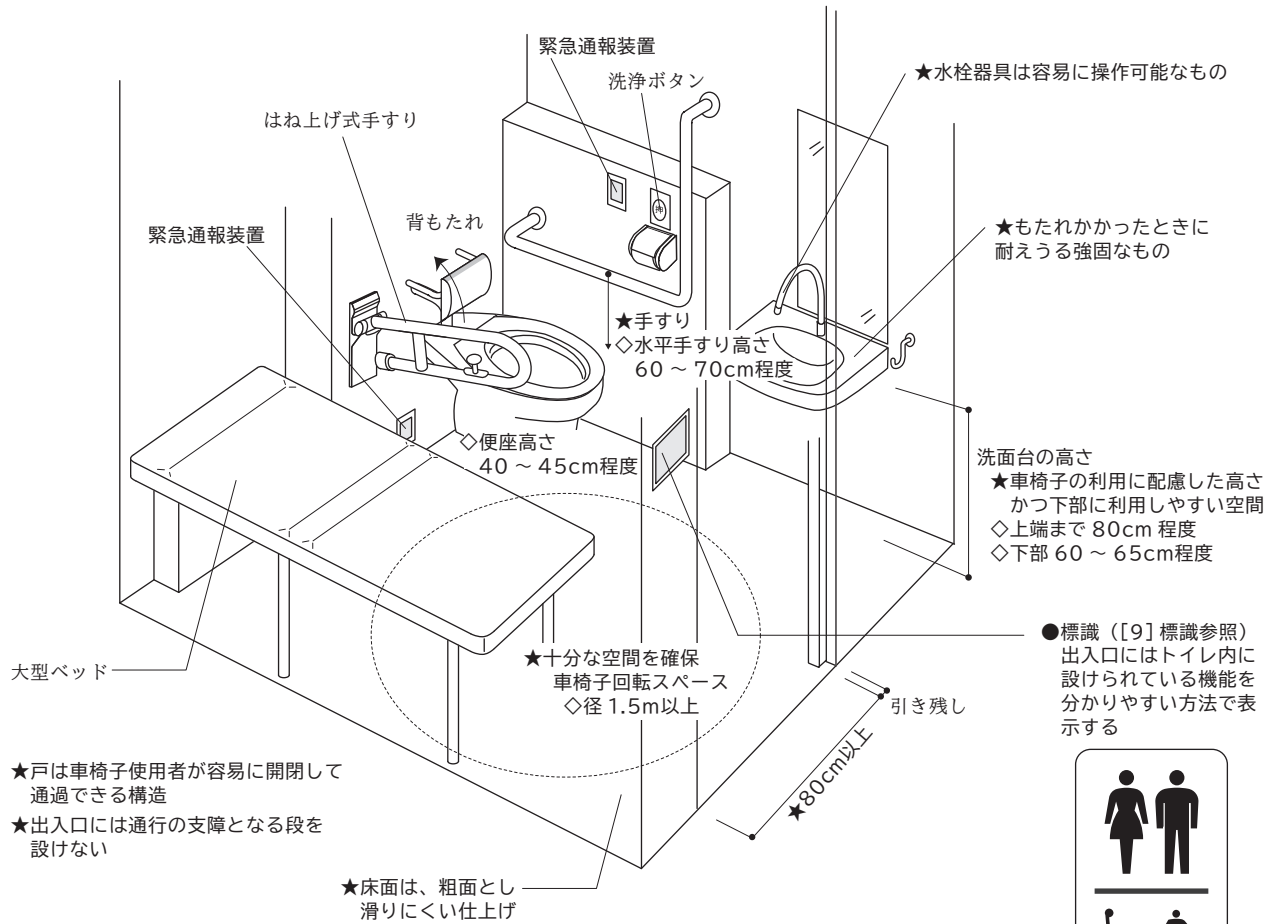
：乳幼児対応トイレ



：ベビーベッド等

（便所以外の場所で、乳幼児を連れてきた者が利用しやすい場所にベビーベッドが設置されている場合は、便所内に設置しなくても良い。）

《車椅子対応トイレの内部》

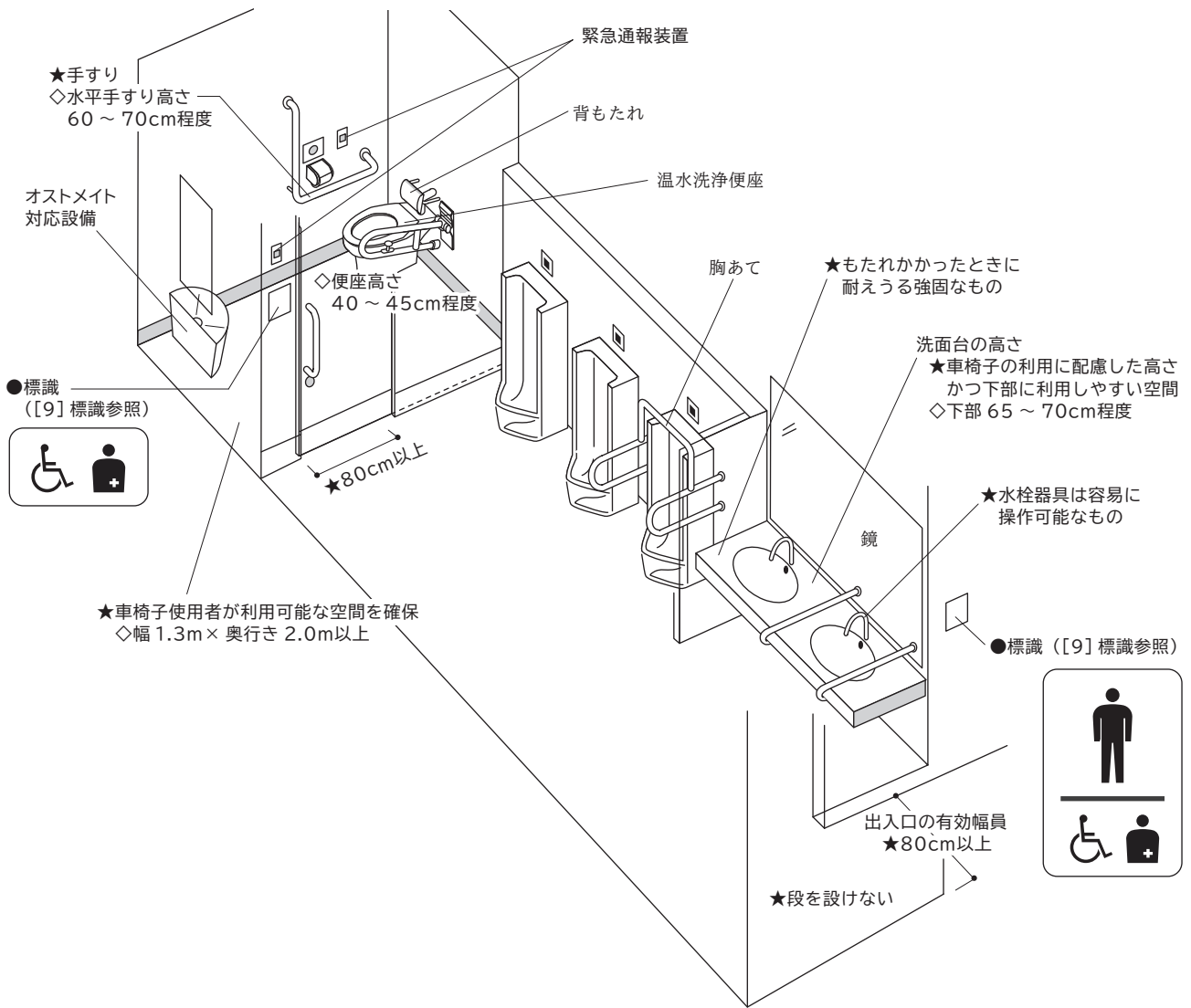


《取っ手や鍵の位置》

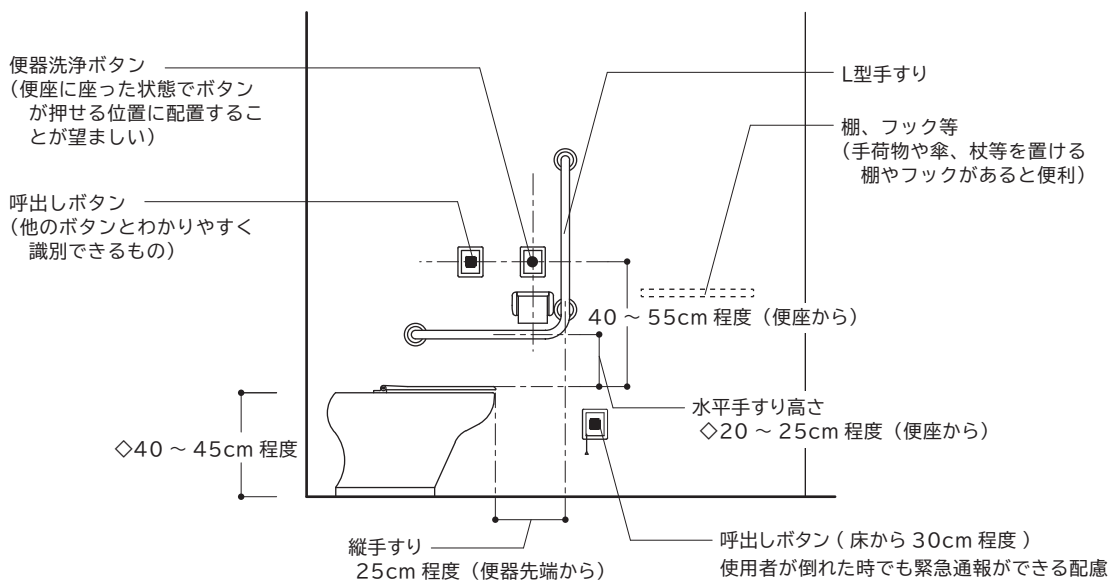
鍵は車椅子使用者が届く低い位置に掛け、手の甲だけで操作できる構造のものが望ましい。



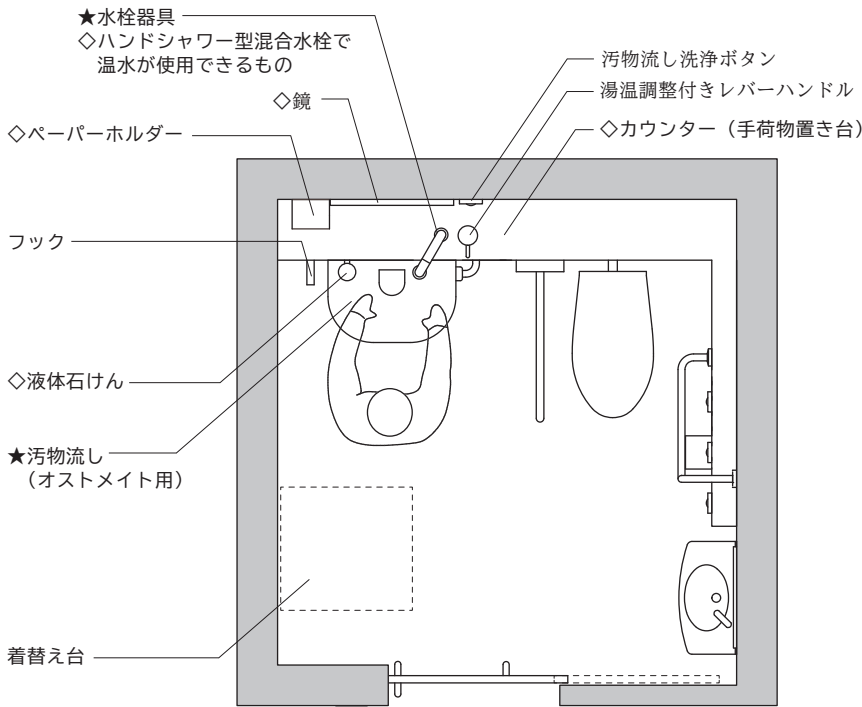
《準車椅子対応トイレの例》



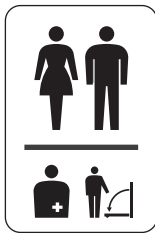
《操作ボタンの配置 (JIS S 0026)》



《オストメイト対応トイレの例》



●標識（[9] 標識参照）



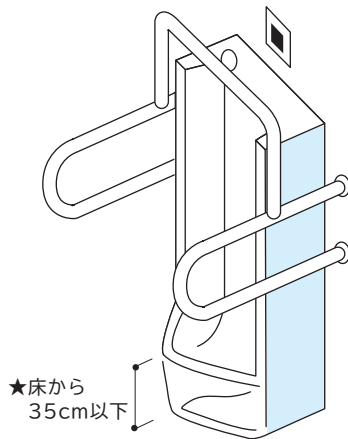
《乳幼児用設備の例》



ベビーチェア

《手すり付き床置き式小便器》

★両側手すり付きの床置き式、壁掛け式の小便器を設けること



《便所配置案内板（点字表示、触知図）》



5 客室

《基本的考え方》

高齢者、障害者等が、他の利用者と同しく外出・仕事・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められます。

車椅子使用者用客室

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	ホテル、旅館又は下宿の客室	法及び条例の対象建築物で、ホテル又は旅館の客室
①設置数	●客室の総数が50以上の場合は、 車椅子使用者用客室 を客室の総数に1/100を乗じて得た数以上設けること。（端数切上）	令第15条第1項 客室の総数が50以上の場合は、 車椅子使用者用客室 を客室の総数に1/100を乗じて得た数以上設けなければならない。（端数切上）
	☆上記のほか、客室の総数が51以上150以下の場合は1以上、客室の総数が151以上の場合は2以上の 車椅子使用者用客室 を設けるよう努めること。（端数切上）	—
	☆客室の総数が50未満の場合は、1以上の 車椅子使用者用客室 を設けるよう努めること。（端数切上）	—
②便所	★ 車椅子使用者用客室 の便所は次に定める基準に適合すること。	令第15条第2項第1号 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（ 車椅子使用者用便所 が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。 令第15条第2項第1号イ 便所内に車椅子使用者用便所 を設けること。
出入口	●出入口の幅は、80cm以上とすること。	令第15条第2項第1号ロ（1） 幅は、80cm以上とすること。
	●出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	令第15条第2項第1号ロ（2） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、 利用者 を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	—
	★出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	—
内部	★車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。	—
③浴室	★ 車椅子使用者用客室 の浴室は次に定め	令第15条2項第2号

	る基準に適合すること。	浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。
出入口	●令第15条第2項第2号口の基準に適合すること。	令第15条第2項第2号口（第1号口（1）） 幅は、80cm以上とすること。 令第15条第2項第2号口（第1号口（2）） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	-
	★出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	-
内部	★高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	令第15条第2項第2号イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。 平成18年国交省告示第1495号 ・浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置 ・十分な空間の確保
	★車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。	
	★水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。	-
④床面積	★室内は、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。	-

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
車椅子使用者用客室	車椅子使用者が円滑に利用できる客室（「5客室」で整備する客室）	車椅子使用者が円滑に利用できる客室（令第15条で整備する客室）
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-
車椅子使用者用便房	-	車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして、国土交通大臣が定める構造の便房
浴室等	-	浴室又はシャワー室

《解説》

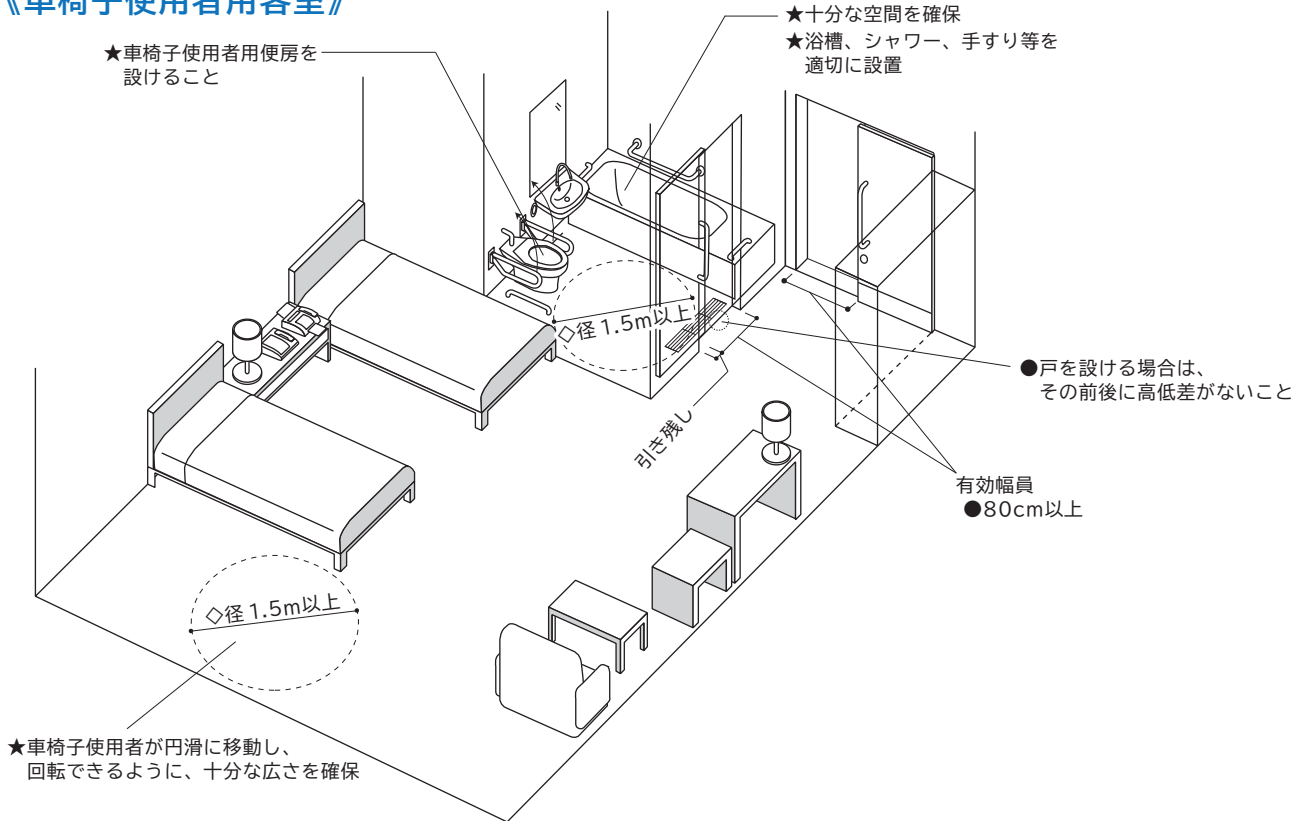
- ②③【便所・浴室】車椅子使用者が円滑に利用できるよう、室の大きさや設備の配置等に配慮する。水栓器具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ④【床面積】車椅子使用者が円滑に利用できるよう、余裕を持った床面積を確保する。

《望ましい整備》

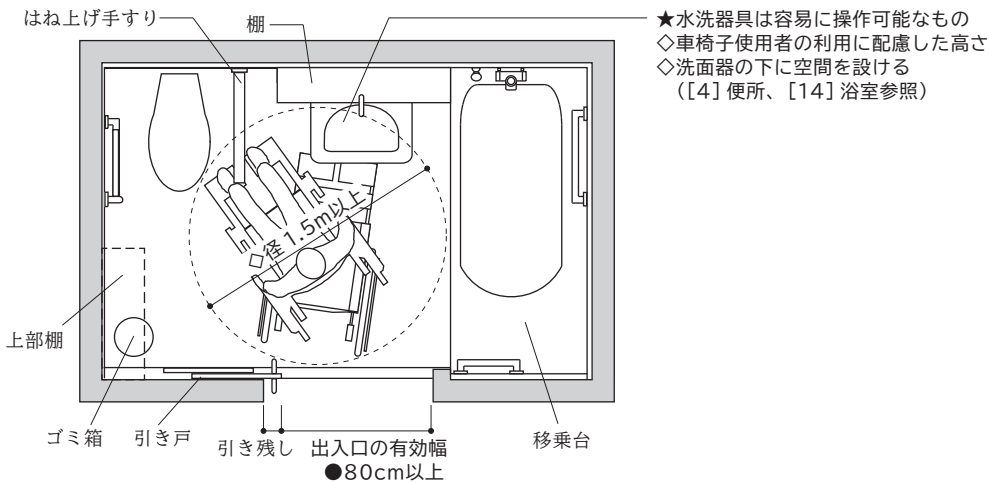
- ・ 客室は障害のない利用者にも利用しやすいものとする。
- ・ フロント等では、利用者のニーズ、行動の特性等に配慮した人的、物的サポートを行う。
- ・ 浴室内、客室内に非常用の呼び出しボタンを設ける。
- ・ 水栓器具の冷温水の区別等は、点字やその他の表示により、容易に区別できるようにする。
- ・ 聴覚障害者用のドアノックセンサー、ファックス、目覚まし用バイブレーター、非常時の連絡用警報装置等を設ける、又は、貸出しできるようにする。
- ・ 車椅子の通行の支障となりやすいため、客室内の床面に毛足の長いカーペットは用いない。

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
 ☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

《車椅子使用者用客室》



《バスルームの整備例》



《車椅子使用者用客室の設置数》

総客室数	設置数	
	★義務	☆努力義務 (義務数に以下の数を加算した室数を設置)
1～49室	—	1室以上
50室	1室以上	—
51～100室	1室以上	1室以上
101～150室	2室以上	1室以上
151～200室	2室以上	2室以上
201室～	総数×1/100室以上	2室以上

6 敷地内の通路

《基本的考え方》

様々な移動上の制約を受ける人が、制約を受けない人と同じように移動し、建築物を利用できるようにするため、道路や駐車場から建築物の出入口までの通路、同一敷地内の建築物間の通路を、利用者が安全かつ円滑に利用するための配慮が求められます。

【1】敷地内の通路

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する敷地内通路	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内通路（多数の者の読み替え有り）
①床面	●令第16条第1号に適合すること	令第16条第1号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
②段	●令第16条第2号ロ・ハに適合すること	令第16条第2号 段がある部分は、次に掲げるものであること。 ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする事。 ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
	★段を設ける場合には、両側に手すりを設け、回り段としないこと。	令第16条第2号イ 手すりを設けること。
③傾斜路 (手すり・立ち上がり)	●令第16条第3号に適合すること	令第16条第3号 傾斜路は、次に掲げるものであること。 イ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする事。
	★傾斜路を設ける場合には、両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。	—
	④突出物等	★突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。
⑤排水溝の溝蓋	★排水溝に溝蓋を設ける場合には、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	—

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	－
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの（その踊場を含む）	－

《解説》

- ①【床面】雨滴等で濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- ②【段】転倒やつまずき等を防止するため、段を容易に識別できるものとする。また、利用者の転落、転倒等を防止するため、両側に手すりを設け、また、回り階段としない。
- ③【傾斜路（手すり・立ち上がり）】車椅子使用者や視覚障害者等の安全な昇降に配慮し、所定の構造とする。また、杖等による危険の認知、車椅子のキャスター等の脱輪防止等のため、側壁又は立ち上がりを設ける。階段のほか、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路も対象となる。
- ④【突出物等】ベンチ、自動販売機、屋外消火栓ボックス等の設置について、通行の支障とならないよう、設置場所等を確保する。
- ⑤【排水溝の溝蓋】杖先や車椅子のキャスター等の落下防止、及び利用者の転倒防止のため、溝蓋を、通行に支障がない構造とする。

《望ましい整備》

- ・歩行者動線上の車止め（ボラード）は、原則として設けない。やむを得ず設ける場合は、夜間の視認性が高まるよう反射材等を付け、また、その存在が視覚障害者に認知できるように、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設したり、周囲との明度差等に配慮して設ける。
- ・敷地内通路に視覚障害者誘導用ブロックを設ける場合は、歩道に設けられた視覚障害者誘導用ブロックに連続する。
- ・視覚障害者が階段に衝突しないよう、階段下 2m 以下の部分には、柵、ベンチ、植栽、点状ブロック等を適宜設ける。

【2】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路

上記【1】（②を除く。）のほか、次の構造とすること。

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福祉条例独自基準
☆福祉条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する敷地内通路のうち、 移動等円滑化経路 を構成する敷地内通路（駐車場内の通路を含む）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内通路のうち、 移動等円滑化経路 を構成する敷地内通路（多数の者の読み替え有り）
①幅	●令第 18 条第 2 項第 7 号イに適合すること	令第 18 条第 2 項第 7 号イ 幅は、120cm 以上とすること。
②車椅子の 転回場所	●令第 18 条第 2 項第 7 号ロに適合すること	令第 18 条第 2 項第 7 号ロ 50m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
③戸の構造	●令第 18 条第 2 項第 7 号ハに適合すること	令第 18 条第 2 項第 7 号ハ

	こと	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	—
	★全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。	—
④傾斜路 (幅・勾配)	●令第18条第2項第7号二に適合すること	令第18条第2項第7号二 傾斜路は次に掲げるものであること。
		(1) 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。
		(2) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。
		(3) 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(8-1移動等円滑化経路で整備する経路)	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(令第18条で整備する経路)
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの(その踊場を含む)	—

《解説》

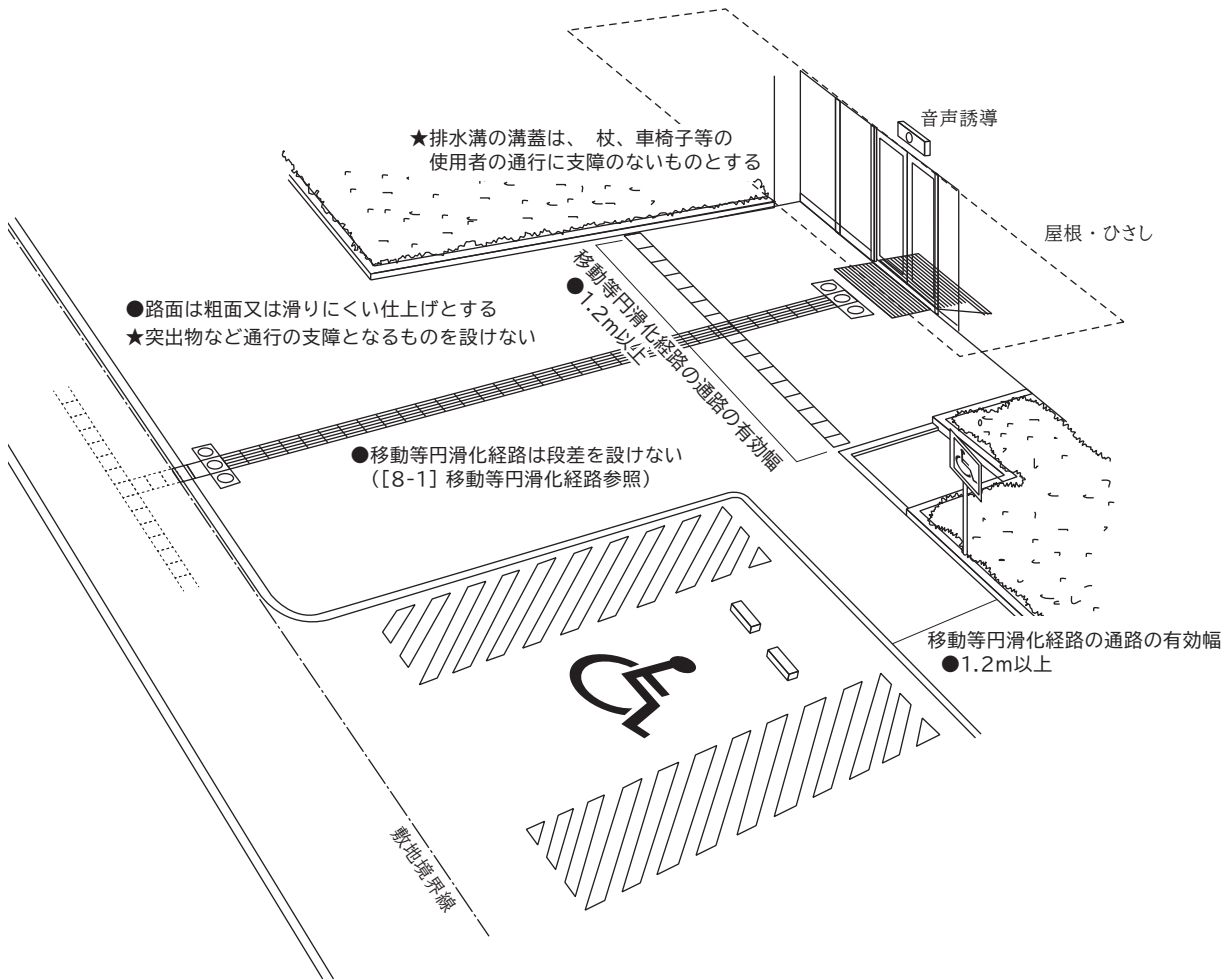
- ①【幅】車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう、幅員120cm以上を確保する。
- ②【車椅子の転回場所】車椅子使用者の方向転換に支障がないスペースを確保する。
- ③【戸の構造】車椅子使用者が座ったまま戸を開閉できるよう、戸の前後に接近スペースを設けたり、開閉しやすいハンドルを設置する等、配慮する。また、車椅子使用者が戸を操作したり、方向転換を行うため、戸の前後には水平部分を設ける。
自動開閉の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれないよう、戸枠の左右かつ適切な高さに安全装置(安全センサー)を設置する。衝突の危険があるため、透明なガラス戸には目の高さの位置に横棧を設置する、ガラスに色をつける又は模様を入れる等、配慮する。
- ④【傾斜路(幅・勾配)】車椅子使用者や視覚障害者等の安全な昇降に配慮し、所定の構造とする。階段のほか、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路も対象となる。

《望ましい整備》

- ・車椅子同士がすれ違えるよう、有効幅員は1.8m以上とする。
- ・屋外の傾斜路の勾配は1/15以下とする。
- ・屋外の傾斜路には、屋根を設ける。

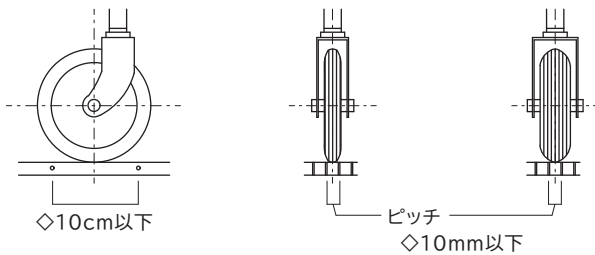
【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
 ☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

《敷地内の通路》



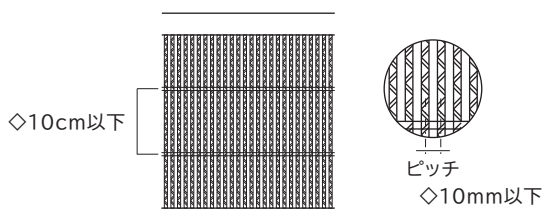
《車椅子の前輪が落下しない配慮》

■車椅子前輪の大きさ ■手動車椅子 ■電動車椅子



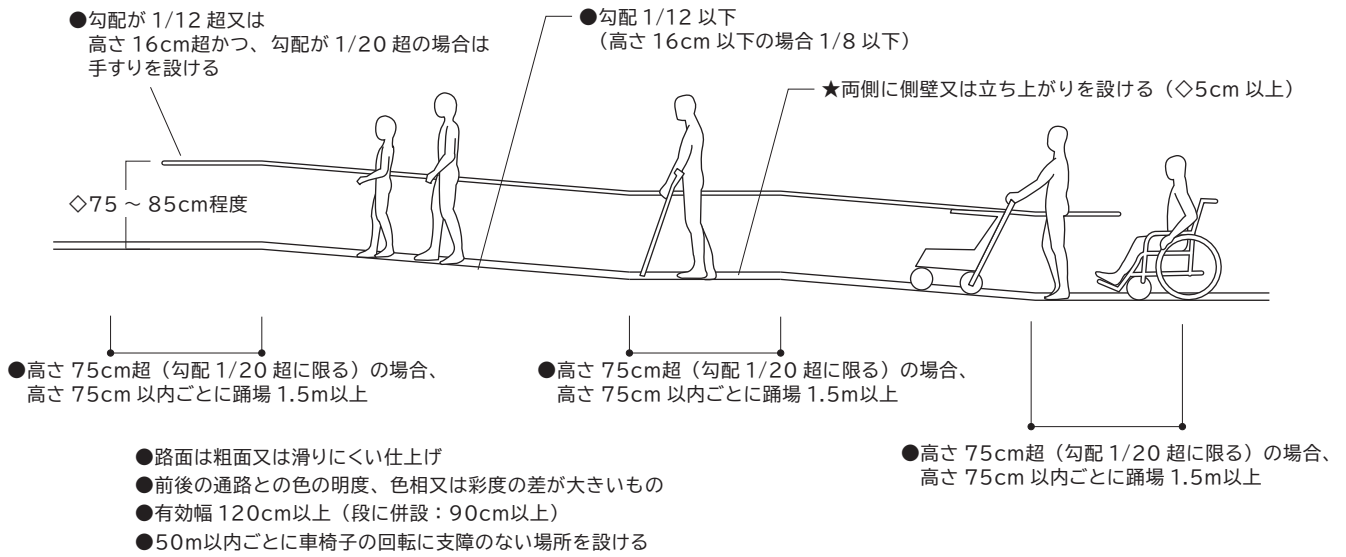
出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
 平成31年（2019年）3月改訂版 128ページ【図12.1】（一部、変更しています。）

《細目タイプの排水溝の溝蓋（ノンスリップタイプ）》

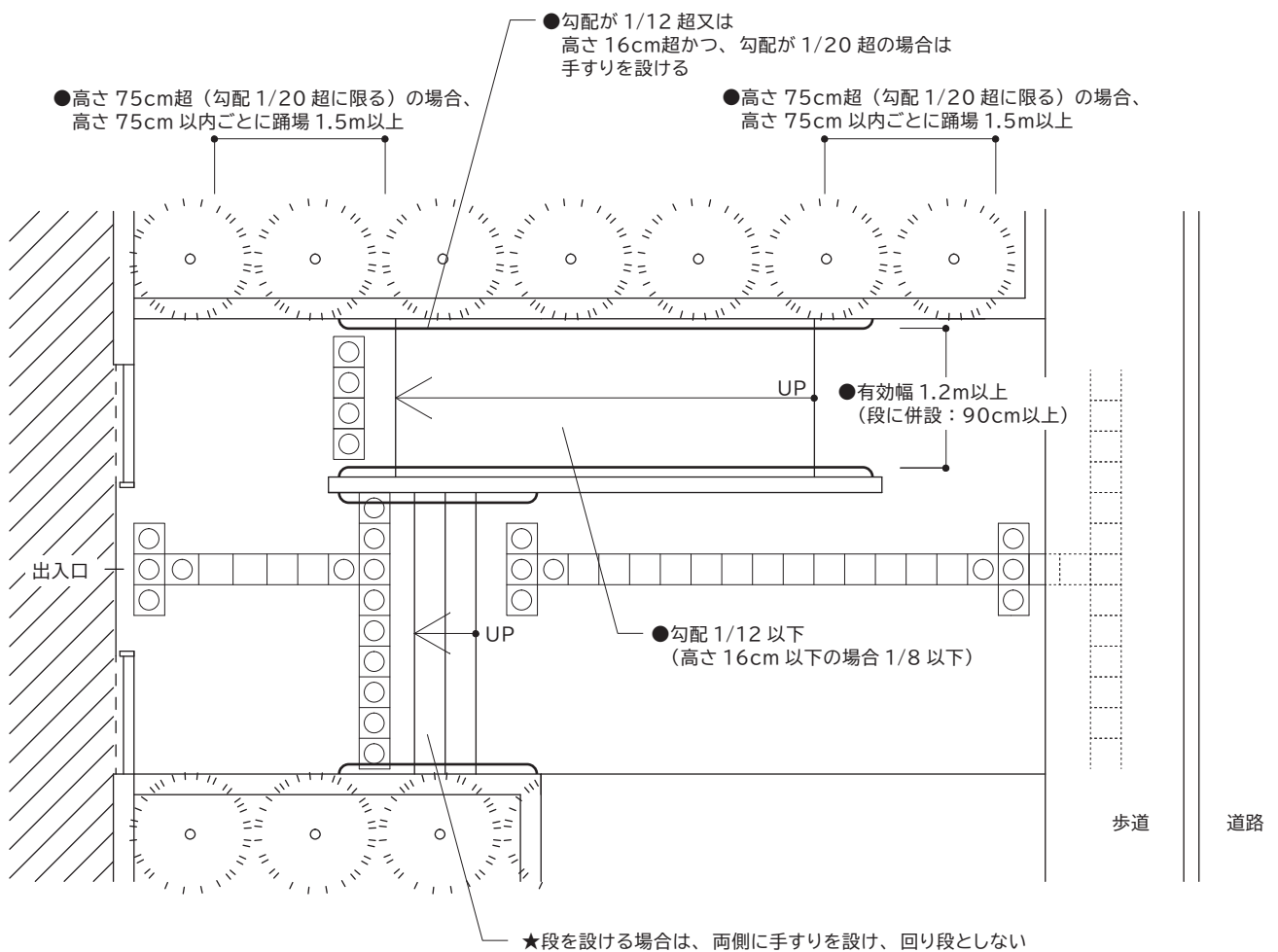


★排水溝の溝蓋は、杖や車椅子の前輪等が落ち込まない構造

《移動等円滑化経路を構成する敷地内通路の傾斜路》



《移動等円滑化経路を構成する敷地内通路の整備例》



7 駐車場等

《基本的考え方》

建築物に附属する駐車場は、安全性の確保や利用のしやすさへの配慮が求められます。また、利用者にわかりやすく案内する配慮が求められます。

【1】車椅子使用者用駐車施設

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する駐車場（共同住宅又は寄宿舍に設けられるものを除く）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（多数の者の読み替え有り）
①設置数	★自動車の全駐車台数が200以下の場合には、当該全駐車台数に1/50を乗じて得た数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。（端数切上）	令第17条1項 駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。
	★自動車の全駐車台数が201以上の場合には、当該全駐車台数に1/100を乗じて得た数（端数切上）に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。	—
②幅	●令第17条第2項第1号に適合すること	令第17条第2項第1号 幅は、350cm以上とすること。
③路面	★車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること。	—

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
駐車場	専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く）の駐車のためのものを除く	—
車椅子使用者用駐車施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（7駐車場等で整備する駐車施設）	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（令第17条で整備する駐車施設）

《解説》

- ②【幅】 車椅子使用者が乗降しやすいよう、幅は350cm以上とする。
- ③【路面】 車の乗降時の安全性に配慮し、表面をできるだけ水平とする。

《望ましい整備》

- ・大規模商業店舗や医療施設等では、車椅子使用者用駐車施設のほかに、乳幼児連れの利用者等が優先的に駐車できる場所を設ける。
- ・車椅子使用者用駐車施設の奥行きは6.0m以上とする。
- ・車椅子使用者の乗降スペースは、左右両方に設ける。
- ・駐車施設及び通路には、車椅子使用者の利用を考慮し、屋根又は庇を設ける。

【2】高齢者、障害者等優先停車施設

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する車寄せ（共同住宅又は寄宿舍に設けられるものを除く）（努力義務）	-
①設置数	☆②③に定める基準に適合する 高齢者、障害者等優先停車施設 を設けるよう努めること。	-
②乗降スペース（寸法・仕上げ）	☆車両への乗降の用に供する部分は、車椅子使用者等が円滑に乗降できるよう、幅及び奥行きをそれぞれ1.5m以上とし、その表面は、できるだけ水平とすること。	-
③通路の基準	☆ 高齢者、障害者等優先停車施設 に最も近い 移動等円滑化経路 を構成する出入口から 高齢者、障害者等優先停車施設 までの通路は、次に定める基準に適合すること。	-
段の禁止	☆令第18条第2項第1号に適合すること	令第18条第2項第1号 当該 移動等円滑化経路 上に階段又は段を設けないこと。ただし、 傾斜路 又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
床面	☆令第16条第1号に適合すること	令第16条第1号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
幅	☆令第18条第2項第7号イに適合すること	令第18条第2項第7号イ 幅は、120cm以上とすること。
車椅子の転回場所	☆令第18条第2項第7号ロに適合すること	令第18条第2項第7号ロ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
戸の構造	☆令第18条第2項第7号ハに適合すること	令第18条第2項第7号ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
	☆自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	-
	☆全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。	-
傾斜路（手すり・識別・幅・勾配・立ち上がり）	☆令第16条第3号に適合すること	令第16条第3号 傾斜路 は、次に掲げるものであること。
		イ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
		ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

	☆令第18条第2項第7号二に適合すること	令第18条第2項第7号二 傾斜路は次に掲げるものであること。 (1) 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 (2) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。 (3) 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
	☆傾斜路を設ける場合には、両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。	—
突出物等	☆突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。	—
排水溝の溝蓋	☆排水溝に溝蓋を設ける場合には、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	—

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
高齢者、障害者等優先停車施設	高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車施設	—
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(「8-1 移動等円滑化経路」で整備する経路)	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(令第18条で整備する経路。)
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの(その踊場を含む)	階段に代わり、又はこれに併設するもの

《解説》

- ①【設置数】 高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に配慮するため、優先停車施設を設ける。
- ②【乗降スペース(寸法・仕上げ)】 車椅子使用者が円滑に乗降できるよう、乗降スペースの幅及び奥行きを1.5m以上とする。
- ③【通路の基準】 建築物から乗降スペースまでを利用者が安全かつ円滑に移動できるよう、乗降通路の構造は所定の構造とする。

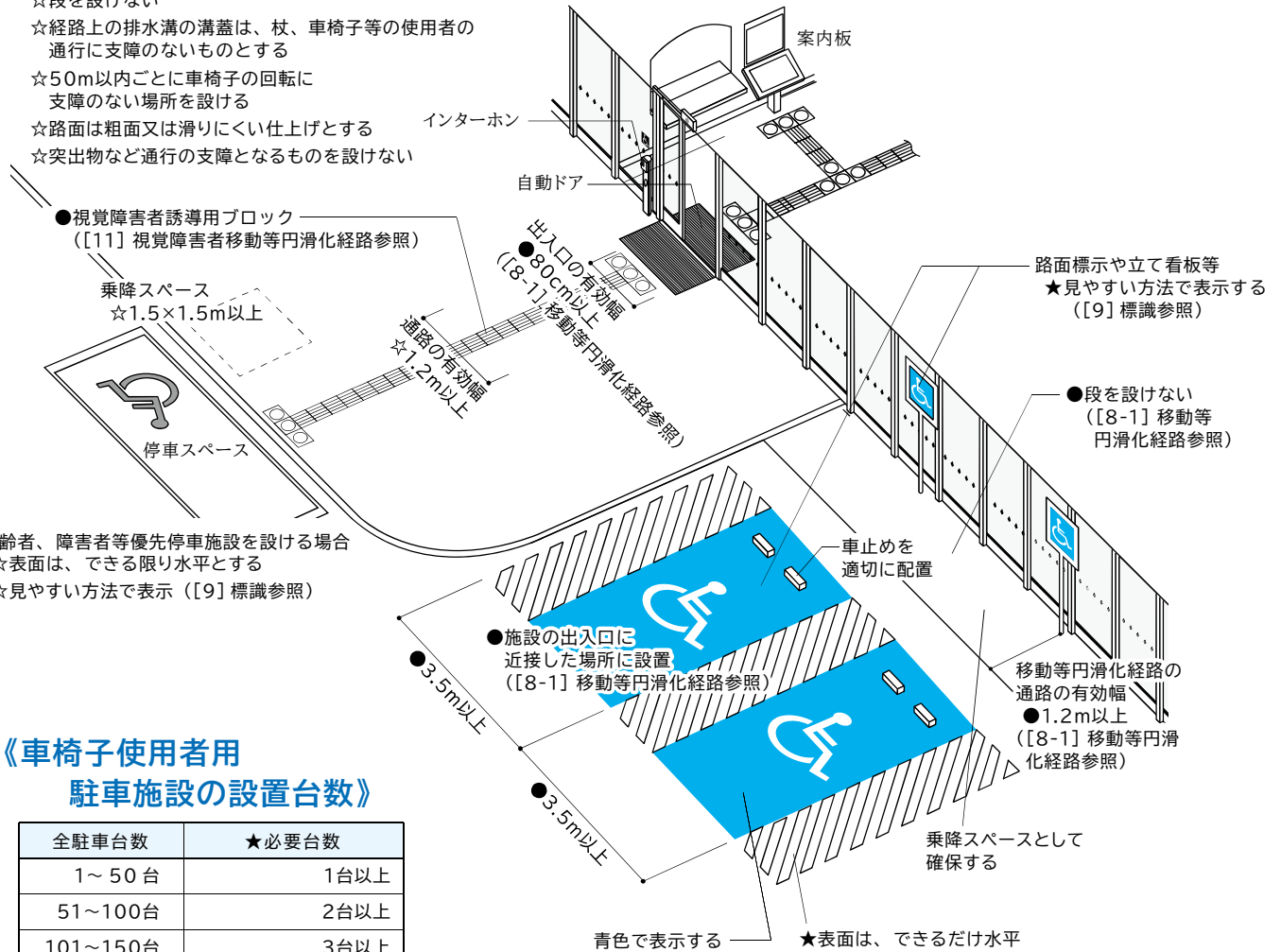
《望ましい整備》

- ・ 停車用区画は、車体の大きい福祉車両への対応を考慮した幅、奥行きとする。

《車椅子使用者用駐車施設・高齢者、障害者等優先停車施設》

高齢者、障害者等優先停車施設までの通路

- ☆段を設けない
- ☆経路上の排水溝の溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のないものとする
- ☆50m以内ごとに車椅子の回転に支障のない場所を設ける
- ☆路面は粗面又は滑りにくい仕上げとする
- ☆突出物など通行の支障となるものを設けない



高齢者、障害者等優先停車施設を設ける場合

- ☆表面は、できる限り水平とする
- ☆見やすい方法で表示（[9] 標識参照）

《車椅子使用者用 駐車施設の設置台数》

全駐車台数	★必要台数
1～50台	1台以上
51～100台	2台以上
101～150台	3台以上
151～200台	4台以上
201台～	総台数×1%+2台以上

《車椅子使用者用駐車施設の設置例》



《コラム》

- ・車椅子使用者用駐車施設へのコーン等の設置について
 区画内にコーン等は原則置かないこと、置く場合は、利用者が車から降り、建築物の出入口に至る導線に影響がない位置に配置する。

《コーンを置く場合のイメージ》



8 - 1 移動等円滑化経路

《基本的考え方》

利用者が使用する経路は、様々な移動上の制約を受ける人が、制約を受けない人と同じように移動、利用できるようにすることが基本となります。設計においては、特に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用でき、目的の空間まで容易に到達できるようにすること、その移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められます。

【1】移動等円滑化経路

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

（床面積の合計が 500 m²（共同住宅等は 1,000 m²）以上、又は利用居室なし）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が 500 m ² （共同住宅又は寄宿舎にあっては、1,000 m ² ）以上、又は 利用居室 が設けられていない建築物の経路	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の経路（多数の者の読み替え有り）
経路 （ 利用居室 から A～C まで）	次に掲げる場合は、 利用者 の用に供するそれぞれの場合に応じて定める経路のうち 1 以上を、 移動等円滑化経路 とすること。	令第 18 条第 1 項 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち 1 以上を、 移動等円滑化経路 にしなければならない。
A 道等	・建築物に、 利用居室 を設ける場合 道等 から当該 利用居室 （共同住宅又は寄宿舎にあっては各住戸、ホテル、旅館又は下宿にあっては各客室）までの経路	令第 18 条第 1 項第 1 号 建築物に、 利用居室 を設ける場合 道等 から当該 利用居室 までの経路（ 地上階 又はその直上階若しくは直下階のみに 利用居室 を設ける場合にあっては、当該 地上階 とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
B 便所	・建築物又はその敷地に 車椅子対応トイレ 又は 準車椅子対応トイレ （それぞれ客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室 （当該建築物に 利用居室 が設けられていないときは、 道等 。）から当該 車椅子対応トイレ 又は 準車椅子対応トイレ までの経路	令第 18 条第 1 項第 2 号 建築物又はその敷地に 車椅子使用者用便房 （ 車椅子使用者用客室 に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室 （当該建築物に 利用居室 が設けられていないときは、 道等 。次号において同じ。）から当該 車椅子使用者用便房 までの経路
C 駐車施設	・建築物又はその敷地に 車椅子使用者用駐車施設 を設ける場合 当該 車椅子使用者用駐車施設 から 利用居室 （当該建築物に 利用居室 が設けられていないときは、 道等 。）までの経路	令第 18 条第 1 項第 3 号 建築物又はその敷地に 車椅子使用者用駐車施設 を設ける場合 当該 車椅子使用者用駐車施設 から 利用居室 までの経路
経路の長さ	移動等円滑化経路 は、できるだけ短くすること。	令第 17 条第 2 項第 2 号 車椅子使用者用駐車施設 は、当該 車椅子使用者用駐車施設 から 利用居室 までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
階段又は段	令第 18 条第 2 項第 1 号に適合すること。	令第 18 条第 2 項第 1 号 移動等円滑化経路 上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
単位空間別整備基準	「1 廊下等」、「3 傾斜路」、「6 敷地内の通路」、「8-2 エレベーター等」、「13 出入口」に記載。	令第 18 条第 2 項各号

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「8 - 1 移動等円滑化経路」で整備する経路）	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（令第18条で整備する経路）
利用居室	利用者の用に供する居室	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する（読替え：多数の者が使用する）居室
道等	道又は公園、広場その他の空地	同左
当該建築物の車寄せ（読み替え）	利用者の用に供する車寄せが設けられた建築物の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により「6【2】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路」に定める基準に適合させることが困難である場合における「8 - 1【1】移動等円滑化経路」の規定の適用については、「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする	令第18条第3項 第1項第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号の規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項第1号中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
地上階	直接地上へ通ずる出入口を有する階	同左
車椅子対応トイレ	「4 便所【1】」の基準に適合する便所	-
準車椅子対応トイレ	「4 便所【2】」の基準に適合する便所	-
車椅子使用者用便房	-	車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房
車椅子使用者用客室	車椅子使用者が円滑に利用することができる客室（「5 客室」で整備する客室）	車椅子使用者が円滑に利用することができる客室（令第15条で整備する客室）
車椅子使用者用駐車施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（「7 駐車場等」で整備する駐車施設）	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（令第17条で整備する駐車施設）

《解説》

【経路】利用者の用に供する経路のうち、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された経路（移動等円滑化経路）として、主に、A「道等から利用居室までの経路」、B「利用居室から整備義務のある車椅子対応トイレ等までのそれぞれの経路」、C「車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路」について整備を行う。なお、Aの経路について、共同住宅又は寄宿舎にあっては各住戸（住室）、ホテル、旅館又は下宿にあっては各客室が利用居室となるほか、地形の特殊性により移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の整備が困難な場合に限り、道等ではなく利用者が使用する車寄せから利用居室までの経路を整備する。

【経路の長さ】高齢者、障害者等の移動上の負担を軽減するため経路の長さは短くする。

【階段又は段】車椅子使用者が円滑に利用できるよう移動等円滑化経路上に階段や段は設けない。ただし、やむを得ず階段や段を設ける場合は傾斜路又はエレベーター等を併設する。

【単位空間別整備基準】高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された経路として、「1 廊下等」、「3 傾斜路」、「6 敷地内の通路（駐車場内の通路を含む）」、「8 - 2 エレベーター等」、「13 出入口」について整備を行う。

《望ましい整備》

- ・ 屋内の段差は1cm以下とする。

【2】移動等円滑化経路

（床面積の合計が500㎡（共同住宅等は1,000㎡）未満で、地上階に利用居室あり）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が500㎡（共同住宅又は寄宿舎にあっては、1,000㎡）未満の建築物で地上階に利用居室を有する建築物の経路	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の経路（多数の者の読み替え有り）
経路 （地上階にある利用居室からA～Cまで）	次に掲げる施設から地上階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち1以上を移動等円滑化経路とすること。	令第18条第1項 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。
A 道等	・道等	令第18条第1項第1号 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
B 便所	・1以上の車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（それぞれ建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合で、地上階に設けられるものに限る、客室に設けられるものを除く。）	令第18条第1項第2号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路
C 駐車施設	・車椅子使用者用駐車施設（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合に限る。）	令第18条第1項第3号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路
経路 （地上階以外の階にある利用居室からA～Cまで）	次に掲げる施設から地上階以外の階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち1以上を移動等円滑化経路とするよう努めること。	令第18条第1項 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。
A 道等	・道等	令第18条第1項第1号 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
B 便所	・1以上の車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（それぞれ建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合で、地上階に設けられるものに限る、客室に設けられるものを除く。）	令第18条第1項第2号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路

C 駐車施設	・車椅子使用者用駐車施設（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合に限る。）	令第18条第1項 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。
経路の長さ	移動等円滑化経路は、できるだけ短くすること。	令第17条第2項第2号 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
階段又は段	令第18条第2項第1号に適合すること。	令第18条第2項第1号 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
単位空間別整備基準	「1廊下等」、「3傾斜路」、「6敷地内の通路」、「8-2エレベーター等」、「13出入口」に記載。	令第18条第2項各号

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
地上階	直接地上へ通ずる出入口を有する階	同左
利用居室	利用者の用に供する居室	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する（読替え：多数の者が使用する）居室
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「8-1移動等円滑化経路」で整備する経路）	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（令第18条で整備する経路）
道等	道又は公園、広場その他の空地	同左
当該建築物の車寄せ（読み替え）	利用者の用に供する車寄せが設けられた建築物の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により「6【2】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路」に定める基準に適合させることが困難である場合における「8-1【2】移動等円滑化経路」の規定の適用については、「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする	令第18条第3項 第1項第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号の規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項第1号中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
車椅子対応トイレ	「4便所【1】」の基準に適合する便所	-
準車椅子対応トイレ	「4便所【2】」の基準に適合する便所	-
車椅子使用者用客室	車椅子使用者が円滑に利用することができる客室（「5客室」で整備する客室）	車椅子使用者が円滑に利用することができる客室（令第15条で整備する客室）
車椅子使用者用駐車施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（「7駐車場等」で整備する駐車施設）	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（令第17条で整備する駐車施設）

《解説》

【経路】利用者の用に供する経路のうち、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された経路（移動等円滑化経路）として、主に、A「地上階にある利用居室から道等までの経路」、B「地上階にある利用居室から地上階にある車椅子対応トイレ等までの経路」、C「地上階にある利用居室から車椅子使用者用駐車施設までの経路」について整備を行う。ま

た、地上階以外の階にある利用居室から各施設までの経路は、移動等円滑化経路とするように努める。なお、Aの経路について、地形の特殊性により移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の整備が困難な場合に限り、道等ではなく利用者が使用する車寄せから利用居室までの経路を整備する。

【経路の長さ】高齢者、障害者等の移動上の負担を軽減するため経路の長さは短くする。

【階段又は段】車椅子使用者が円滑に利用できるよう移動等円滑化経路上に階段や段は設けない。ただし、やむを得ず階段や段を設ける場合は傾斜路又はエレベーター等を併設する。

【単位空間別整備基準】高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された経路として、「1廊下等」、「3傾斜路」、「6敷地内の通路（駐車場内の通路を含む）」、「7駐車場等」、「8-2エレベーター等」、「13出入口」について整備を行う。

《望ましい整備》

- ・屋内の段差は1cm以下とする。

【3】移動等円滑化経路（床面積の合計が500㎡（共同住宅等は、1,000㎡）未満で、地上階以外の階のみに利用居室あり）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が500㎡（共同住宅又は寄宿舎にあっては、1,000㎡）未満の建築物で地上階以外の階のみに利用居室を有する建築物の経路	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の経路（多数の者の読み替え有り）
経路 （地上階にある出入口からA～Cまで）	次に掲げる施設から地上階にある出入口までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち1以上を移動等円滑化経路とすること。	令第18条第1項 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。
A道等	・道等	令第18条第1項第1号 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
B便所	・1以上の車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合で、地上階に設けられるものに限り、客室に設けられるものを除く。）	令第18条第1項第2号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路
C駐車施設	・車椅子使用者用駐車施設（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合に限る。）	令第18条第1項第3号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路
経路 （地上階以外の階にある利用居室からA～Cまで）	次に掲げる施設から地上階以外の階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち1以上を移動等円滑化経路とするよう努めること。	令第18条第1項 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。
A道等	・道等	令第18条第1項第1号 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
B便所	・1以上の車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合で、地上階に設けられるものに限り、客室に設けられるものを除く。）	令第18条第1項第2号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路

C 駐車施設	・車椅子使用者用駐車施設（建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場合に限る。）	令第18条第1項第3号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路
経路の長さ	移動等円滑化経路は、できるだけ短くすること。	令第17条第2項第2号 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
階段又は段	令第18条第2項第1号に適合すること。	令第18条第2項第1号 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
単位空間別整備基準	「1廊下等」、「3傾斜路」、「6敷地内の通路」、「8-2エレベーター等」、「13出入口」に記載。	令第18条第2項各号

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
地上階	直接地上へ通ずる出入口を有する階	同左
利用居室	利用者の用に供する居室	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する（読替え：多数の者が使用する）居室
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「8-1移動等円滑化経路」で整備する経路）	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（令第18条で整備する経路）
道等	道又は公園、広場その他の空地	同左
当該建築物の車寄せ（読み替え）	利用者の用に供する車寄せが設けられた建築物の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により「6【2】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路」に定める基準に適合させることが困難である場合における「8-1【3】移動等円滑化経路」の規定の適用については、「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする	令第18条第3項 第1項第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号の規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項第1号中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
車椅子対応トイレ	「4便所【1】」の基準に適合する便所	-
準車椅子対応トイレ	「4便所【2】」の基準に適合する便所	-
車椅子使用者用客室	車椅子使用者が円滑に利用することができる客室（「5客室」で整備する客室）	車椅子使用者が円滑に利用することができる客室（令第15条で整備する客室）
車椅子使用者用駐車施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（「7駐車場等」で整備する駐車施設）	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（令第17条で整備する駐車施設）

《解説》

【経路】利用者の用に供する経路のうち、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された経路（移動等円滑化経路）として、主に、A「地上階にある出入口から道等までの経路」、B「地上階にある出入口から地上階にある車椅子対応トイレ等までの経路」、C「地上階にある出入口から車椅子使用者用駐車施設までの経路」について整備を行う。また、地

上階以外の階にある利用居室から各施設までの経路は、移動等円滑化経路とするように努める。なお、A の経路について、地形の特殊性により移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の整備が困難な場合に限り、道等ではなく利用者が使用する車寄せから利用居室までの経路を整備する。

【経路の長さ】高齢者、障害者等の移動上の負担を軽減するため経路の長さは短くする。

【階段又は段】車椅子使用者が円滑に利用できるよう移動等円滑化経路上に階段や段は設けない。ただし、やむを得ず階段や段を設ける場合は傾斜路又はエレベーター等を併設する。

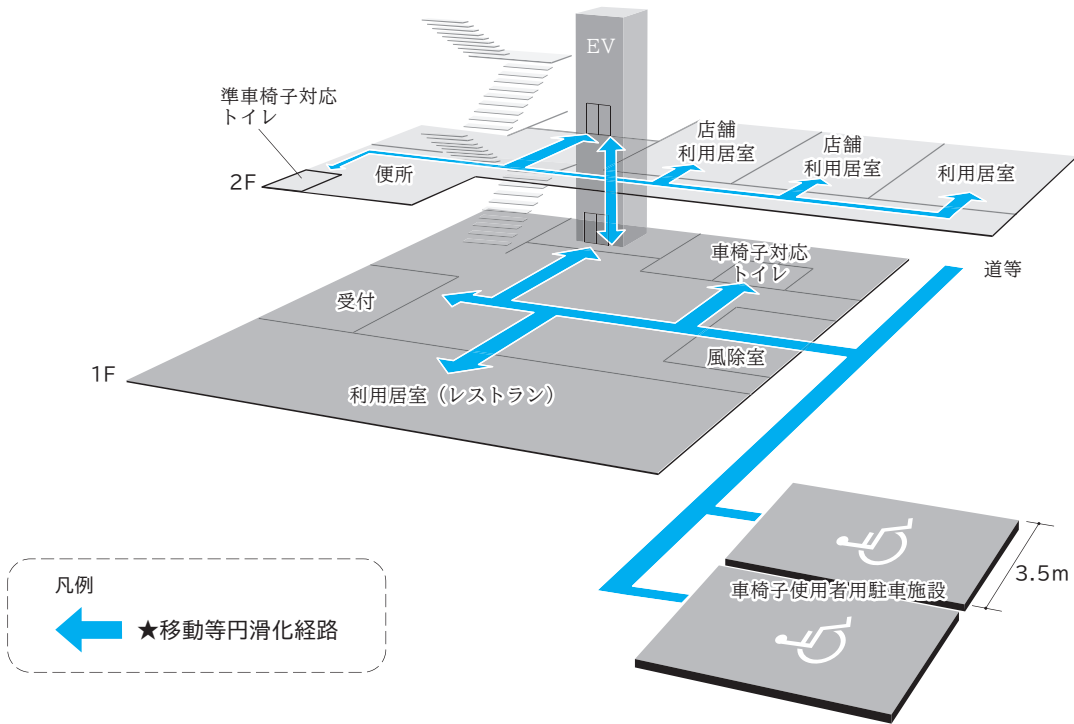
【単位空間別整備基準】高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された経路として、「1 廊下等」、「3 傾斜路」、「6 敷地内の通路（駐車場内の通路を含む）」、「7 駐車場等」、「8-2 エレベーター等」、「13 出入口」について整備を行う。

《望ましい整備》

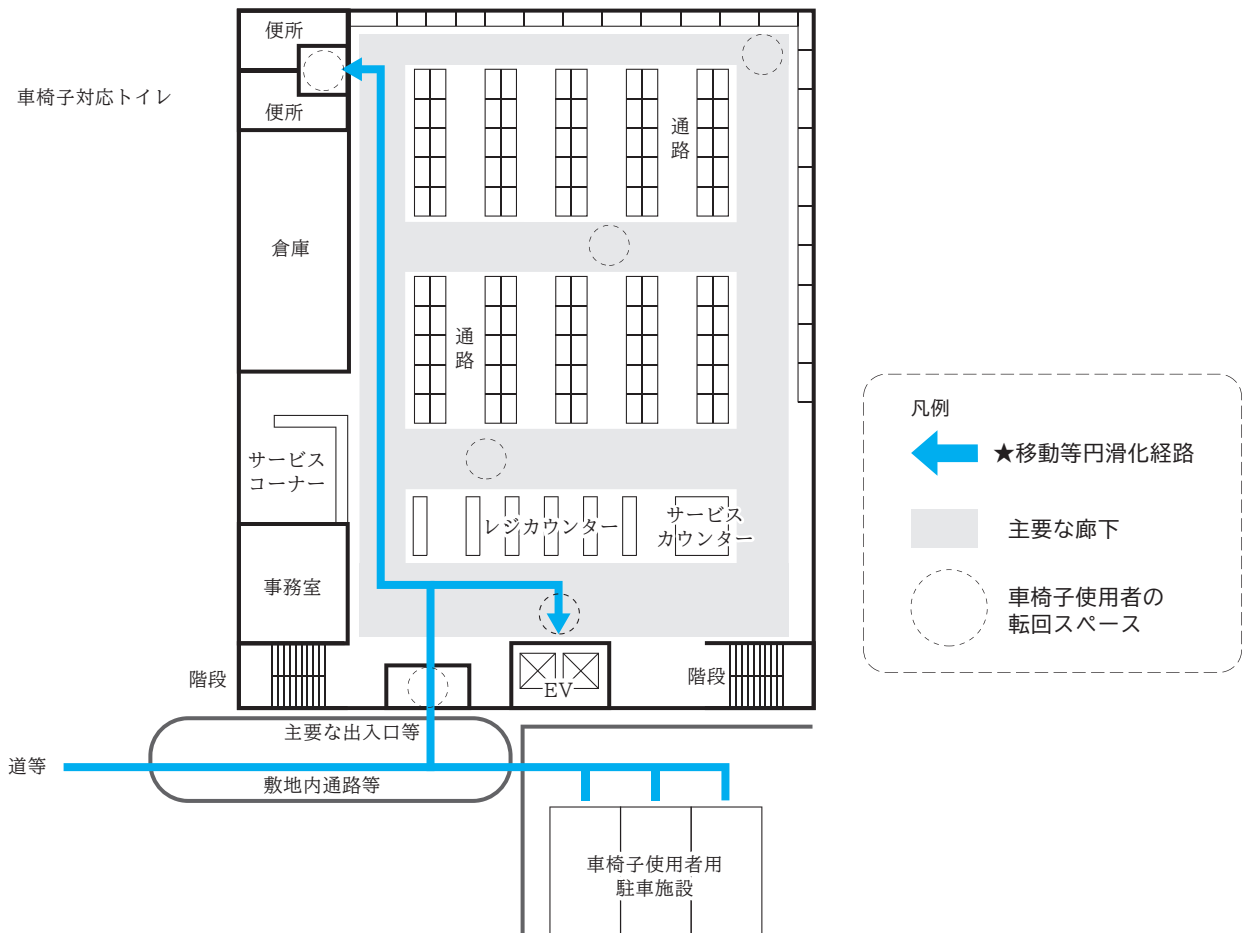
- ・屋内の段差は 1cm 以下とする。

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
 ☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

【1】《移動等円滑化経路の例（床面積 500 m²以上の商業ビル）》

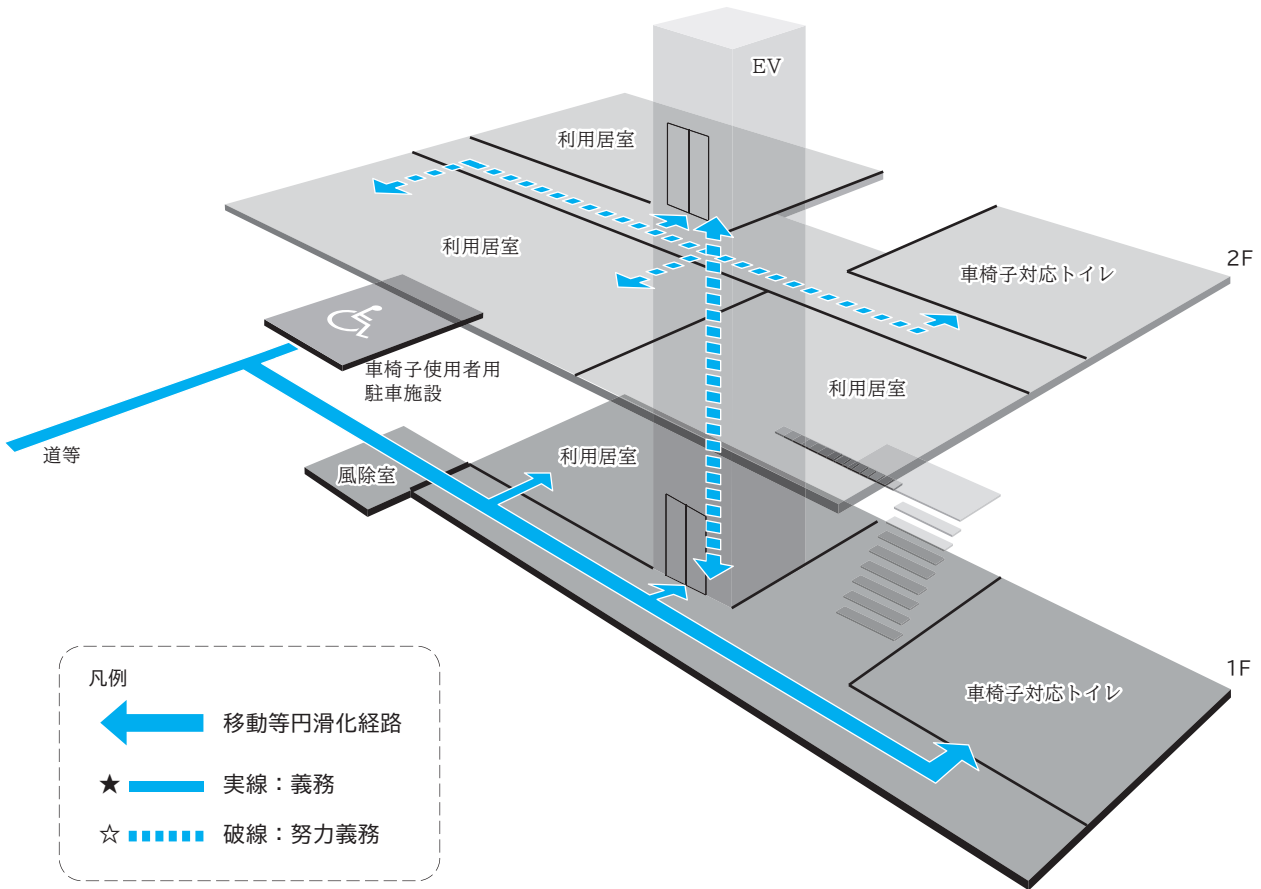


【1】《移動等円滑化経路の例（床面積 500 m²以上のスーパーマーケット）》



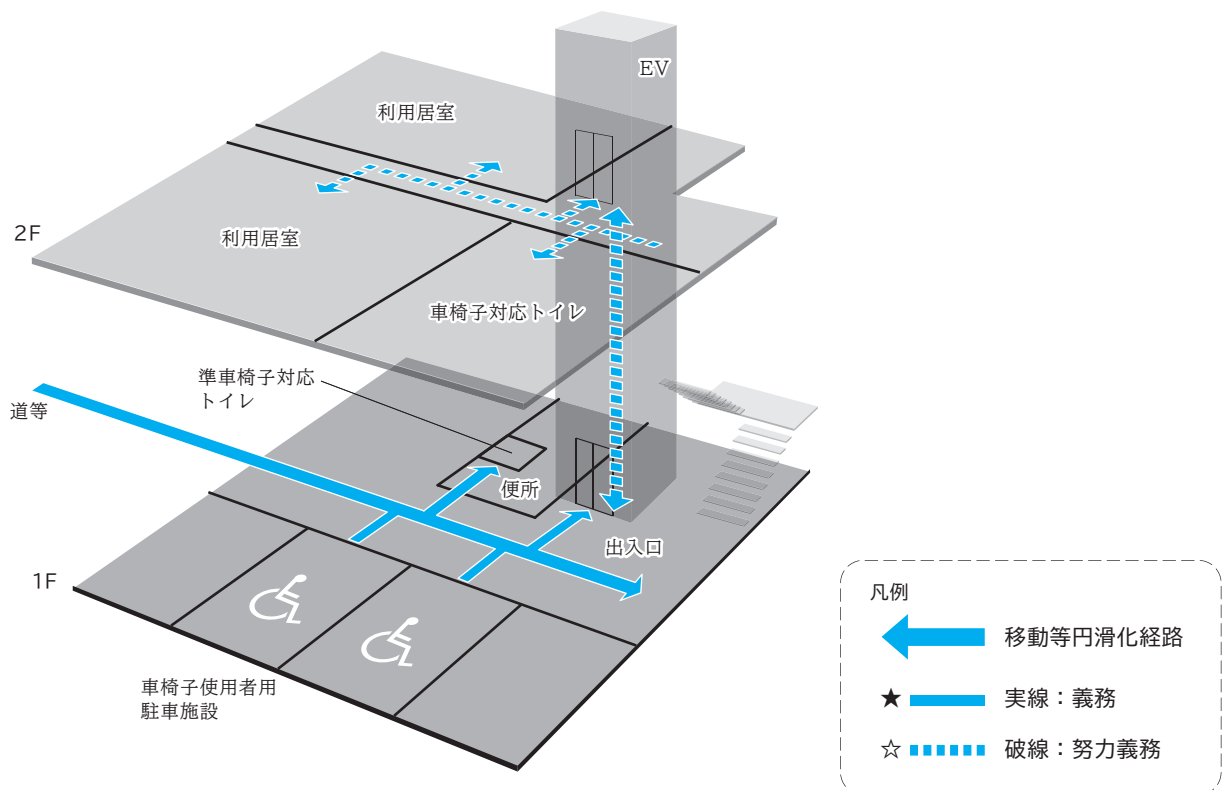
【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
 ☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

【2】《移動等円滑化経路（床面積 500 m²未満の建築物で地上階に利用居室がある場合）》



【3】《移動等円滑化経路

（床面積 500 m²未満の建築物で地上階以外の階のみに利用居室がある場合）》



8 - 2 エレベーター等

《基本的考え方》

エレベーターは、安全かつ円滑に垂直移動を行うための有効な手段です。設計においては、高齢者や障害者等が容易に目的の階まで到達できるようにすること、その移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められます。

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

【1】エレベーター（共同住宅又は寄宿舎を除く）

		福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例	
対象		移動等円滑化経路を構成するエレベーター（共同住宅又は寄宿舎を除く）及びその乗降ロビー	移動等円滑化経路を構成するエレベーター	
停止階		籠は、利用居室、車椅子対応トイレ若しくは準車椅子対応トイレ又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	令第18条第2項第5号イ 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	
出入口の幅		令第18条第2項第5号ロに適合すること。	令第18条第2項第5号ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。	
乗降ロビー		令第18条第2項第5号ニに適合すること。	令第18条第2項第5号ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。	
籠の大きさ	2,000㎡以上	令第18条第2項第5号ハに適合すること。	令第18条第2項第5号ハ 籠の奥行きは、135cm以上とすること。	
		令第18条第2項第5号チ(1)に適合すること。	令第18条第2項第5号チ(1) 籠の幅は、140cm以上とすること。	
		令第18条第2項第5号チ(2)に適合すること。	令第18条第2項第5号チ(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。	
	2,000㎡未満で、事務所等の用途		籠の幅は90cm以上とすること。	-
			籠の奥行きは120cm以上とすること。	-
	2,000㎡未満で、事務所等の用途以外		籠の幅は90cm以上とすること。	-
		籠の奥行きは135cm以上とすること。	令第18条第2項第5号ハ 籠の奥行きは、135cm以上とすること。	
手すり		籠内には、手すりを設けること。	-	
鏡		籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。	-	
表示案内		令第18条第2項第5号ヘに適合すること。	令第18条第2項第5号ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	
		令第18条第2項第5号トに適合すること。	令第18条第2項第5号ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	

車椅子使用者対応操作盤	令第18条第2項第5号ホに適合すること。	令第18条第2項第5号ホ 籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
視覚障害者対応操作盤	籠内及び乗降口ビーに設ける制御装置（令第18条第2項第5号ホに定める制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。	令第18条第2項第5号リ(2) 籠内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
	ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けられるエレベーター（主として視覚障害者が利用するものを除く。）である場合、又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない（視覚障害者対応操作盤の規定は適用しない）。	
音声案内（籠の出入口）	籠の出入口が複数あるエレベーターを設ける場合においては、開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けること。	
音声案内（昇降方向）	籠内又は乗降口ビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	令第18条第2項第5号リ(3) 籠内又は乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
	ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けられるエレベーター（主として視覚障害者が利用するものを除く。）である場合、又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない（音声案内（昇降方向）の規定は適用しない）。	
音声案内（到着する階・出入口の戸の閉鎖）	籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	令第18条第2項第5号リ(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
	ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けられるエレベーター（主として視覚障害者が利用するものを除く。）である場合、又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない（音声案内（到着する階・出入口の戸の閉鎖）の規定は適用しない）。	
自動感知制止装置	籠の出入口には、利用者を感知し、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	

災害時等	地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合は、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けるよう努めること。	-
------	--	---

事務所等

- ・卸売市場（床面積の合計が 500 m²以上のものに限る。）
- ・事務所（床面積の合計が 500 m²以上のものに限る。）
- ・映画スタジオ又はテレビスタジオ（これらのうち、床面積の合計が 500 m²以上のものに限る。）
- ・工場（床面積の合計が 500 m²以上のものに限る。）
- ・火葬場（床面積の合計が 500 m²以上のものに限る。）

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「8 - 1 移動等円滑化経路」で整備する経路）	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（令第18条で整備する経路）
籠	人を乗せ昇降する部分	同左
利用居室	利用者の用に供する居室	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する（読替え：多数の者が使用する）居室
車椅子対応トイレ	「4 便所【1】」の基準に適合する便所	-
準車椅子対応トイレ	「4 便所【2】」の基準に適合する便所	-
車椅子使用者用便房	-	車椅子使用車が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房
車椅子使用者用駐車施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（「7 駐車場等」で整備する駐車施設）	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（令第17条で整備する駐車施設）
地上階	直接地上へ通ずる出入口を有する階	同左
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【停止階】移動上の制約を受ける人や階段を利用できない人の垂直移動のために、利用者が使用する居室がある階、円滑な利用に配慮された施設がある階、出入口がある階に停止が必要となる。

【出入口の幅】車椅子使用者が通行できるように、有効な幅を確保する。

【乗降ロビー】乗降ロビーには、車椅子使用者の待機、回転に支障がないように、150 cm x 150 cm 以上の水平な空間を設ける。

【籠の大きさ】建築物の用途や規模に応じて、車椅子使用者と他の者がそれぞれ支障なく利用できるだけの大きさを確保する。

【手すり】振動等に対する身体的な負担を軽減するために、籠内に手すりを設ける。

【鏡】車椅子使用者が籠の中で回転しなくても、戸の開閉状況が確認できるように、出入口まわりの人や床が見やすい位置に鏡を設ける。

【案内表示】エレベーターの稼働状況を利用者が確認できるように、籠内及び乗降ロビーには籠が停止する予定の階や昇降方向などを表示する装置を設ける。

【車椅子使用者対応操作盤】車椅子使用者が座ったまま操作できるように、手の届く範囲を考慮した利用しやすい位置に操作盤を設ける。

【視覚障害者対応操作盤】視覚障害者が円滑に操作できるように、点字、文字の浮彫等が設けられた構造の操作盤とする。

【音声案内（籠の出入口）】籠の出入口が複数ある場合には、開閉する出入口を音声で利用者に知らせる装置を設ける。

【音声案内（昇降方向）】籠内又は乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声で利用者に知らせる装置を設ける。

【音声案内（到着する階・出入口の戸の閉鎖）】籠内には、籠が到着する階や出入口の戸の閉鎖を音声で利用者に知らせる装置を設ける。

【自動感知制止装置】挟まれ事故等を防止するために、利用者を感知し出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設ける。

【災害時等】災害時の管制運転を、音声や文字で利用者に知らせる装置を設ける。

〈望ましい整備〉

- ・ 1以上のエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上とする。
- ・ 不特定多数の人が利用する百貨店、劇場、集会施設、観覧施設などのエレベーターでは、15人乗り（幅160cm×奥行き150cm）以上の籠の大きさとする。
- ・ 床面積2,000㎡未満の建築物においても11人乗り以上のエレベーターを設置する。
- ・ 災害時等の緊急事態の際に、聴覚障害者等とのコミュニケーションができるよう籠内にモニター又は聴覚障害者対応の非常ボタンを設ける。
- ・ 内部に閉じ込められた者の存在が分かるよう、出入口と籠の戸にガラス窓を設ける。
- ・ 昇降ロビーには制御装置の位置を視覚障害者に知らせるため、点状ブロック等を敷設する。

【 2 】 共同住宅又は寄宿舎のエレベーター

		福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象		共同住宅又は寄宿舎の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビー	移動等円滑化経路を構成するエレベーター
停止階		籠は、各住戸、居住者のための共用部分である居室、車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ及び車椅子使用者用駐車施設がある階並びに地上階に停止すること。	令第18条第2項第5号イ 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
出入口の幅		令第18条第2項第5号ロに適合すること。	令第18条第2項第5号ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。
乗降ロビー		令第18条第2項第5号ニに適合すること。	令第18条第2項第5号ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。
籠の大きさ	2,000㎡以上で、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに共用施設等がある	籠の幅は105cm以上とすること。	-
		籠の奥行きは152cm以上とすること。	令第18条第2項第5号ハ 籠の奥行きは、135cm以上とすること。
	2,000㎡以上で、地上階又はその直上階若しくは直下階以外の階に共用施設等がある	籠の幅は140cm以上とすること。	-
		籠の奥行きは135cm以上とすること。	令第18条第2項第5号ハ 籠の奥行きは、135cm以上とすること。
		籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとしてすること。	-
	2,000㎡未満	籠の幅は90cm以上とすること。	-
籠の奥行きは120cm以上とすること。		-	
手すり		籠内には、手すりを設けること。	-
鏡		籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。	-
表示案内		令第18条第2項第5号ヘに適合すること。	令第18条第2項第5号ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
		令第18条第2項第5号トに適合すること。	令第18条第2項第5号ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

車椅子使用者対応操作盤	令第18条第2項第5号ホに適合すること。	令第18条第2項第5号ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
音声案内（籠の出入口）	籠の出入口が複数あるエレベーターを設ける場合においては、開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けること。	-
自動感知制止装置	籠の出入口には、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	-
災害時等	地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合においては、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けるよう努めること。	-

共用施設等

- ・居住者のための共用部分である居室
- ・車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ
- ・車椅子使用者用駐車施設

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「8-1 移動等円滑化経路」で整備する経路）	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（令第18条で整備する経路）
籠	人を乗せ昇降する部分	同左
車椅子対応トイレ	「4 便所【1】」の基準に適合する便所	-
準車椅子対応トイレ	「4 便所【2】」の基準に適合する便所	-
車椅子使用者用便房	-	車椅子使用車が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房
利用居室	利用者の用に供する居室	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する（読替え：多数の者が使用する）居室
車椅子使用者用駐車施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（「7 駐車場等」で整備する駐車施設）	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（令第17条で整備する駐車施設）
地上階	直接地上へ通ずる出入口を有する階	同左
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【停止階】移動上の制約を受ける人や階段を利用できない人の垂直移動のために、各住戸や共有部分である居室がある階、円滑な利用に配慮された便所や駐車施設がある階、出入口がある階に停止が必要となる。

【出入口の幅】車椅子使用者が通行できるように、有効な幅を確保する。

【乗降ロビー】乗降ロビーには、車椅子使用者の待機、回転に支障がないように、150 cm x 150 cm 以上の水平な空間を設ける。

【籠の大きさ】建築物の用途や規模に応じて、車椅子使用者と他の者がそれぞれ支障なく利

用できるだけ大きさを確保する。

【手すり】振動等に対する身体的な負担を軽減するために、籠内に手すりを設ける。

【鏡】車椅子使用者が籠の中で回転しなくても、戸の開閉状況が確認できるように、出入口まわりの人や床が見やすい位置に鏡を設ける。

【案内表示】エレベーターの稼働状況を利用者が確認できるように、籠内及び乗降ロビーには籠が停止する予定の階や昇降方向などを表示する装置を設ける。

【車椅子使用者対応操作盤】車椅子使用者が座ったまま操作できるように、手の届く範囲を考慮した利用しやすい位置に操作盤を設ける。

【音声案内（籠の出入口）】籠の出入口が複数ある場合には、開閉する出入口を音声で利用者に知らせる装置を設ける。

【自動感知制止装置】挟まれ事故等を防止するために、利用者を感じし出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設ける。

【災害時等】災害時の管制運転を、音声や文字で利用者に知らせる装置を設ける。

《望ましい整備》

- ・一般操作盤は、視覚障害者が円滑に操作できるように、点字、文字の浮彫等が設けられた構造の操作盤とする。
- ・1以上のエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上とする。
- ・災害時等の緊急事態の際に、聴覚障害者等とのコミュニケーションができるよう籠内にモニター又は聴覚障害者対応の非常ボタンを設ける。
- ・内部に閉じ込められた者の存在が分かるよう、出入口と籠の戸にガラス窓を設ける。
- ・昇降ロビーには制御装置の位置を視覚障害者に知らせるため、点状ブロック等を敷設する。

【3】特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機
特殊な構造又は使用形態のエレベーター	令第18条第2項第6号に適合していること	令第18条第2項第6号 国土交通大臣が定める構造とすること。 平成18年国交省告示第1492号 次に掲げる構造を有し、車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が15m/分以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものであって、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの ・平成12年建設省告示第1413号第1第九号に規定する段差解消機 ・籠の幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上 ・乗降方向に応じた籠寸法の確保
特殊な構造又は使用形態のエスカレーター	令第18条第2項第6号に適合していること	令第18条第2項第6号 国土交通大臣が定める構造とすること。 平成18年国交省告示第1492号 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書きに規定する車椅子使用者用エスカレーターのうち、車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30m/分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（「8-1 移動等円滑化経路」で整備する経路）	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（令第18条で整備する経路）
籠	人を乗せ昇降する部分	同左

《解説》

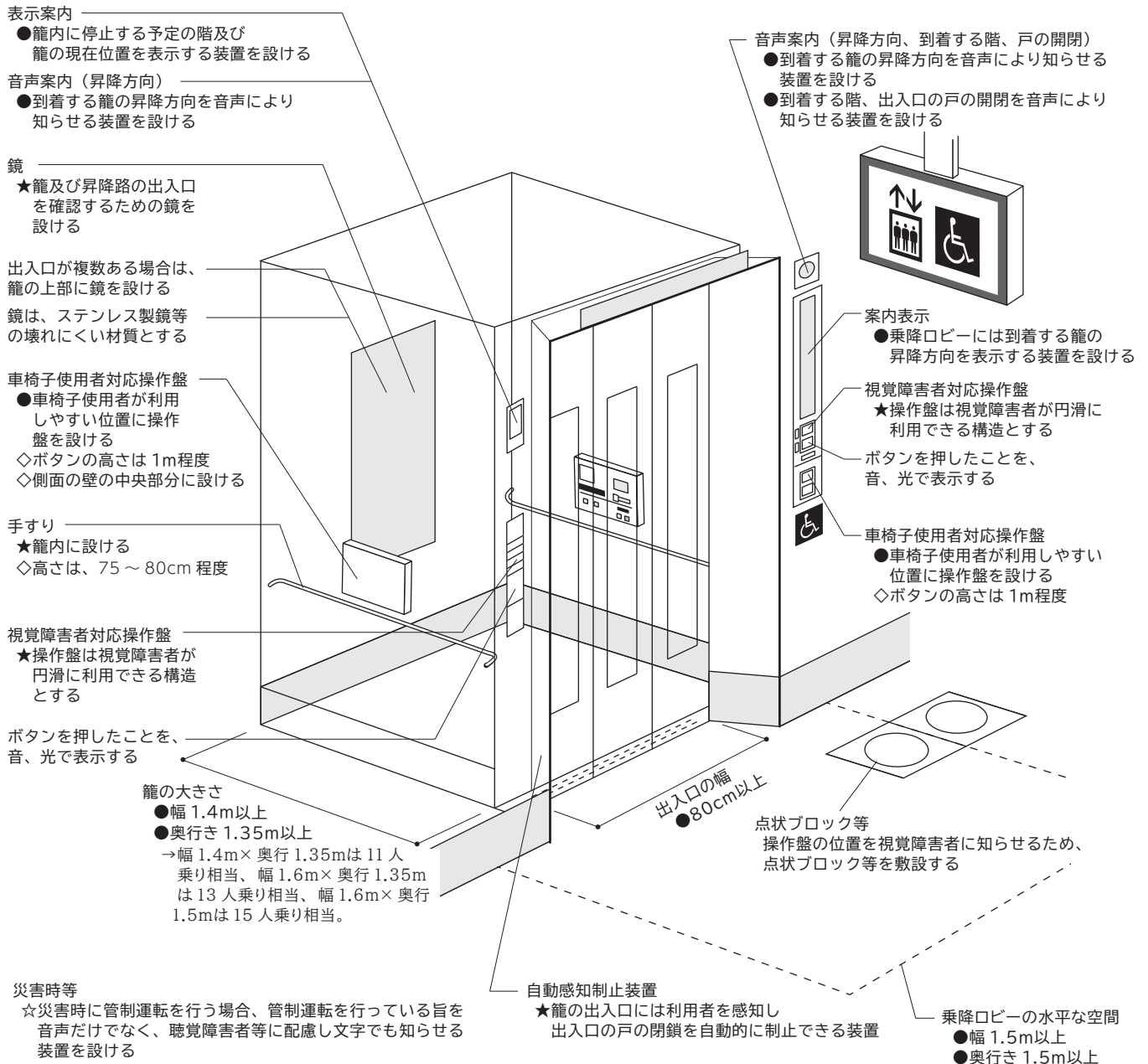
【特殊な構造又は使用形態のエレベーター】車椅子使用者が、車椅子に座ったまま使用できる構造等の段差解消機とする。

【特殊な構造又は使用形態のエスカレーター】車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる構造等のエスカレーターとする。

《望ましい整備》

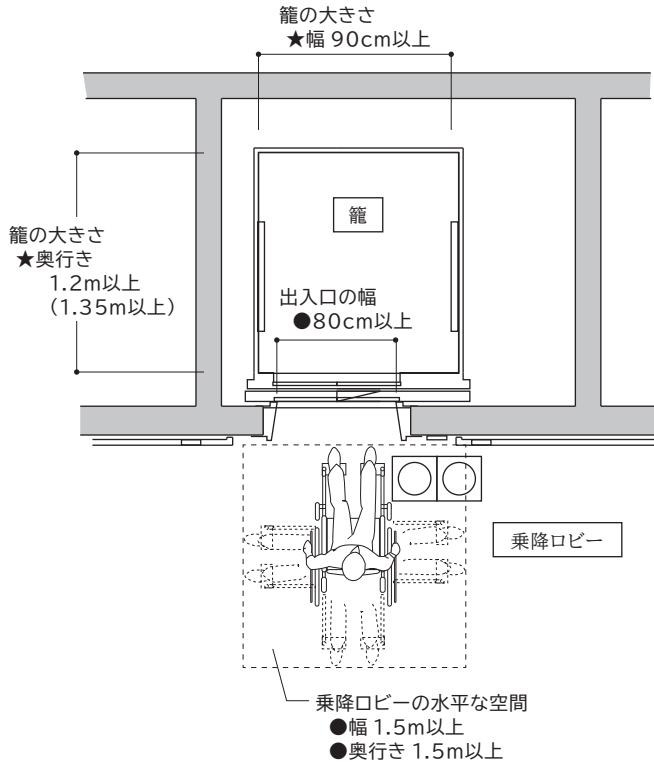
- ・エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否を表示する。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。

《床面積 2,000 m²以上の建築物に設けられるエレベーターの例（共同住宅又寄宿舍を除く）》

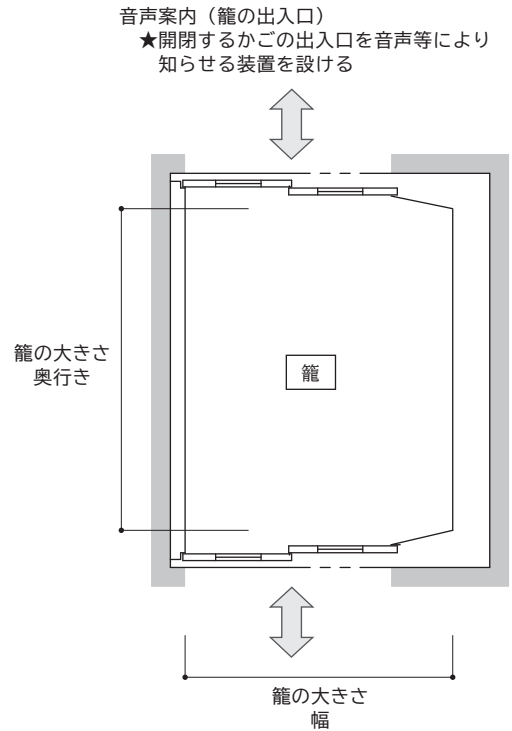


【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
 ☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

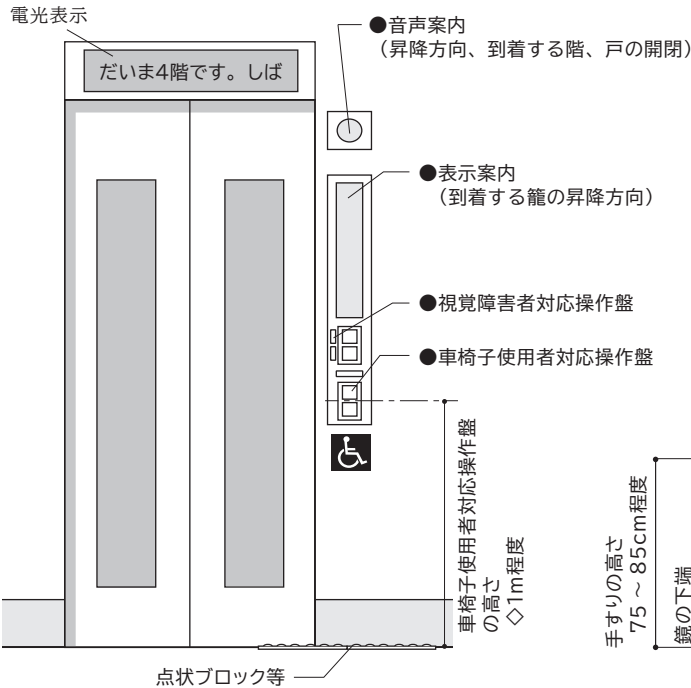
《床面積 2,000 m²未満の建築物に 設けられるエレベーターの例》



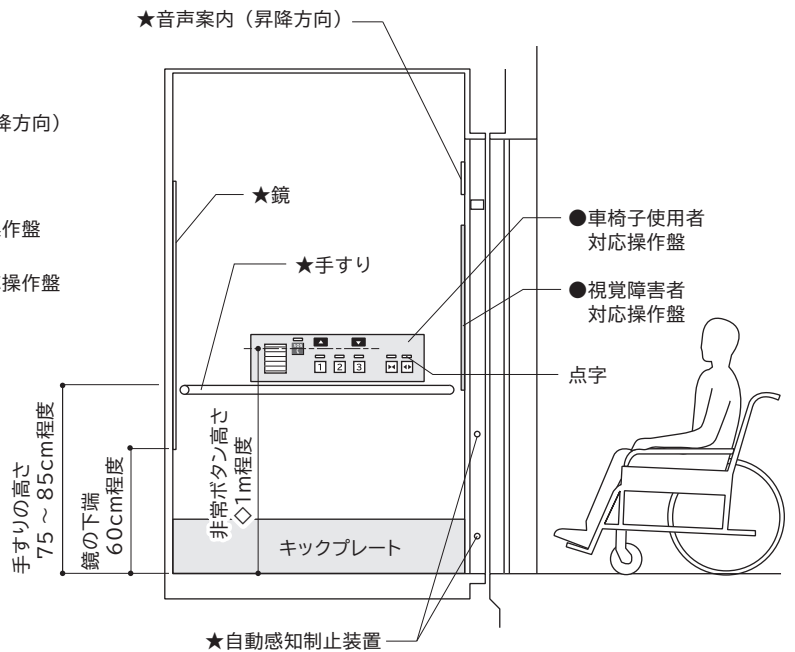
《籠の出入口が複数ある エレベーターの例》



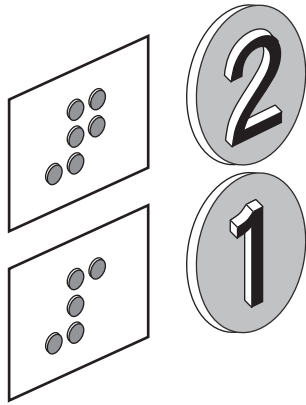
《乗降ロビーの操作盤等》



《籠内の操作盤等》



《階数ボタン（点字表示）》



操作盤のボタンは、押しボタン式とする

ボタンは浮彫数字を用いて表示する

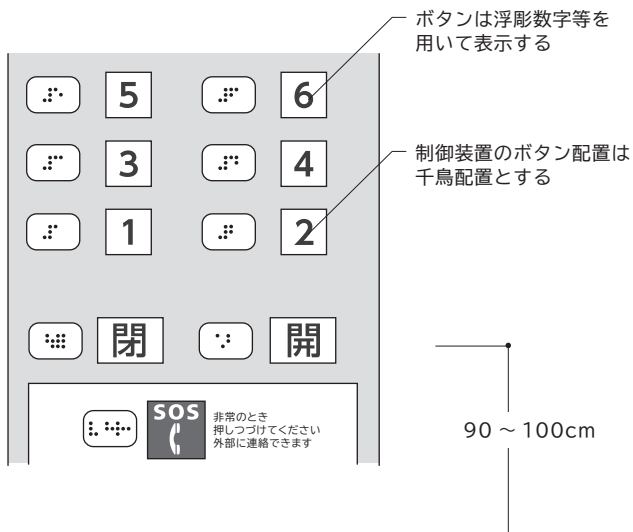
階数ボタンは、周辺色との区別が容易にできること

操作盤にあるボタンを押したことを、音、光で表示する。

《籠内の操作盤と各階案内表示板》



《籠内の視覚障害者対応操作盤》

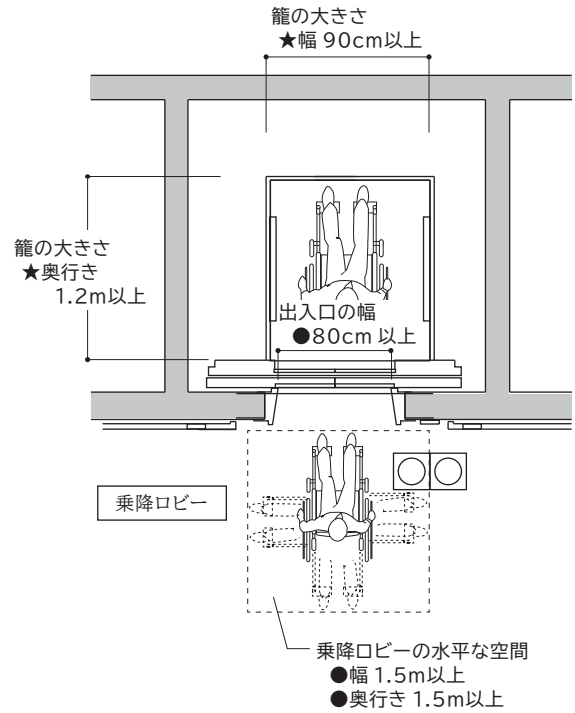
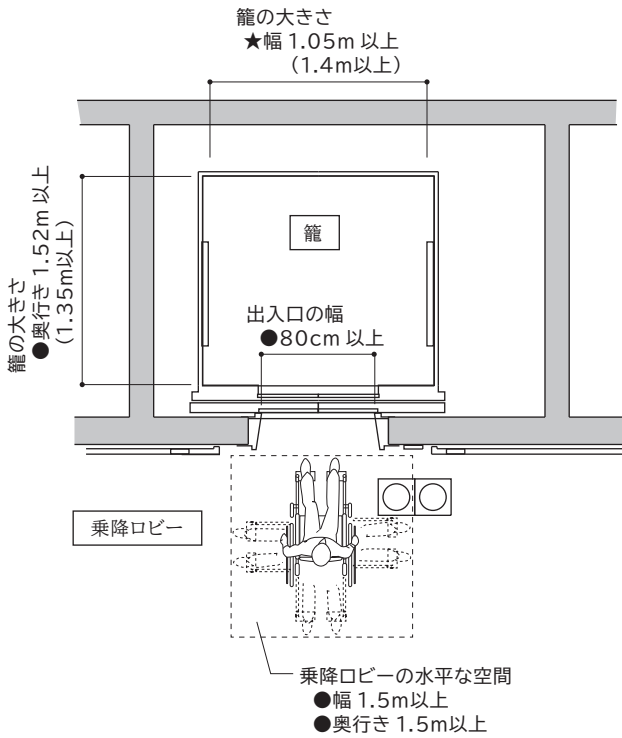


《籠内の車椅子利用者対応操作盤》



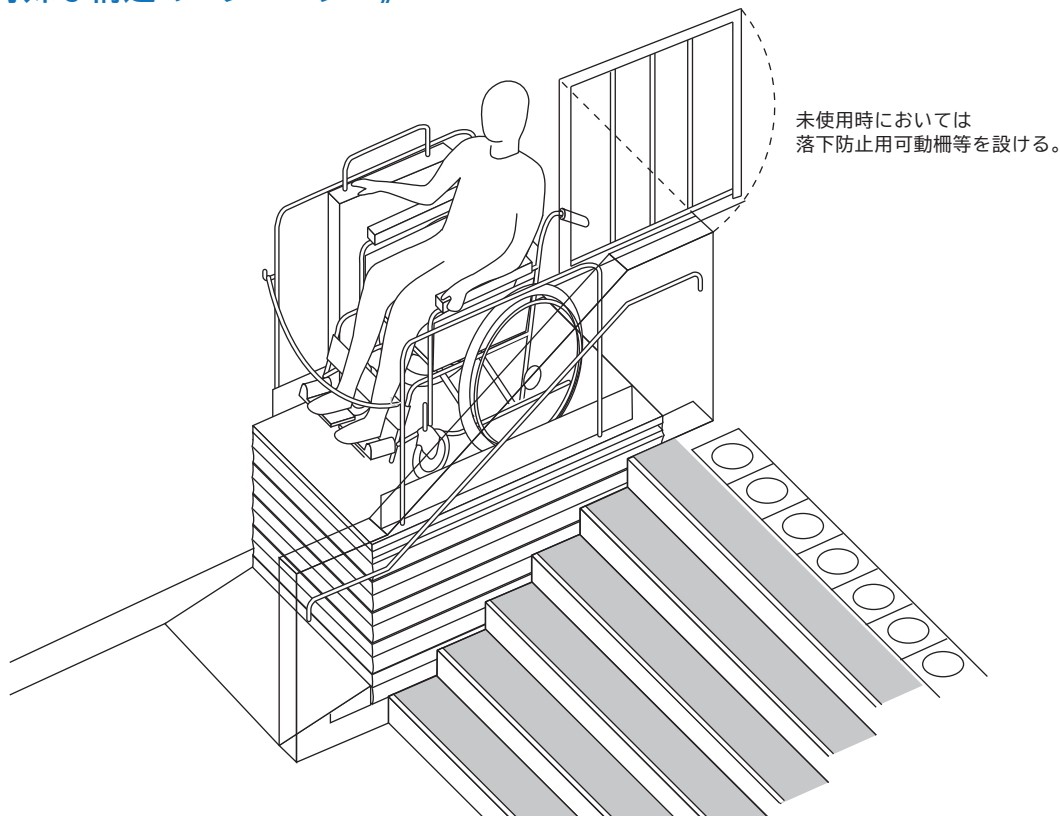
《床面積 2,000 m²以上の共同住宅等の 利用円滑化経路を構成するエレベーター》

《床面積 2,000 m²未満の 共同住宅等に設けられるエレベーター》



籠の大きさ
→1.05m×1.5mは、9人乗り相当、ストレッチャーに対応できる
大きさは、1.3m×2.3m程度（11人乗り）以上となる

《特殊な構造のエレベーター》



9 標識

《基本的考え方》

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した便所、駐車施設、停車施設、エレベーターがある場合、その位置を誰にでも分かりやすい内容で表示することが重要になります。設計においては、子どもや外国人も含めて分かりやすいデザインにすることや、位置、照明等による見やすさへの配慮が求められます。

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

標識

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所・便房（車椅子対応トイレ、準車椅子対応トイレ）、駐車施設、停車施設、又はエレベーターその他の昇降機を設ける建築物	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設を設ける建築物
標識の設置	高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所若しくは便房の出入口若しくはその付近、 車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先駐車施設 又は高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したエレベーターその他の昇降機の付近には、それぞれ、当該便所、便房、 車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先駐車施設 、エレベーターその他の昇降機があることを表示する標識を設けること。	令第19条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。
位置、高さ、照明	位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。	令第19条 国土交通省令で定めるところにより、標識を設けなければならない。 平成18年国交省令第113号 ・標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。 ・標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。
文字	文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。	-
視覚障害者対応	必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。	-

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
車椅子利用者用駐車施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（「7 駐車場等」の基準に適合する駐車施設）	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（令第17条で整備する駐車施設）
高齢者、障害者等優先停車施設	高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車施設（「7 駐車場等」の基準に適合する停車施設）	-

《解説》

【標識の設置】高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した施設の位置を明示するため、当該施設の付近に標識を設置する。なお、一般の便所内に便房を設けて準車椅子対応トイレとする場合は、便房とその便房がある便所の出入口又はその付近のそれぞれに標識を設置する必要がある。

【位置・高さ・照明】標識は、円滑な利用に配慮された施設を特に必要とする高齢者、障害者等から見やすい位置で、視点からの見上げ角度が小さく、かつ目線の低い車椅子利用者や子どもにも見やすい高さとし、照明による逆光や反射グレアが生じないように配慮する。

【文字】子どもを含め、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとする。

【視覚障害者対応】視覚障害者が円滑な利用に配慮された施設を認識できるように、必要に応じて点字、音声等による案内設備を設ける。

《望ましい整備》

- ・ 標識は、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した施設だけではなく、移動等円滑化経路内に適切かつ連続的に設ける。
- ・ 利用者に配慮した施設や設備がある場合は、それらの施設や設備があることを示す分かりやすい標識を設ける。
- ・ 施設用途に応じて外国語を併記する。

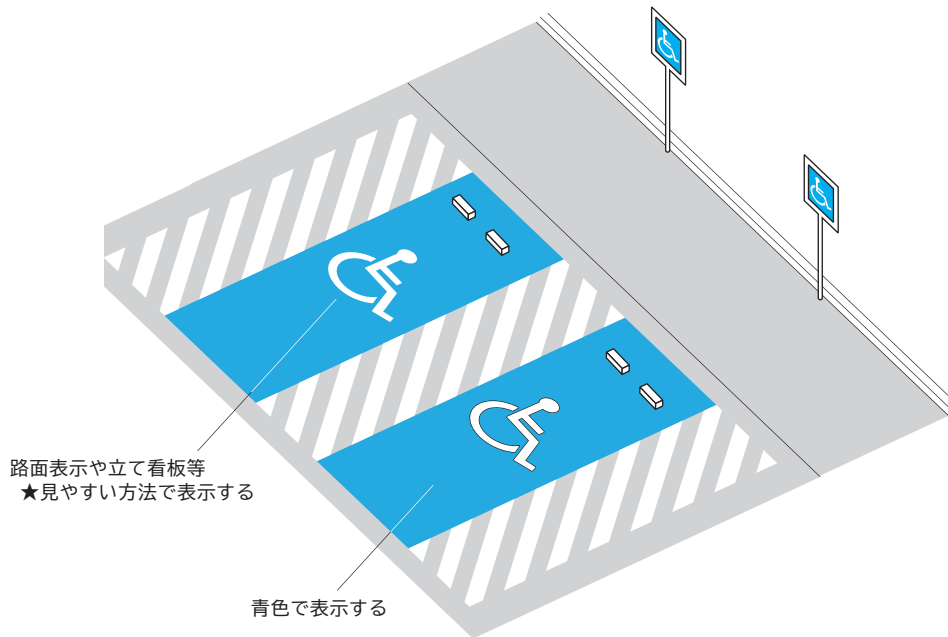
《駐車場案内》



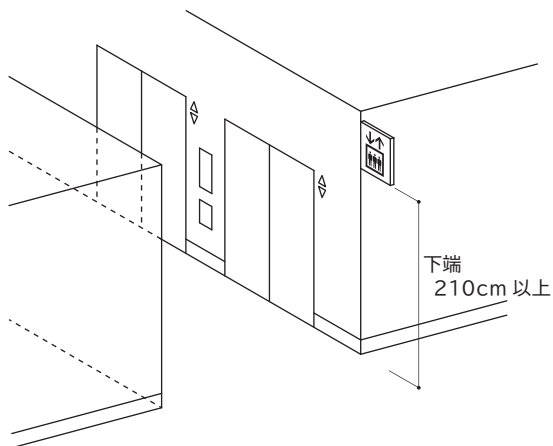
《入口方向を示す案内》



《車椅子使用者用駐車施設の標識》



《突出型の標識を設ける場合》



出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
 平成31年（2019年）3月改訂版 140ページ【図14.2】（一部、変更しています。）

《案内用図記号（JIS Z 8210）の例》



案内所
Question & answer



案内
Information



お手洗
Toilets



男性
Men



女性
Women



男女共用お手洗
All gender toilet



子どもお手洗
Children's toilet



オストメイト用設備 /
オストメイト
Facilities for Ostomy
or Ostomate



ベビーチェア
Baby chair



おむつ交換台
Diaper changing
table



介助用ベッド
Care bed



着替え台
Changing board



ベビーケアルーム
Baby care room



授乳室
Nursing room



障害のある人が
使える設備
Accessible facility



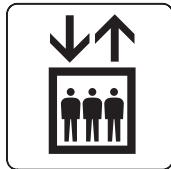
スロープ
Slope



駐車場
Parking



自転車
Bicycle



エレベーター
Elevator



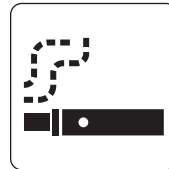
エスカレーター
Escalator



階段
Stairs



喫煙所
Smoking area



加熱式たばこ
専用喫煙所
Designated heated
tobacco smoking room



無線 LAN
Wireless LAN



カームダウン・クールダウン
Calm down, cool down



禁煙
No smoking



撮影禁止
Do not take
photographs



AED
(自動体外式除細動器)
Automated external
defibrillator



矢印
Directional arrow

《案内用図記号（JIS Z 8210）以外の例》



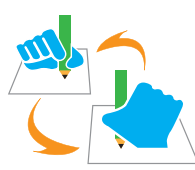
乳幼児用設備
Nursery



補助犬マーク
Service Dogs
Welcome



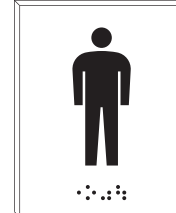
耳マーク



筆談マーク



手話マーク



《点字併記の例》

10 案内設備

《基本的考え方》

高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、駐車施設、停車施設、エレベーターがある場合、当該施設へ確実にたどり着けるように、誰にでも分かりやすい文字や記号等で案内することが重要になります。設計においては、子どもや外国人も含めて分かりやすいデザインにすることや、位置、照明等による見やすさへの配慮が求められます。

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

案内設備

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、駐車施設、停車施設、エレベーターその他の昇降機を設ける建築物	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設を設ける建築物
案内所	案内所を設ける場合は、主要な案内板と視覚障害者対応案内設備の規定は適用しない。	令第20条第3項 案内所を設ける場合には、前2項の規定は適用しない。
主要な案内板	建築物又はその敷地には、主要な案内板を設けること。ただし、当該便所、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	令第20条第1項 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
位置、高さ、照明	位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。	-
文字	文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。	-
視覚障害者対応	必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。	-
視覚障害者対応案内設備	建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を令第20条第2項の国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。	令第20条第2項 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 平成18年国交省令第113号 ・文字等の浮き彫り... ・音による案内... ・点字及び前 に類するもの
聴覚障害者配慮設備（案内所）	案内所を設ける場合は、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。	-

避難誘導設備	消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項の規定により消防の用に供する設備の設置が必要な建築物（自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要なものに限る。）については、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設けることとされる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したものとすること。	
--------	---	--

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
主要な案内板	建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を表示した案内板その他の設備	
車椅子使用者用駐車施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（「7駐車場等」の基準に適合する駐車施設）	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（令第17条で整備する駐車施設）
高齢者、障害者等優先停車施設	高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車施設（「7駐車場等」の基準に適合する停車施設）	

《解説》

【案内所】高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、駐車施設、停車施設、エレベーターその他の昇降機を設ける建築物であっても、案内所を設ける場合は 主要な案内板と視覚障害者対応案内設備は設けなくてもよい。ただし、その場合は 聴覚障害者配慮設備を設けるなど聴覚障害者の利用に配慮する。

【主要な案内板】高齢者、障害者等が円滑な利用に配慮した各設備まで確実にたどり着けるように、配置を表示した案内板等を設ける。主要な案内板には、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、車椅子使用者駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機のほか、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したその他の設備の配置を表示する。なお、当該便所、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機が容易に視認できれば 主要な案内板を設けなくてもよい。

【位置・高さ・照明】主要な案内板は、円滑な利用に配慮された施設を特に必要とする高齢者、障害者等から見やすい位置で、目線の低い車椅子使用者や子どもにも見やすい高さとする。また、照明による逆光や反射グレアが生じないように配慮する。

【文字】文字が多いものやデザインが複雑なものは分かりにくいいため、大きめの文字や図記号を用い周辺とのコントラストに留意するなど、分かりやすくシンプルなものにする。

【視覚障害者対応】視覚障害者が円滑な利用に配慮された施設を認識できるように、必要に応じて、主要な案内板には点字、音声等による案内設備を設ける。

【視覚障害者対応案内設備】点字等による案内設備だけでは、情報を読み取れる視覚障害者はかなり少ないといわれているため、視覚障害者が読みやすいデザインを心がけるとともに、文字等を浮き彫りにしたり、音声による案内を行う等の工夫をする。

【聴覚障害者配慮設備】文字により情報を表示する設備を設けるなど、聴覚障害者の利用にも配慮する。

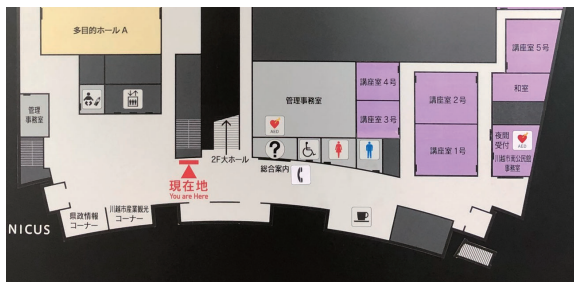
【避難誘導設備】視覚障害者だけでなく、聴覚障害者の避難にも配慮する。

《望ましい整備》

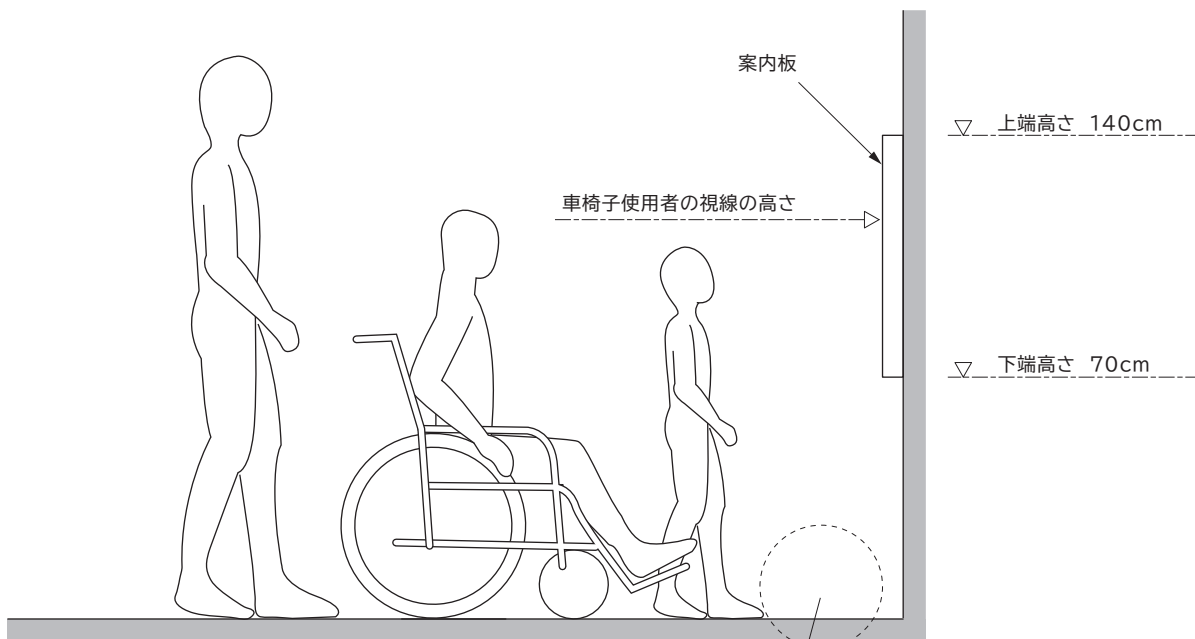
- ・利用者のために、施設の案内、呼び出し、注意喚起、避難誘導その他の施設の利用に係る情報を音声によって放送等する場合には、併せて文字表示による情報提供を行う。
- ・利用者のための案内所に案内等を行う者を常時配置する場合には、手話通訳ができる者を配置し、かつ、筆談等が可能な機器を設ける。

《主要な案内板の例》

※一部拡大しています



《案内板の高さ》

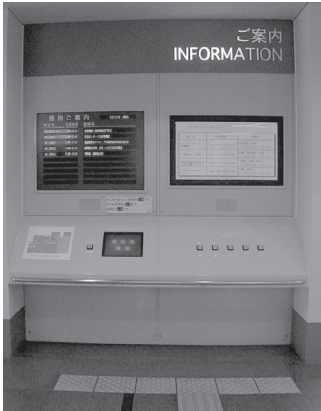


★案内板等は、車椅子使用者でも見られるよう、表示板面の中心が120cm程度の高さに設置する

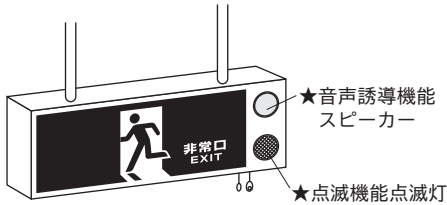
足元に障害物があると車椅子使用者や小さな子どもは、案内板等に近づいて見ることができない

《視覚障害者対応の例》

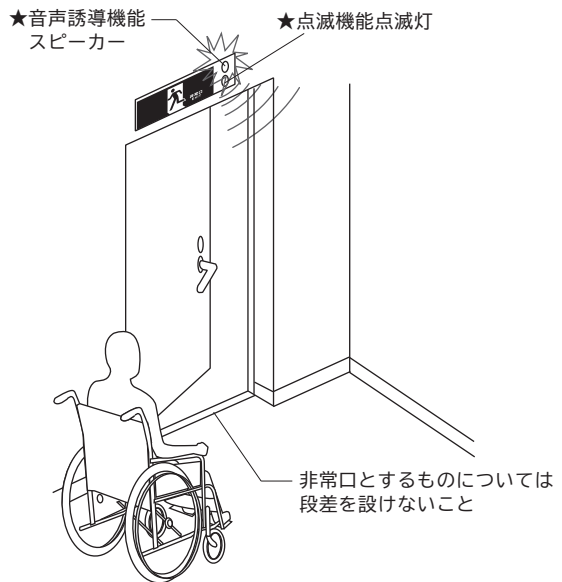
★点字、音声案内、電光掲示板等



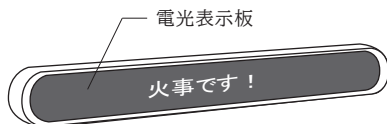
《誘導設備の例》



《非常口の例》

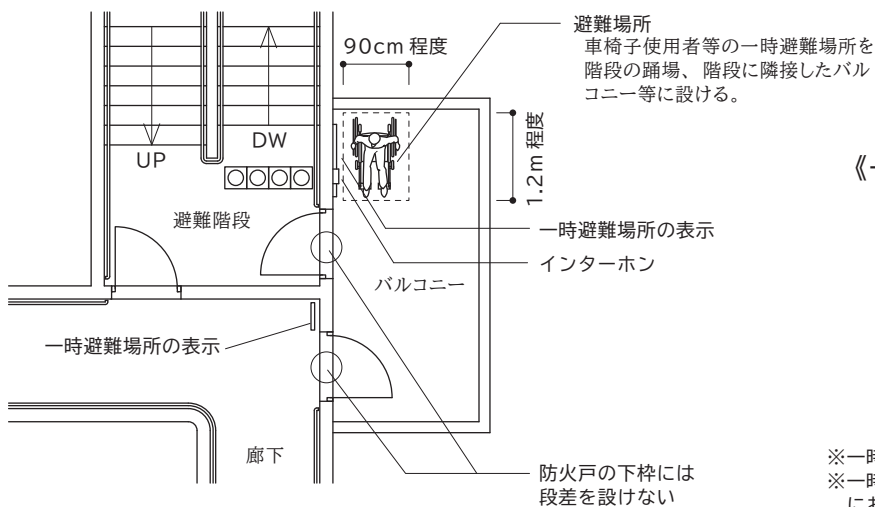


《その他の誘導設備の例》



非常口、廊下等及び階段の必要な箇所には、非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動した電光表示版を設ける

【参考】車椅子使用者の一時避難場所と表示の例



非常階段を除き、一時避難場所等への避難経路には階段又は段を設けない。

《一次待避エリアの表示例》



※一時待避エリアの要件を満たす場合に限る。
 ※一時待避エリアについては、「高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策」（平成25年 東京消防庁）を参照すること。

出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
 平成31年（2019年）3月改訂版 181ページ【図26.8】



《基本的考え方》

視覚障害者誘導用ブロックの敷設や音声誘導装置の設置は、視覚障害者の危険回避や円滑な移動をサポートするための有効な手段です。設計においては、周辺状況を考慮して道等から施設利用に関する情報が得られる場所までの経路を、連続的に、かつ遠回りや複雑にしないような配慮が求められます。

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

視覚障害者移動等円滑化経路

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	主要な案内板、視覚障害者対応案内設備 又は案内所を設ける建築物	案内設備又は案内所を設ける建築物（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）
経路 (主要な案内板又は案内所から道等まで)	道等から 主要な案内板 （点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内するものに限る。）「10案内設備」で整備する視覚障害者対応案内設備又「10案内設備」による案内所までの 利用者の 用に供する経路は、そのうち1以上を、 視覚障害者移動等円滑化経路 とすること。ただし、令第21条第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。	令第21条第1項 道等から令第20条第2項の規定による設備又は令第20条第3項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、 視覚障害者移動等円滑化経路 にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 平成18年国交省告示第1497号第4次のいずれかの場合 ・駐車場の場合 ・受付やフロント等から建物出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口まで点状ブロック等で誘導される場合
誘導用 ブロック等	令第21条第2項に適合すること。	令第21条第2項第1号 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、 線状ブロック等 及び 点状ブロック等 を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 令第21条第2項第2号 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、 点状ブロック等 を敷設すること。 イ 車路に近接する部分 ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。） 平成18年国交省告示第1497号第5次のいずれかの場合 ・勾配が1/20を超えない傾斜の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ勾配が1/12を超えない傾斜の上端に近接するもの ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
主要な案内板	建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、駐車施設又はエレベーターその他の昇降機の配置を表示した案内板その他の設備	-
道等	道又は公園、広場その他の空地	同左
当該建築物の車寄せ (読み替え)	利用者の用に供する車寄せが設けられた建築物の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により、「6【2】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路」に定める基準に適合することが困難である場合における「11 視覚障害者移動等円滑化経路」の規定の適用については、「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする	-
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-
視覚障害者移動等円滑化経路	視覚障害者が円滑に利用できる経路（「11 視覚障害者移動等円滑化経路」で整備する経路）	視覚障害者が円滑に利用できる経路（令第21条で整備する経路）
線状ブロック等	床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの	同左
点状ブロック等	床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの	同左

《解説》

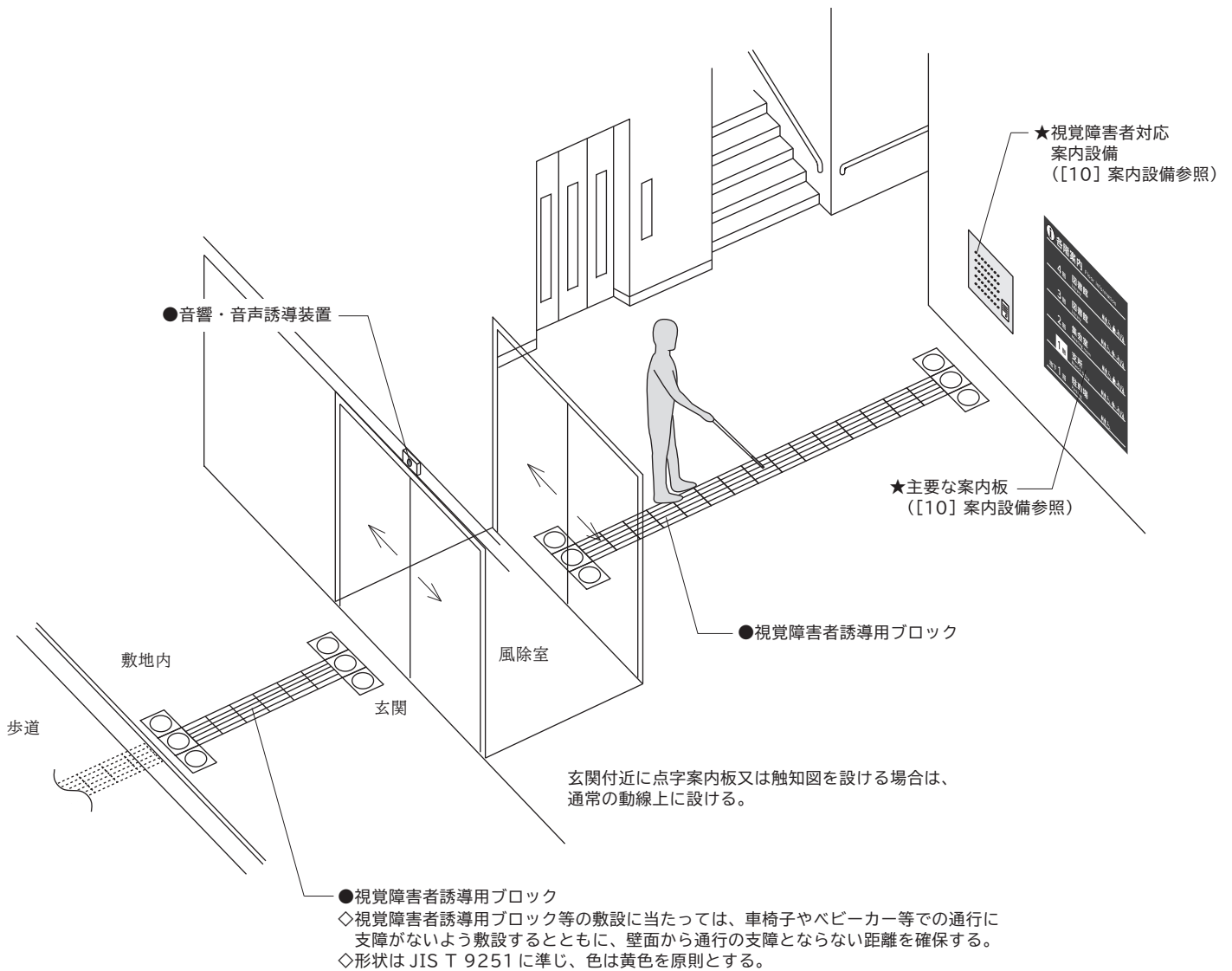
【経路】視覚障害者の危険回避や効率的な移動を支援するため、道等から主要な案内板、視覚障害者対応案内設備又は案内所までの経路を整備する。なお、地形の特殊性により移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の整備が困難な場合に限り、利用者が使用する車寄せから主要な案内板等までの経路を整備する。

【誘導用ブロック等】線状ブロックは主に誘導用に用いられ、点状ブロックは主に注意喚起や警告用に用いられる。視覚障害者を安全に誘導するため線状ブロックを用い、視覚障害者の移動において歩車道境界や段差の認知等を行い衝突や落下等を防止するため、歩車道境界の近くや段等の上端に点状ブロックを敷設し、視覚障害者へ注意喚起を行う。

《望ましい整備》

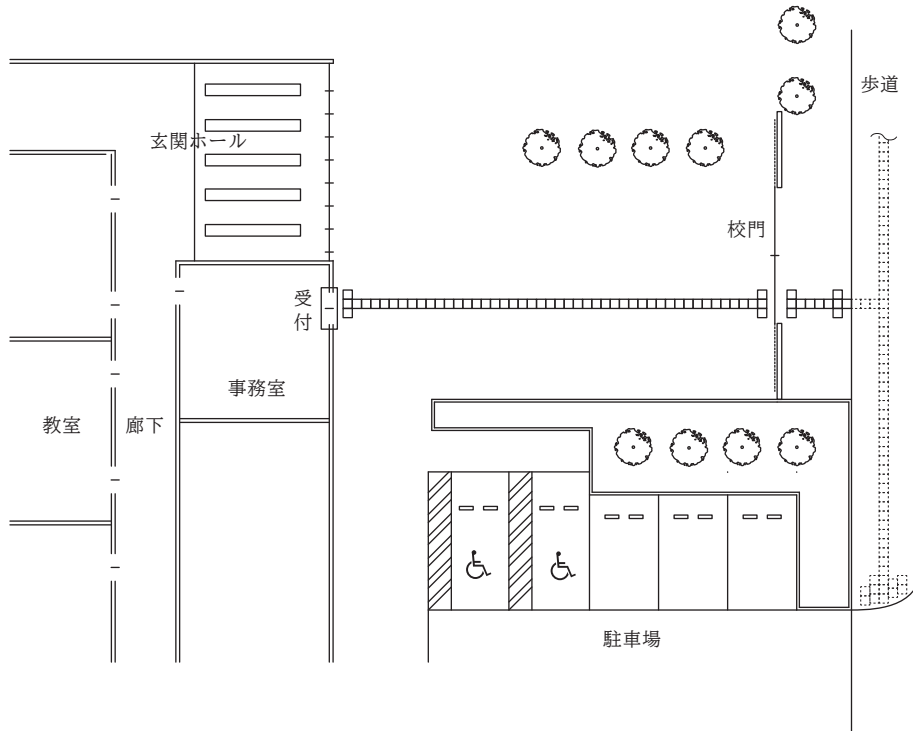
- ・ エスカレーターに視覚障害者を誘導する場合は、視覚障害者誘導用ブロック若しくは音声案内（チャイムを含む）を適切に設ける。
- ・ 専ら高齢者が利用する施設及び幼児が利用する施設では、ブロック等の敷設が利用者の通行に支障をきたらさないよう配慮する。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、弱視者が視認しやすいように通路の床仕上げ材料との間で輝度比 2.0 以上、明度差 5 を確保する。また、金属鋏タイプのブロック等は、滑りやすく施工性能等に難があるため使用しない。

《視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック、線状ブロック）の敷設例》



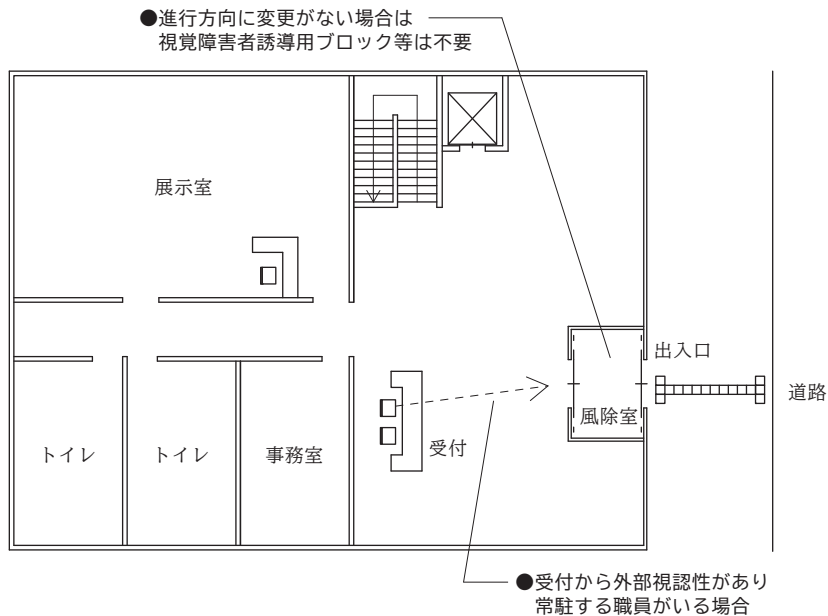
【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
 ☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

《学校の例》



《受付カウンター付近に管理者等が常駐し、 出入口内部での視覚障害者誘導用ブロック等の敷設が不要となる場合の例》

※施設の管理者等は、視覚障害者が訪れた時は、出入口で必要な介助、誘導を行う。



12 育児用施設

《基本的考え方》

乳幼児連れの保護者等が、外出をしたり、社会参加をする上で、安心して子育てができる環境整備が必要となります。

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

【1】床面積の合計が 5,000 ㎡以上の建築物

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が5,000㎡以上の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するもの	病院、診療所、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、博物館、美術館、図書館
育児用施設	条例第7条第1項に規定する 育児用施設 を設けること。	条例第7条第1項 高齢者、障害者等が当該廊下等を円滑に利用することを妨げない場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に育児用施設を1以上設けるとともに、その位置を表示しなければならない。
案内表示	育児用施設 の出入口又はその付近に、 育児用施設 が設けられている旨の適切な表示をすること。	条例第7条第2項 移動等円滑化経路を構成する廊下等以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に育児用施設が設けられかつ、その位置が移動等円滑化経路を構成する廊下等に表示されている場合には、前項の規定は、適用しない。

【2】床面積の合計が 2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満の建築物

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が 2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するもの（努力規定）	-
育児用施設	育児用施設 を設けるよう努めること。	条例第7条第1項 高齢者、障害者等が当該廊下等を円滑に利用することを妨げない場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に育児用施設を1以上設けるとともに、その位置を表示しなければならない。
案内表示	育児用施設 の出入口又はその付近に、 育児用施設 が設けられている旨の適切な表示をすること。	条例第7条第2項 移動等円滑化経路を構成する廊下等以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に育児用施設が設けられかつ、その位置が移動等円滑化経路を構成する廊下等に表示されている場合には、前項の規定は、適用しない。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
育児用施設	乳幼児用ベッド及び椅子その他乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備が配置された場所	同左

《解説》

【育児用施設】子育て補助として、育児用施設を独立した部屋に設けることが望ましいが、設置場所を確保することが困難な場合には、待合室等の一部を利用して場所を設ける。また、「乳幼児を連れた者が長時間利用するもの」とは、病院、診療所、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、社会福祉施設等である。

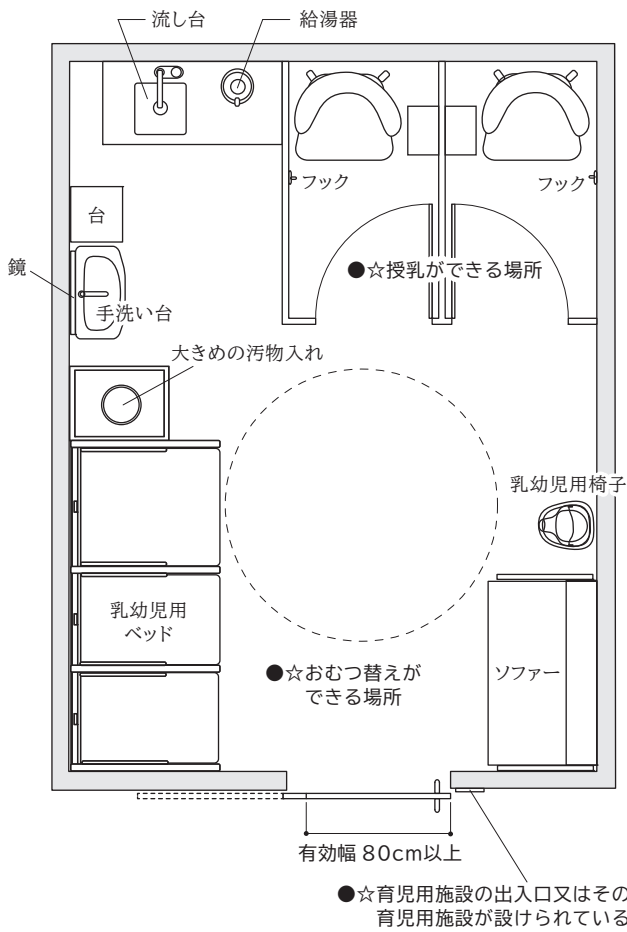
【案内表示】乳幼児連れの保護者等が、容易に認識できるよう、わかりやすい位置に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をする。

《望ましい整備》

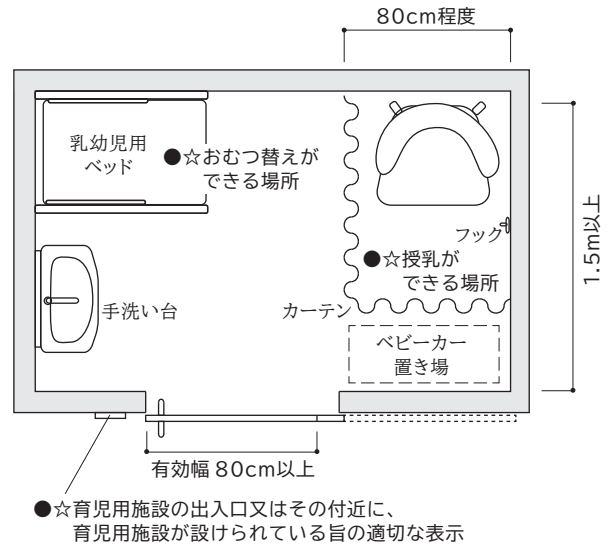
- ・育児用施設には、給湯及び哺乳瓶の消毒等ができる設備を設ける。
- ・授乳のできる場所は、カーテンで仕切るなどプライバシーを確保し、男性も利用できるようにする。
- ・主要な案内板には育児用施設の案内表示を行う。

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
 ☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

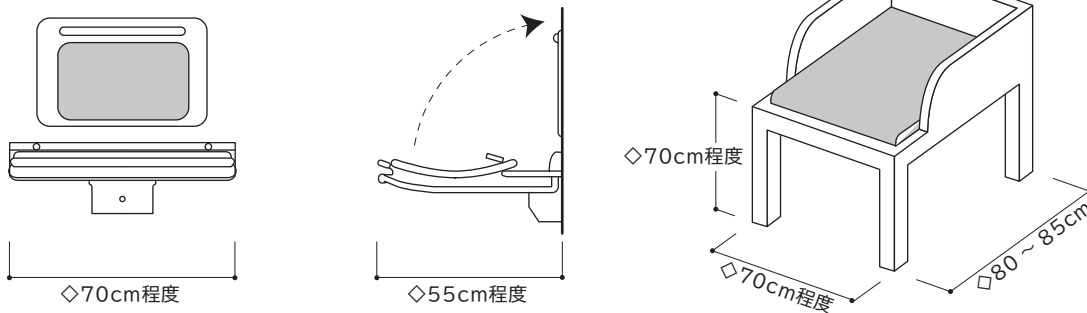
《授乳、おむつ替え設備の例》



《小規模な授乳室の例》



《おむつ替えのできる乳幼児用ベッド》



《育児用施設に関連するサインの例》 ※ 案内用図記号 (JIS Z 8210)



ベビーケアルーム
 Baby care room
 (2019年7月20日～)



授乳室 (男女共用)
 Nursing room
 (2020年5月20日～)



ベビィチェア
 Baby chair
 (2020年5月20日～)



おむつ交換台
 Diaper changing
 table
 (2020年5月20日～)



乳幼児用設備
 Nursery
 (~2019年7月19日)

13 出入口

《基本的考え方》

建築物の出入口は案内所や案内表示に至るまでの経路を、高齢者や障害者等が安全かつ円滑に利用するための配慮が必要となります。

【1】出入口

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー 条例
対象	利用者の用に供する出入口	-
自動感知 制止装置	自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	-
衝突防止	全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。	-

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー 条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【自動感知制止装置】利用者が戸に挟まれないよう、戸枠の左右かつ適切な高さに、安全装置（安全センサー）を設置する。

【衝突防止】透明なガラス戸は衝突の危険があるため、視覚障害者が識別できるよう、目の高さの位置に横棧を設置する、ガラスに色をつける又は模様を入れる等、配慮する。

《望ましい整備》

- ・視覚障害者に配慮し、音声案内又はチャイム等を設ける。

【2】移動等円滑化経路を構成する出入口

上記【1】のほか、次の構造とすること。

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	移動等円滑化経路を構成する出入口	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動等円滑化経路を構成する出入口（多数の者の読み替え有り）
有効幅	令第18条第2項第2号イに適合すること	令第18条第2項第2号イ 幅は、80cm以上とすること。
戸の構造	令第18条第2項第2号ロに適合すること	令第18条第2項第2号ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路	同左

《解説》

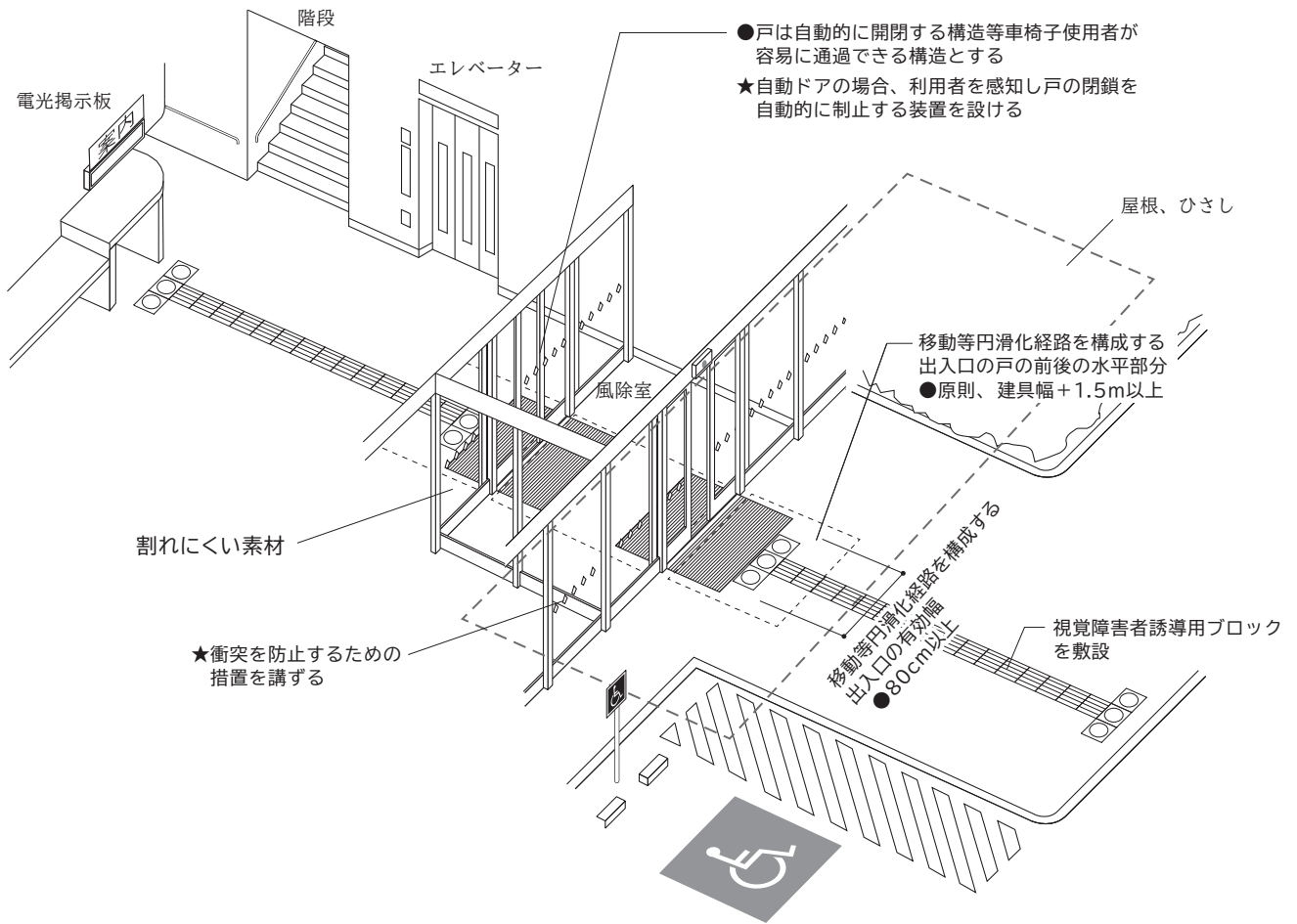
【有効幅】ドアの厚みや取っ手の引き残しを考慮し、出入口に必要な有効幅員を確保する。

【戸の構造】車椅子使用者が座ったまま戸を開閉できるよう、戸の前後に接近スペースを設けたり、開閉しやすい取っ手を設置する等、配慮する。また、車椅子使用者が戸を操作したり、方向転換を行うため、戸の前後には水平部分を設ける。

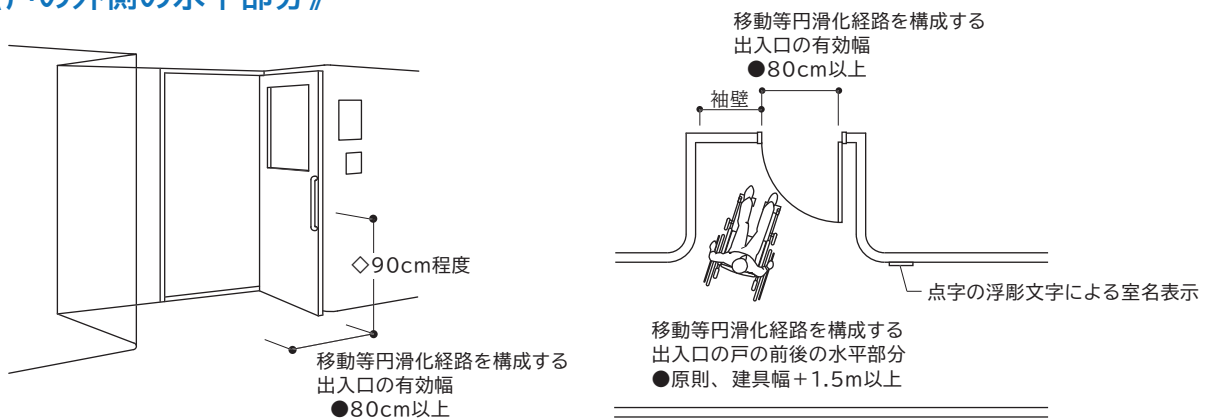
《望ましい整備》

- ・ 主要な出入口部分の床面、戸の位置や出入口の幅が容易に識別できるように、床材等に視覚的なコントラストをつける。
- ・ 車椅子使用者が戸を開閉しやすいように、袖壁は引き戸の場合は30cm以上、開き戸の場合は45cm以上確保する。
- ・ 移動等円滑経路を構成する出入口の有効幅は120cm以上とする。
- ・ 玄関マットは感知式または埋め込み式とする。

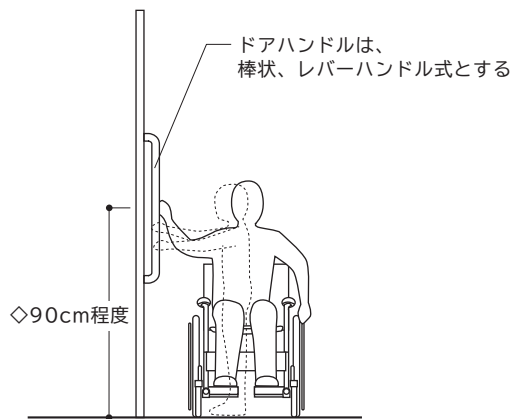
《外部出入口》



《戸の外側の水平部分》

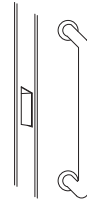


《ドアハンドルの高さ》

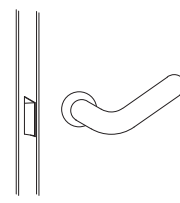


《ドアハンドルの種類》

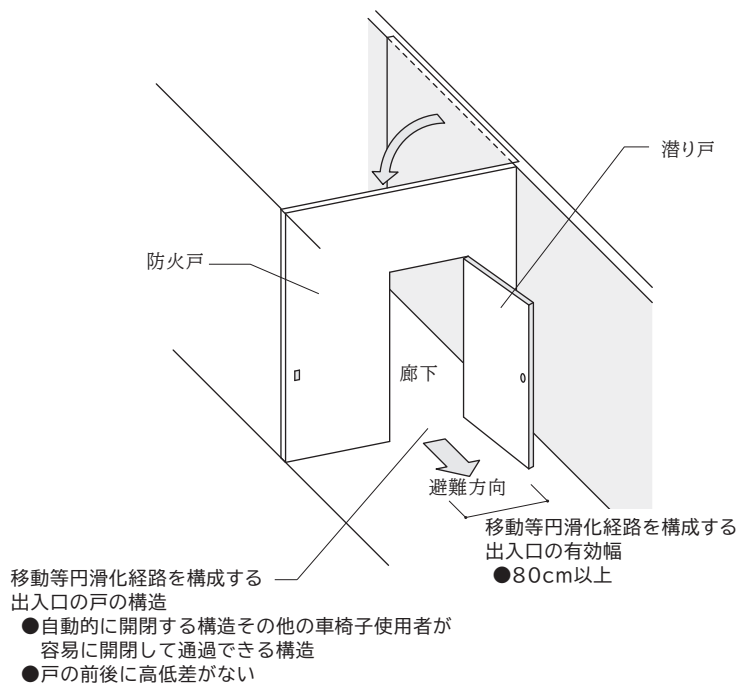
■棒状



■レバーハンドル



《車椅子使用者が通行しやすい防火戸》



14 浴室等

《基本的考え方》

高齢者、障害者等にとって転倒等の危険性が大きい場所であるため、浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室の設計においては、移動や動作時の安全性確保に十分配慮した動線計画や仕上げ等の配慮が必要となります。

浴室、シャワー室又は更衣室

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

		福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象		多数の利用者の用に供する浴室、シャワー室又は更衣室（住戸又は客室の内部に設けられるものを除く。）	法及び条例の対象建築物で、ホテル又は旅館の客室に設ける浴室又はシャワー室
設置数		それぞれ1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の浴室、シャワー室又は更衣室は、次に定める基準に適合すること。	-
出入口	幅、戸の構造	令第15条第2項第2号口の基準に適合すること。	令第15条第2項第2号口 ・幅は、80cm以上とすること。 ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
	自動感知制止装置	自動的に開閉する構造の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	-
	段	出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	-
更衣ブース又はシャワーブース		更衣ブース又はシャワーブースを設ける場合においては、それぞれ1以上の出入口の幅を80cm以上とすること。	-
各設備		高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	-
空間の確保等		車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。	-
水栓器具		水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。	-

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【設置数】それぞれ1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の浴室、シャワー室又は更衣室は、基準に適合すること。

【幅、戸の構造】有効幅は、ドアの厚みや取っ手の引き残しを考慮し、出入口に必要な有効幅員を確保する。また、戸の構造は、車椅子使用者が座ったまま戸を開閉できるよう、戸の前後に接近スペースを設けたり、開閉しやすいハンドルを設置する等、配慮する。なお、車椅子使用者が戸を操作したり、方向転換を行うため、戸の前後には水平部分を設ける。

【自動感知制止装置】利用者が戸に挟まれないよう、戸枠の左右かつ適切な高さに、安全装置（安全センサー）を設置する。

【段】出入口は車椅子の通行や高齢者のつまずきの原因となるため、段を設けない。

【更衣ブース又はシャワースペース】出入口の有効幅は、ドアの厚みや取っ手の引き残しを考慮し、出入口に必要な有効幅員を確保する。

【各設備】浴室用車椅子等への移乗や入浴等の動作を円滑に行うことができるよう、手すり等を適切に配置する。

【空間の確保等】出入口から洗い場・浴槽までの通路及び洗い場には、車椅子使用者が直進や方向転換できるなど、円滑な利用のために十分な空間を確保する。

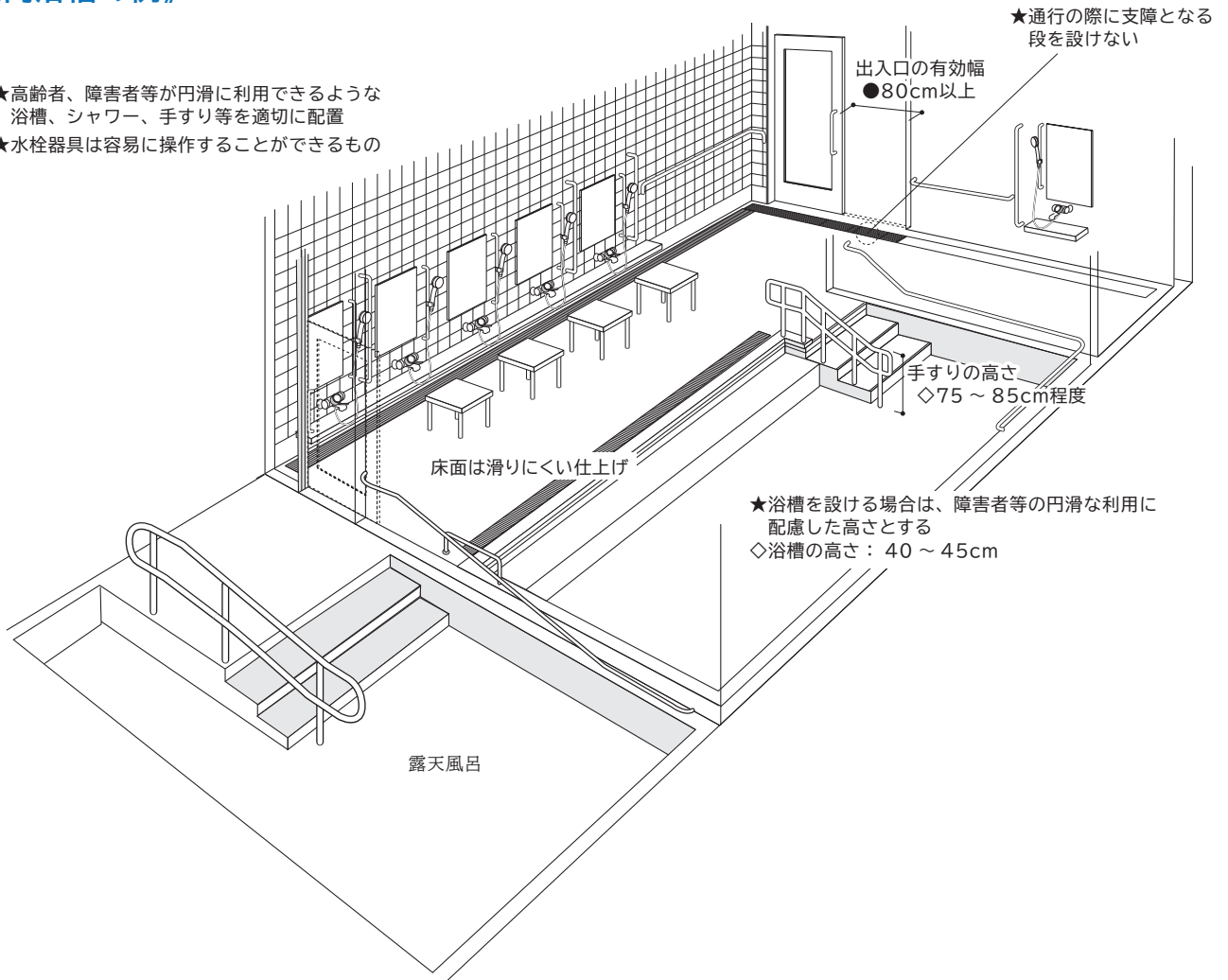
【水洗器具】高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、レバー式等の操作しやすいものとし、水洗器具の冷温水の区分等は、点字やその他の表示により容易に区別できるようにする。

《望ましい整備》

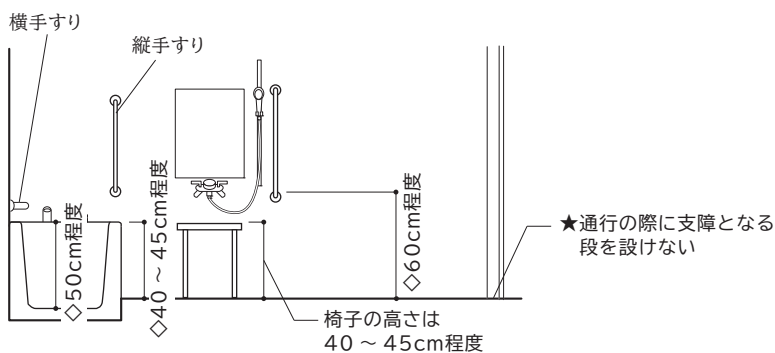
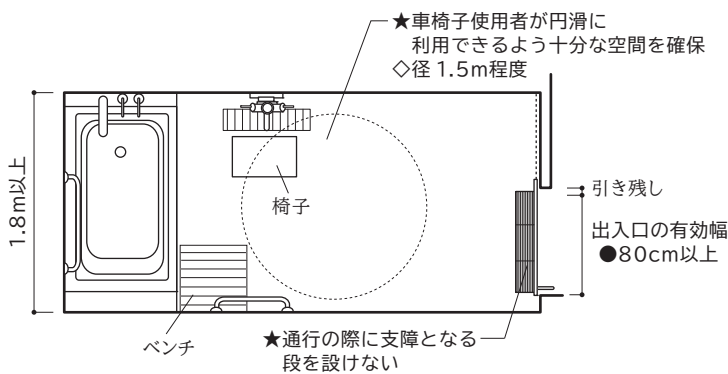
- ・車椅子使用者の移乗に配慮し、浴槽の縁には移乗スペース又はバスリフトを設ける。
- ・水洗器具はレバー式などの操作のしやすいものとし、その取り付け高さは車椅子又はシャワーチェア使用時に、座ったまま操作可能なものとする。
- ・シャワーヘッドは昇降可能なものとするか、上下2カ所の使いやすい位置にヘッド掛けを設ける。

《共同浴槽の例》

- ★高齢者、障害者等が円滑に利用できるような浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置
- ★水栓器具は容易に操作することができるもの



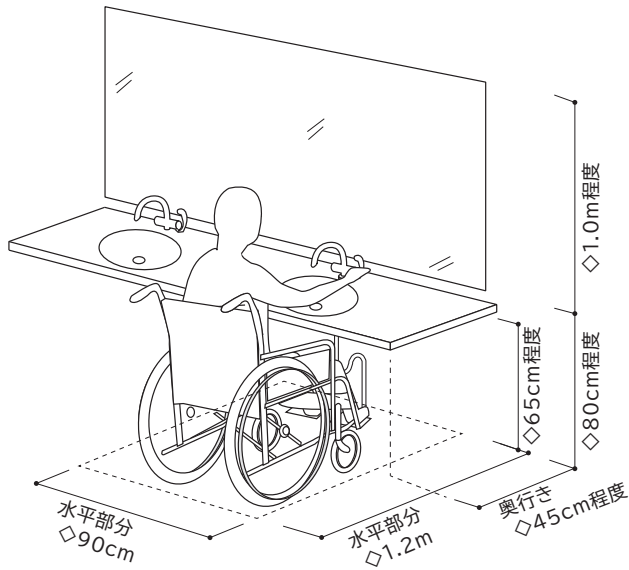
《車椅子使用者に対応した浴室》



《シャワーヘッドの例》



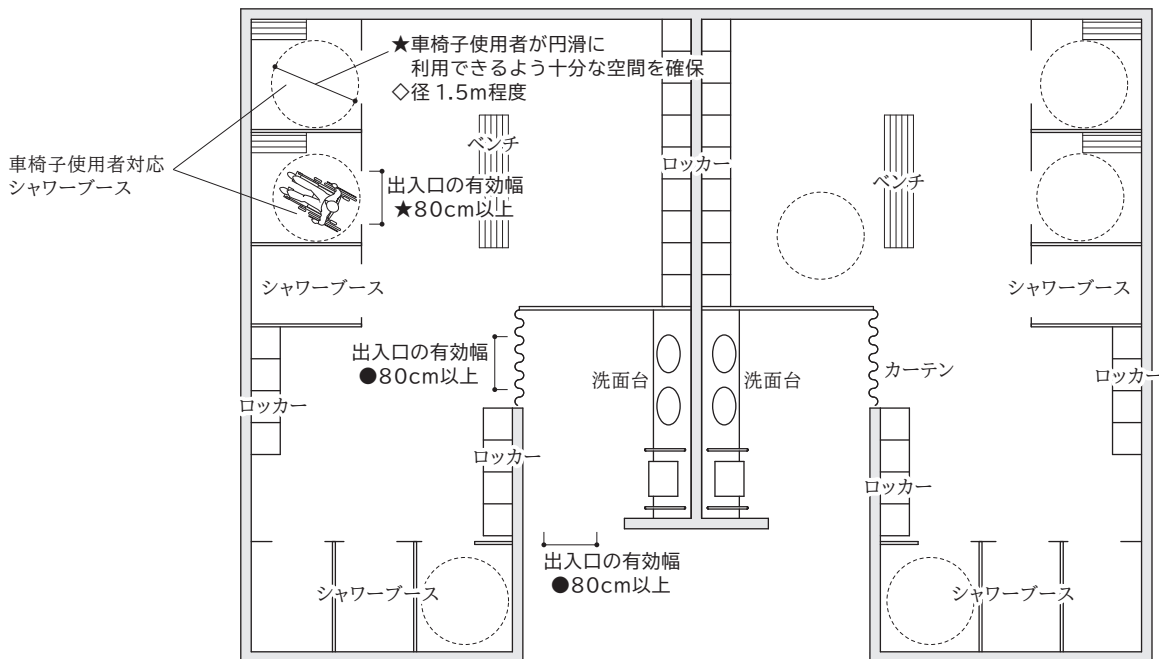
《洗面台（脱衣室）付近》



《車椅子使用者対応 シャワーブースの例》



《更衣室及びシャワー室》



15 客席

《基本的考え方》

高齢者、障害者等が、駐車場や建築物の出入口から客席・観覧席まで円滑に移動し、かつ、舞台やスクリーン等が見やすい位置とし、客席の選択が可能となるよう配慮が必要となります。

【1】車椅子使用者用の客席

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会場又は公会堂の客席の部分	-
設置数	車椅子使用者用の客席を1以上設けること。	-
	客席の総数が200以下の場合には当該客席の総数に1/50を乗じて得た数以上、客席の総数が201以上の場合には当該客席の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用の客席を設けるよう努めること。（端数切上）	-
大きさ	奥行きを120cm以上、幅を90cm以上とすること。	-
経路	客席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から車椅子使用者用の客席までの経路の幅は、120cm以上とすること。	-
	客席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から車椅子使用者用の客席までの経路に高低差がある場合は、令第11条第1号並びに令第18条第2項第4号イ及びロに定める基準に適合する傾斜路を設けること。	-
	・令第11条第1号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	-
	・令第18条第2項第4号イ 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 ・令第18条第2項第4号ロ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。	-

《解説》

【設置数】観覧等や客席の選択のため、車椅子使用者用の客席を最低1以上設けることとし、客席の総数に応じて、車椅子使用者用の客席を一定数以上設けるよう努める。また、「客席の総数」には、固定式客席のほか可動式客席を含む客席数を含む。

【大きさ】車椅子使用者が容易に停車できる大きさとする。

【経路】車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう、幅員 120 cm 以上を確保し、段差がある場合は傾斜路を設ける。

〈望ましい整備〉

- ・客席から舞台までの経路に段が設けられている場合は、段差解消機や傾斜路の設置等を行う。
- ・乳幼児を連れた利用者や発達障害者等が、安心して観覧するために利用できる区画された部屋（センサリールーム等）を設ける。
- ・車椅子使用者用客席の中又は近くに、可動式の客席など、車椅子使用者以外の者（同伴者を含む）も利用できる客席を同数整備する。
- ・通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障害者等が利用しやすいようはね上げ式とする。
- ・車椅子使用者用の客席から車椅子使用者のサイトラインを確保する。
- ・IPC（国際パラリンピック委員会）が策定した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に規定する、総客席数に対する下記（1）～（3）の比率以上の車椅子使用者用客席を整備する。（宿泊施設を除く大会会場施設（屋内）に限る。）

なお、多数の車椅子使用者が観覧する場合や同伴者と観覧する場合に対応できるよう、専用スペースと可動席スペースを組み合わせ、複数の位置から座席の選択が可能となるように設ける。

- （1）全スポーツイベント会場：0.50%
- （2）オリンピック大会会場：0.75%
- （3）パラリンピック大会会場：1.0～1.2%

【2】難聴者用の客席

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会場又は公会堂の客席の部分	-
設置数	客席の総数が 200 以下の場合は当該客席の総数に 1/50 を乗じて得た数以上、客席の総数が 201 以上の場合は当該客席の総数に 1/100 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の客席に、難聴者の聴力を補うための装置を設けるよう努めること。（端数切上）	-

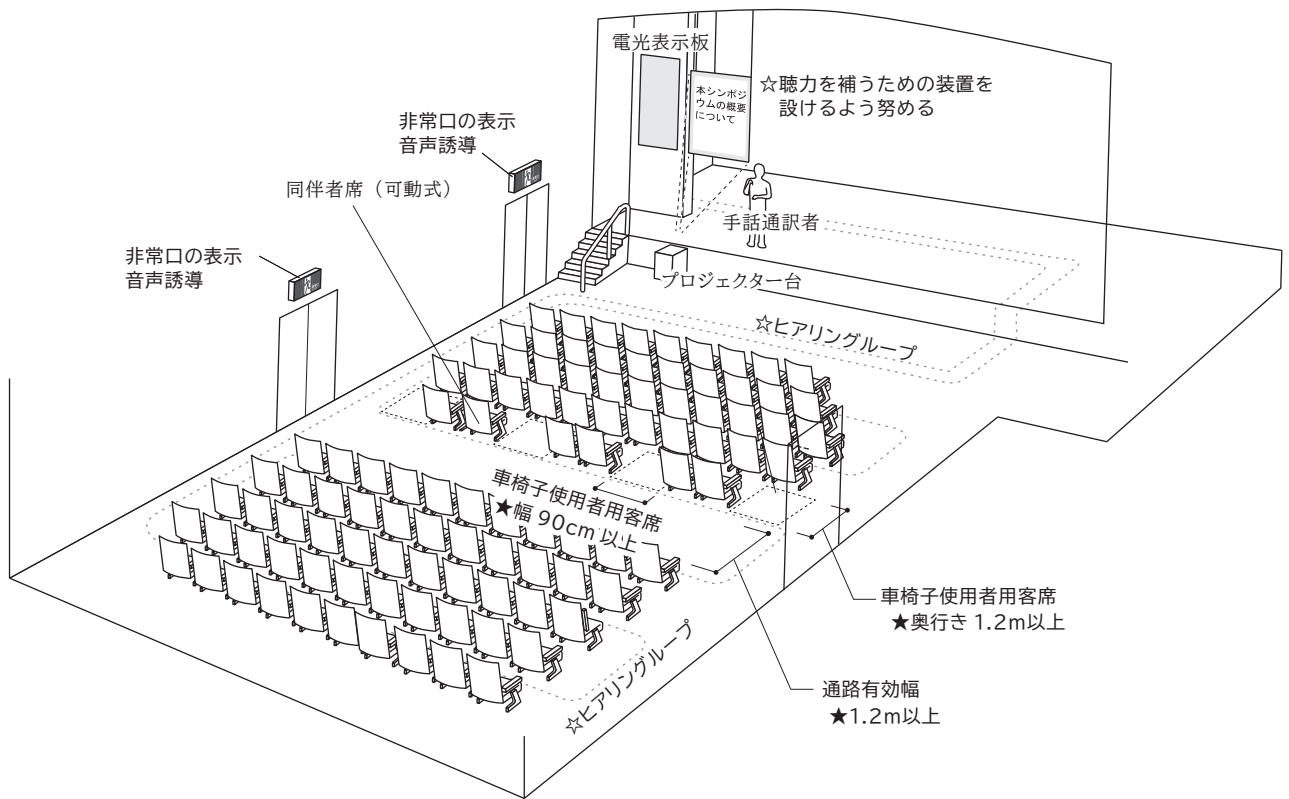
〈解説〉

【設置数】観覧等や客席の選択のため、客席の総数に応じて、難聴者用の客席を一定数以上及び「難聴者用の聴力を補うための装置」として、ヒアリングループや FM 補聴装置等を設けるよう努める。また、「客席の総数」には、固定式客席のほか可動式客席を含む客席数を含む。

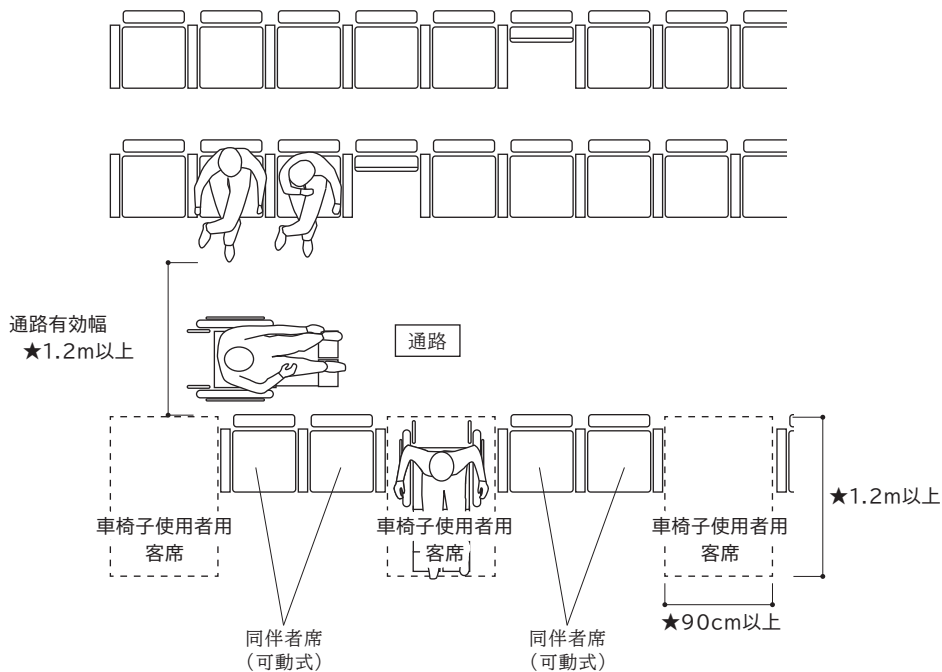
〈望ましい整備〉

- ・聴覚障害のための手話もしくは文字情報装置を設ける。

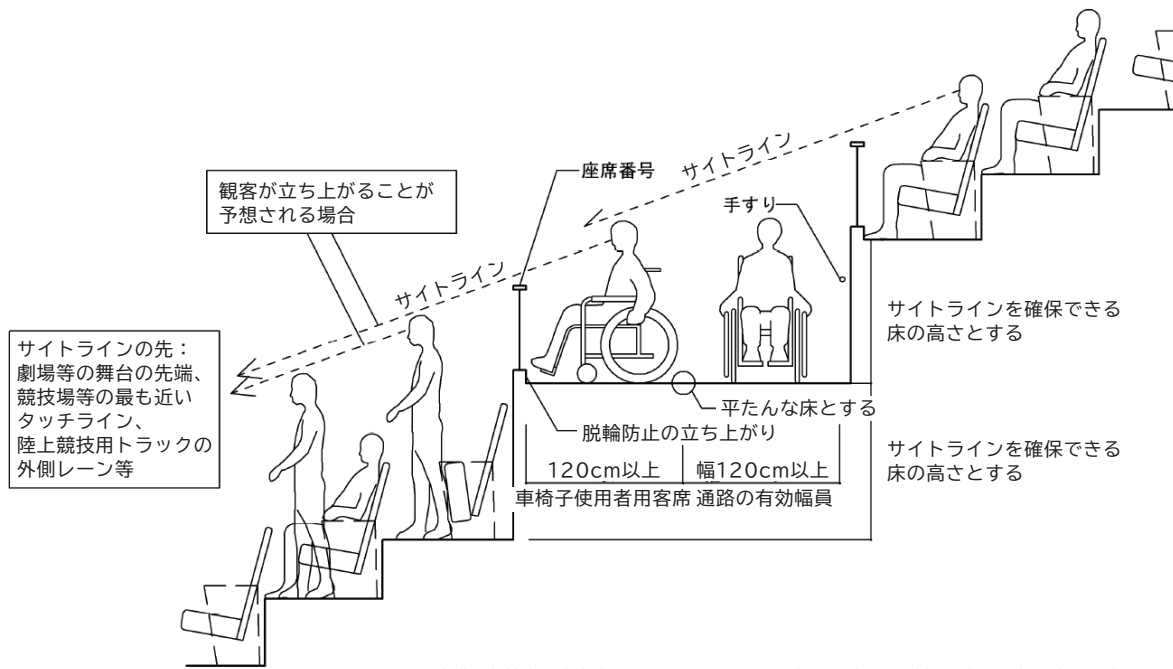
《客席の例》



《車椅子使用者用客席の広さ》

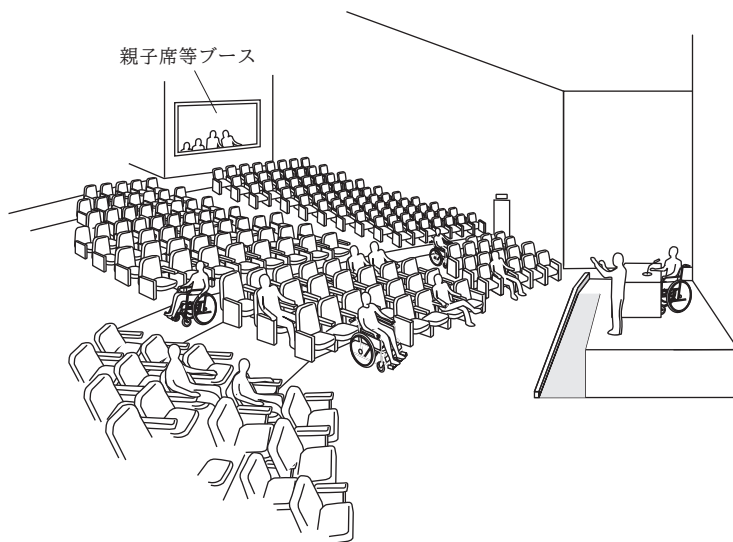


《サイトラインの確保》



出典：高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省 平成29年3月)

《親子席等ブースの例》



▲ 客席から見た親子席等ブース



▲ 親子席等ブースから見た客席

16 カウンター等

《基本的考え方》

カウンター、記載台又は公衆電話台を設ける場合には、物品の受け渡し、筆記、対話等、使用する内容を考慮し、高齢者、障害者等が使用しやすい設置位置等とすることが必要となります。

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

【1】カウンター、記載台又は公衆電話台

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供するカウンター等	-
カウンター等の構造	それぞれ1以上のカウンター等を車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。	-

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-
カウンター等	カウンター、記載台又は公衆電話台	-

《解説》

【カウンター等の構造】車椅子使用者用カウンターは、使用内容を考慮した上で、利用しやすい上端高さ、下部高さ、奥行きを確保する。

《望ましい整備》

- ・立位で使用するカウンターは、身体の支えになるよう、床及び壁に堅固に固定し、必要に応じ手すりを設ける。
- ・銀行、病院ほかサービスカウンター等、順番待ちをする施設では、音声による呼び出しを行うほか、聴覚障害者用に電光掲示板、バイブレーター機能付き呼び出し器、筆談器等を併せて用意する。

【2】券売機その他の利用者の用に供する機器

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	券売機その他の利用者の用に供する機器	-
券売機等	高齢者、障害者等の利用に配慮したものを設けるよう努めること。	-

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【券売機等】下部に車椅子使用者が利用しやすい空間及び高さを設ける等、高齢者、障害者等の利用に配慮する。

《望ましい整備》

- ・難聴者等に対応した音声増幅装置のある電話機を設置する。
- ・ATM には、音声案内装置やボタン操作機能を取り入れる。
- ・タッチパネル式の券売機を設置する場合は、文字の大きさ、配色等、表示や操作の画面を高齢者、障害者等が支障なく利用できるよう配慮する。

17 休憩設備

《基本的考え方》

高齢者、障害者をはじめだれもが円滑に利用できる休憩設備が必要となります。

休憩設備

【凡例】 パリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

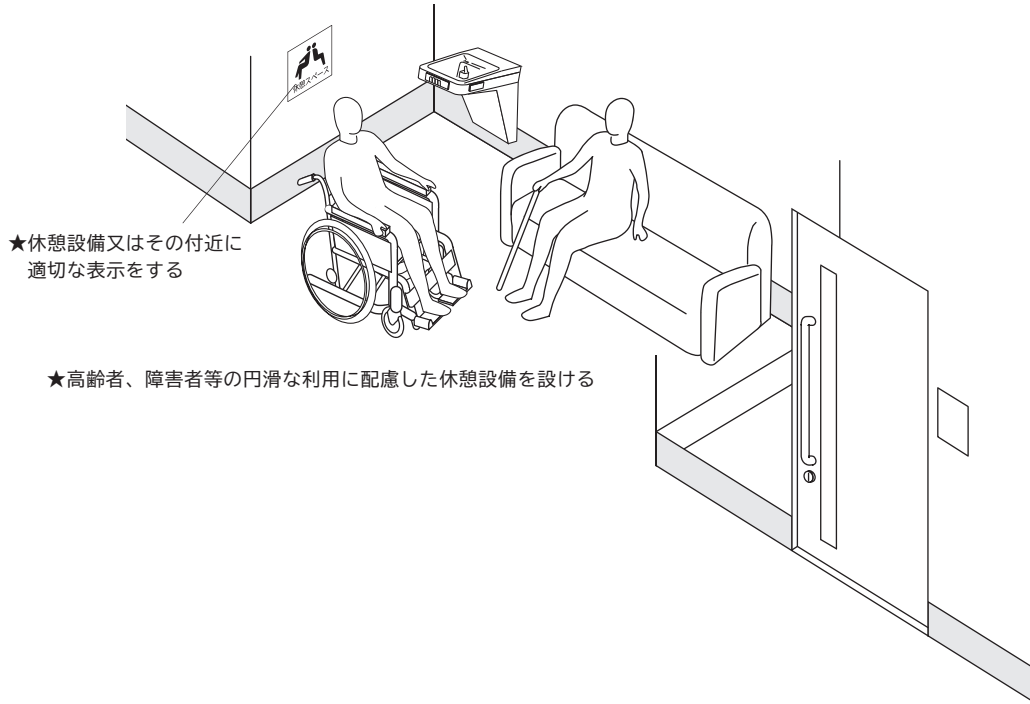
	福祉のまちづくり条例	パリアフリー法令 及び 埼玉県パリアフリー条例
対象	床面積の合計が2,000㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舍、自動車車庫又は公衆便所を除く。）	-
設備	高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した休憩設備を設けること。	-
案内表示	休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。	-

《解説》

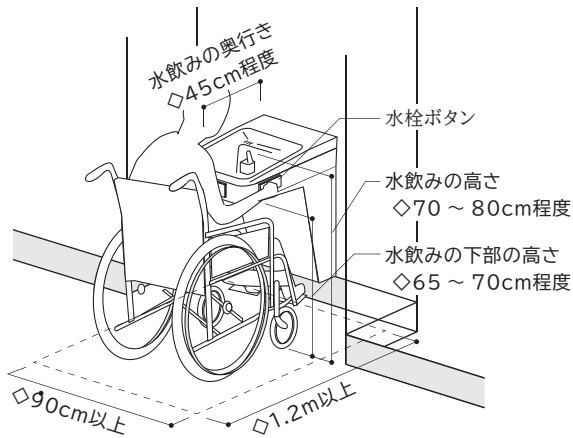
【設備】ベンチ等を設ける場合は、利用者の円滑な通行を妨げないようにし、同伴者を配慮して、便所付近には待ち合い用のベンチを設ける。また、水飲み器等を設ける場合は、車椅子使用者が接近できるスペースを確保するとともに、水飲み器の下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保するなどの対応をする。

【案内表示】利用者が、容易に認識できるよう、わかりやすい位置に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をする。

《廊下に設けた休憩設備》



《水飲み器の設置例》



《便所付近の待合いベンチの例》

知的障害者、発達障害者、認知症高齢者等との同伴時に非常に有効である。



イオンモール与野店

《カームダウン・クールダウン室》

劇場、競技場など大規模施設においては、知的障害者、発達障害者等のパニックを予防したり、気持ちを落ち着かせることのできるスペースを設ける。



出典：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団ホームページ
<http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/calmdown-cooldown/>

18 増築等に関する適用範囲

《基本的考え方》

増築、改築等を行う場合において整備が必要な部分を明らかにし、利用者の円滑な利用が可能となるようバリアフリー化整備を進めます。

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

【1】増築等に関する適用範囲（200㎡以上の建築物）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が200㎡以上の 増築等 をする場合	法及び条例の対象建築物で、増築等をする場合
増築部分	増築等 に係る部分	令第22条 一 当該増築等に係る部分
道等 利用居室	道等 から増築等に係る部分にある 利用居室 までの1以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口	二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
便所	利用者 の用に供する便所	三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
利用居室 便所	増築等に係る部分にある 利用居室 （当該部分に 利用居室 が設けられていないときは、 道等 ）から 車椅子対応トイレ （ 車椅子対応トイレ が設けられていない場合においては、 準車椅子対応トイレ ）までの1以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口	四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、 道等 ）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
駐車場	利用者 の用に供する駐車場	五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
駐車場 利用居室	車椅子使用者用駐車施設 から増築等に係る部分にある 利用居室 （当該部分に 利用居室 が設けられていないときは、 道等 ）までの1以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口	六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、 道等 ）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
増築等	増築、改築、大規模の修繕又は大規模の様式替え（建築物の用途を変更して生活関連施設とすることを含む）	増築又は改築（用途の変更をして法及び条例の対象建築物にすることを含む）
道等	道又は公園、広場その他の空地	-
当該建築物の 車寄せ （読み替え）	「18 増築等に関する適用範囲」の経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により「6【2】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路」に定める基準に適合させることが困難である場合は、「道等」とあるのは「当該建築物の車寄せ」とする	-

利用居室	利用者の用に供する居室	-
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-
車椅子対応トイレ	「4 便所【1】」で整備した便所	-
準車椅子対応トイレ	「4 便所【2】」で整備した便所	-
車椅子使用者用駐車施設	「7 駐車場」で整備した駐車施設	-
移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路	「6 敷地内の通路【2】」で整備した敷地内の通路	-

《解説》

- ・増築等を行う部分と既存の部分の床面積の合計が 500 m²以上となる場合に利用者の用に供する便所を設けるときは、車椅子対応トイレを整備する。

【2】増築等に関する適用範囲（200 m²未満の建築物）

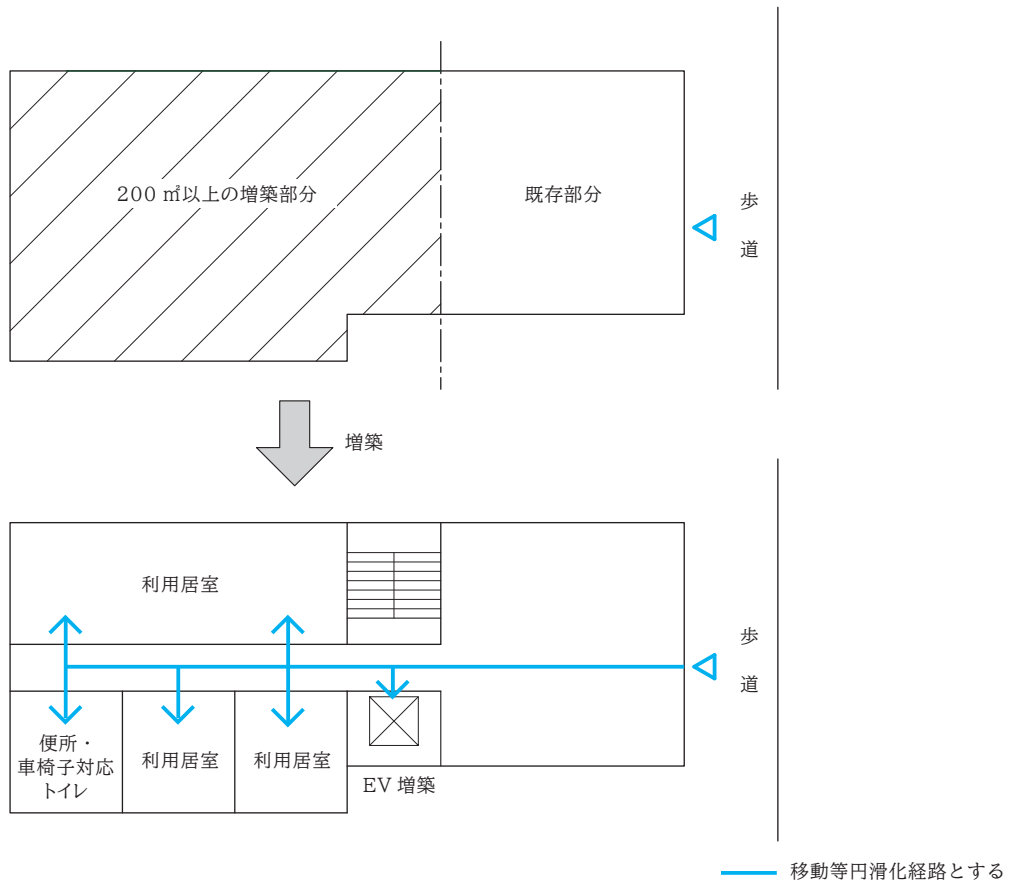
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が 200 m ² 未満の増築等をする場合	法及び条例の対象建築物で、増築等をする場合
増築部分	増築等に係る部分	令第 22 条 — 当該増築等に係る部分

バリアフリー法令は、【1】増築等に関する適用範囲（200 m²以上の建築物）に掲げる から の「バリアフリー法令及び埼玉県バリアフリー条例」の欄も適用があるため、留意すること。

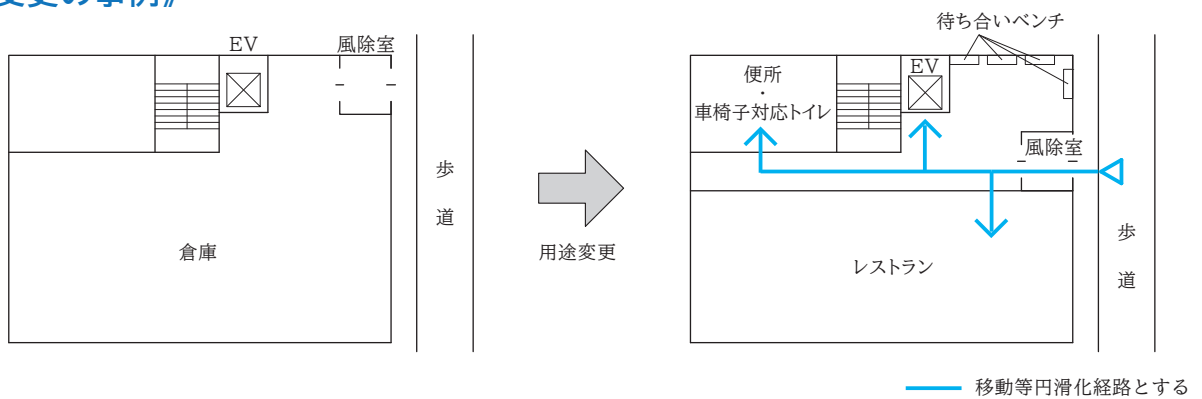
《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
増築等	増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（建築物の用途を変更して生活関連施設とすることを含む）	増築又は改築（用途の変更をして法及び条例の対象建築物にすることを含む）

《増築の事例》



《用途変更の事例》





19 自動車車庫等を含む

建築物の床面積の算定方法

《基本的考え方》

条例の整備基準を適用するに当たり、建築物の床面積の合計が一定規模未満の場合は、条例で届出等を定めている床面積に車庫等の床面積を算入しないことで、必要以上に規制対象としないこととしています。

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

自動車車庫等を含む建築物の床面積の算定方法

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
床面積	★ 床面積 の合計が、2,000㎡未満の建築物については、 建築物に関する整備基準 に定める床面積に、 車庫等床面積 を算入しない。	条例第3条第2項 床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計が、2,000㎡未満の特別特定建築物については、前項の規模に、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積を算入しない。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
床面積	建築物の増築等の場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積	—
建築物に関する整備基準	「1廊下」から「18増築等」の適用範囲までの基準をいう	—
車庫等床面積	自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積	—

【引用・参考文献】

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

- ・編集：国土交通省
- ・平成 29 年 3 月

公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン

(バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編)

- ・編集：国土交通省
- ・平成 30 年 7 月

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】

- ・編集：国土交通省
- ・平成 24 年 3 月

埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック

- ・編集：埼玉県
- ・平成 17 年 3 月

東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル

- ・編集：東京都
- ・平成 31 年(2019 年) 3 月改訂版

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 第 4 版

- ・編集：日本建築行政会議
- ・平成 29 年 3 月

【アドバイザー】

高橋儀平(東洋大学名誉教授)

埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック

令和 3 年 7 月発行

【編集・発行】埼玉県 福祉部 福祉政策課

電話：048-830-3223

FAX：048-830-4801